

第八次郡山市高齢者福祉計画
郡山市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)

素 案

計画期間

2021（令和3）年度～2023（令和5）年度

2021（令和3）年3月

郡山市

第八次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画

目 次

I 総 論

第1章 総論	1
1 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格	2
(3) 計画の期間	2
(4) 本計画の策定体制	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
1 高齢者人口の推移と将来推計	4
(1) 人口推計	4
(2) 総人口	5
(3) 年齢構成	5
(4) 高齢化	6
(5) 高齢者のいる世帯の状況	7
2 要介護認定者数の現状と推計	8
(1) 要介護認定者数の推計	8
(2) 年齢階層別要介護認定者数及び割合	9
(3) 要介護度別認知症高齢者の状況	9
(4) 認知症高齢者の推移	11
3 日常生活圏域の状況	12
(1) 日常生活圏域	12
(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等	13
(3) 日常生活圏域別の高齢者のいる世帯状況	14
第3章 基本理念及び基本目標	15
1 基本理念及び基本目標	15
2 基本方針	16
II 各種施策の進め方	
第1章 健康づくりの推進	19
1 健康寿命延伸に向けた取組	20
(1) フレイル予防	20
(2) 健康づくりの情報提供	20

(3) 受動喫煙防止対策の強化・禁煙支援	20
2 生活習慣病予防の推進	21
(1) 特定健康診査・特定保健指導等	21
(2) がん検診等	21
(3) 健康教育・健康相談	21
3 歯と口腔の健康づくりの推進	21
(1) 歯周疾患検診	21
(2) 「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進	21
(3) 介護予防教室	22
4 感染症対策の推進	22
(1) 感染症対策	22
(2) 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	22
(3) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業	22
第2章 生きがい対策の充実	23
1 社会参加の促進	24
(1) 高齢者健康長寿サポート事業	24
(2) いきいきデイクラブ事業	24
(3) 老人クラブ活動	24
(4) 市民活動・地域活動の参加促進（協働のまちづくり推進事業）	24
(5) 三世代交流事業	24
2 生涯学習等の支援	25
(1) 長寿社会対策推進事業（あさかの学園大学）	25
(2) 公民館の定期講座開催事業	25
(3) 生涯学習支援事業	25
(4) 高齢者作品展・スポーツ大会等の開催	25
(5) ICTの活用	26
3 高齢者の就労対策	26
(1) 高年齢者就業機会確保事業	26
(2) 介護資格取得費用の一部助成	26
(3) 農業における高齢者の活躍	26
第3章 生活環境の充実	27
1 安全安心な環境づくりの推進	28
(1) ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備	28

(2) 防災体制の強化	28
(3) 防犯体制の強化	29
(4) 事故予防の推進	30
(5) 見守り体制の充実	30
(6) 高齢者の交通手段の確保	31
2 高齢者の住まいの安定的な確保	31
(1) 養護老人ホーム	31
(2) 軽費老人ホーム A 型、ケアハウス	32
(3) 有料老人ホーム	32
(4) サービス付き高齢者向け住宅	32
(5) 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進	32
(6) 生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進	32
3 高齢者施設の利用促進	33
(1) 老人福祉センター・高齢者文化休養センター	33
(2) 地域交流センター・市民福祉センター	33
4 民間団体との連携推進	34
(1) 社会福祉法人等の公益法人との連携強化	34
(2) 保健衛生地区組織の育成・支援の強化	35
(3) ボランティア、民間団体等の育成・支援の強化	35
第 4 章 相談・支援体制の充実	37
1 相談支援・情報提供の充実	38
(1) 地域包括支援センターの機能強化	38
(2) 基幹型地域包括支援センターによる支援の充実	38
(3) 多機関との連携による相談体制の強化	38
(4) 災害時等における相談支援体制の確保	38
2 日常生活を支援する体制整備の推進	40
(1) 生活支援コーディネーターの配置	40
(2) 協議体活動の推進	40
(3) 他事業との連携	40
3 地域ケア会議の充実	41
(1) 地域ケア推進会議、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議	41
(2) 円滑に実施するための環境整備	41
(3) 多職種との連携	41

4	高齢者の権利擁護	43
	(1) 高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み	43
	(2) 成年後見制度利用の推進	43
	(3) 社会福祉法人等との連携強化	43
	(4) 消費者被害防止に向けた取り組み	44
5	放射線に関する健康管理の推進	44
	(1) 内部被ばく検査事業	44
	(2) 自家消費野菜等放射能検査事業	44
第5章 介護予防・生活支援の推進		45
1	介護予防の推進	46
	(1) 介護リスクの把握	46
	(2) 介護予防の普及・啓発	46
	(3) 介護予防に資する通いの場の普及・啓発	46
	(4) 介護予防ボランティアの育成	47
	(5) 介護予防事業の評価	47
2	介護予防・生活支援サービス事業	47
	(1) 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	47
	(2) 通所型サービス（デイサービス）	47
3	生活支援の推進	47
	(1) 日常生活用品給付事業	47
	(2) 高齢者在宅生活支援事業	48
	(3) 配食サービス活用事業	48
	(4) 訪問理美容サービス事業	48
	(5) 寝具洗濯乾燥サービス事業	48
	(6) はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	49
	(7) 介護マーク、ヘルプマーク	49
第6章 認知症施策の推進		50
1	認知症高齢者支援の推進	51
	(1) 認知症ケアパス（「つながる～もの忘れが気になったら…～」）	51
	(2) 認知症地域支援推進員	51
	(3) 認知症初期集中支援チーム	51
	(4) 認知症カフェ（オレンジカフェ）	51
	(5) 認知症の方本人からの発信支援	52
	(6) 地域支援体制の強化	52
	(7) 若年性認知症の方への支援	52

(8) 認知症施策に関する関係機関との連携	52
(9) 医療・介護の手法の普及	52
2 認知症の理解促進	53
(1) 認知症サポーター養成講座	53
(2) キャラバンメイトの育成・支援	53
3 認知症高齢者や家族への在宅生活支援	53
(1) 認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク事業	53
(2) 認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	54
(3) 認知症高齢者身元確認 QR コード活用事業	54
第7章 在宅医療・介護連携の推進	56
1 在宅医療・介護連携の推進	57
(1) 地域医療・介護サービス資源の把握	57
(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	57
(3) 切れ目のない在宅医療と介護の供給体制の構築推進	57
(4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	57
(5) 地域住民への普及啓発	57
(6) 医療・介護関係者の情報共有の支援	57
(7) 医療・介護関係者の研修	57
第8章 介護保険サービス提供体制の充実	58
1 介護保険サービス量の推移	59
(1) 居宅サービスの推移	59
(2) 施設サービスの推移	60
(3) 地域密着型サービスの推移	60
2 介護保険サービス量の見込み	62
(1) 2040年（令和22年）までのサービス量等の見込み	62
(2) 施設・居住系及び在宅サービス量の見込み	63
(3) 地域支援事業量の見込み	71
(4) 介護保険給付費の見込み等	73
3 介護保険サービス基盤の整備	76
(1) 居宅介護サービス	76
(2) 施設サービス	77
(3) 地域密着型サービス	78
(4) 介護保険サービス基盤整備等の確保の方策等	80

4	介護給付の適正化	81
	(1) 要介護認定の適正化	81
	(2) ケアプランの点検	82
	(3) 住宅改修等の点検	82
	(4) 縦覧点検・医療情報との突合	82
	(5) 介護給付費通知	83
5	介護人材の確保、資質向上及び業務の効率化	84
	(1) 介護人材の確保	84
	(2) 介護人材の資質向上と定着促進	85
	(3) 業務の効率化	85
	(4) サービス事業者等との連携	85
6	介護保険サービスの円滑な提供	86
	(1) 要介護認定体制の強化・充実	86
	(2) 介護・介護予防サービスに関する情報提供	86
	(3) 相談及び苦情処理体制の確立	87
	(4) 低所得者の負担軽減対策	87
7	地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの推進	88
	(1) 共生型サービスの基盤の整備	88
	(2) 共生型サービスの円滑な提供	88
8	介護現場における災害及び感染症に対する備え	89
	(1) 災害に対する備え	89
	(2) 感染症に対する備え	89
Ⅲ 計画の進行管理		
第1章	計画の達成状況の点検	90
1	点検の内容	90
2	点検を行う組織体制	90

巻末資料

- 1 一般高齢者実態調査結果（2019（令和元）年度）
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（2019（令和元）年度）
- 3 介護保険居宅サービス利用者アンケート結果
- 4 在宅介護実態調査結果
- 5 介護人材確保・定着等に関するアンケート調査結果

- 6 介護給付費の財源構成
- 7 郡山市介護保険条例
- 8 2020（令和2）年 郡山市介護保険運営協議会委員名簿
- 9 郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）策定庁内検討会設置要綱

I 総論

第1章 総論

第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章 基本理念及び基本目標

第1章 総論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12(2000)年に導入されて以来20年が経過し、「高齢者と家族を支える制度」として定着してまいりましたが、一方では、高齢化の進行によりさまざまな課題が生じています。

2025年には、団塊の世代の方がすべて後期高齢者となり、介護サービスや高齢者施策への需要が急速に高まり、それ以降も高齢者数は緩やかに増加しながら、2040年には団塊ジュニア世代が高齢者になることで高齢者人口がピークを迎えることが予測されていますが、これに伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加することが予測されており、また、支え手である現役世代人口は徐々に減少していくものと予測され、介護保険事業の財政基盤の維持、介護サービスの効率的・効果的な提供などが重要な検討課題になっています。また、近年の台風等の自然災害の発生や感染症の流行を踏まえた各高齢者施設における対策も重要な課題として併せて検討していく必要があります。

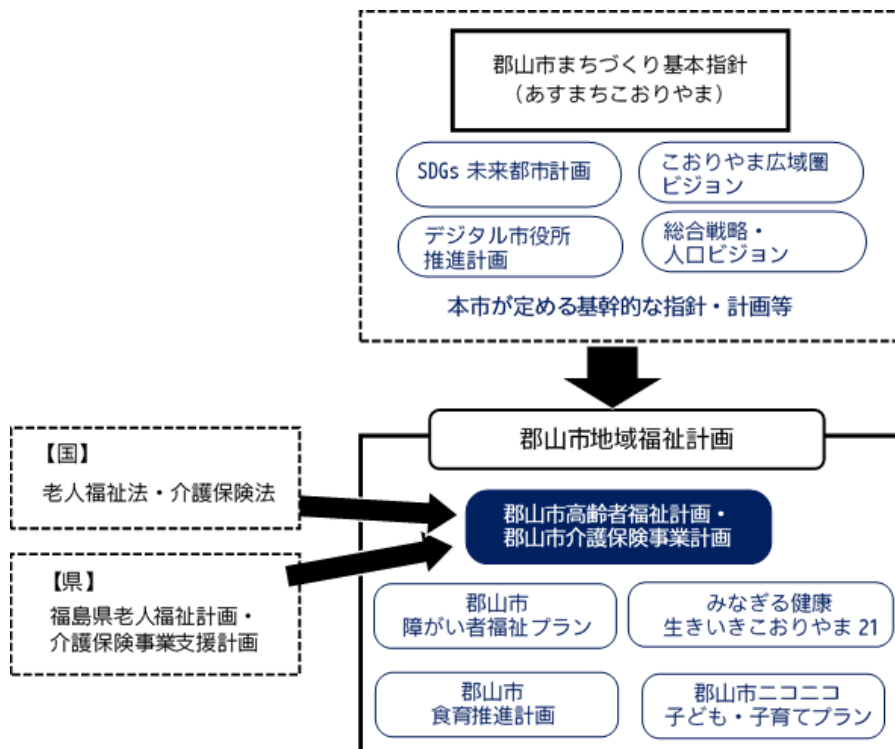
さらに、高齢者の暮らしや地域の在り方も多様化する中、国では、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、地域共生社会の実現を図るため、地域の特性に応じた介護サービスの提供体制の整備等を推進することとしています。

本市においては、これまで、健康寿命の延伸に努め、多様な知識と経験を持つ高齢者が社会の担い手として生きいきと元気に活躍できる活力ある地域の実現を目指すとともに、介護予防・重度化防止の推進、認知症施策、多様な生活支援・介護予防サービスの推進など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活していくために、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを行ってまいりました。

この様な中、「第七次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」の検証を踏まえ、「第八次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。さらには、2025年に向け、AI、5G、IOT等を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)化と「こおりやま広域連携中枢都市圏」全体で、「経済」「社会」「環境」において持続可能なまちづくりに取り組むとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの考えの下、すべての世代が健康で生きいきと暮らせるまちを目指す「全世代健康都市圏創造事業」にも取り組んでまいります。

(2) 計画の性格

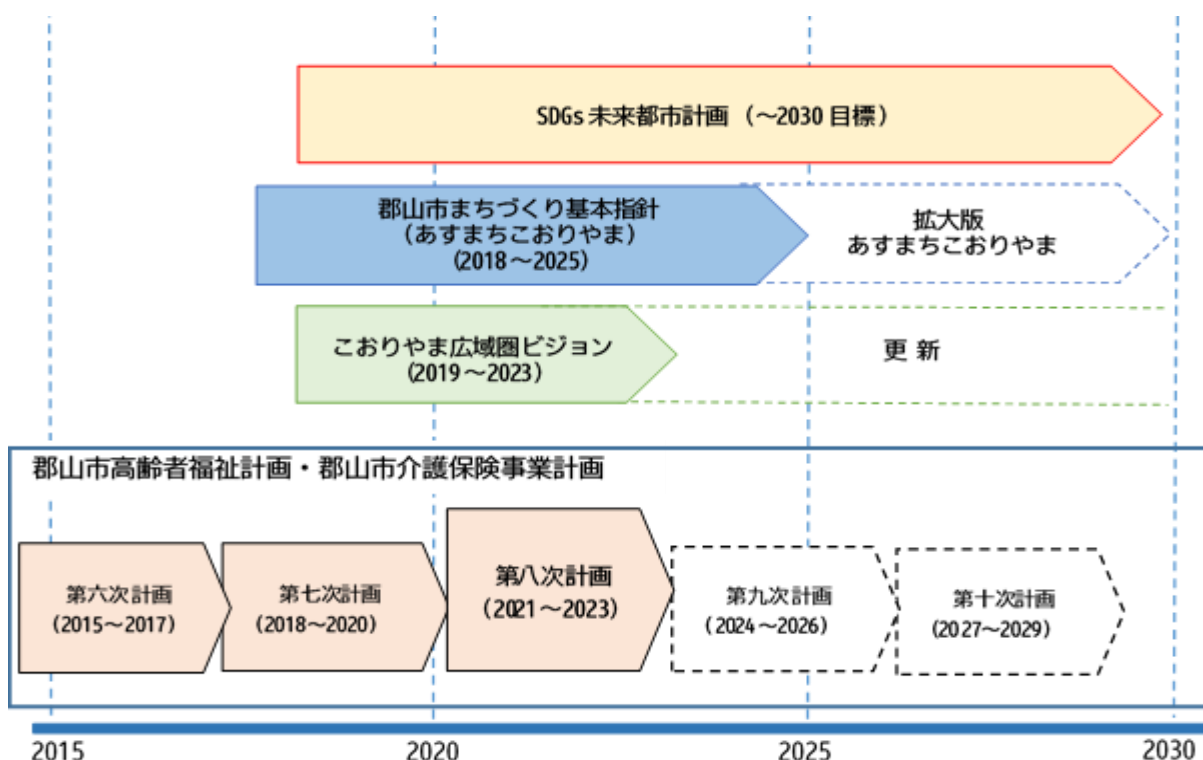
本計画は、本市のまちづくりの基本理念や将来都市構想を示す「郡山市まちづくり基本指針」、福祉分野の総合的な計画である「郡山市地域福祉計画」の方針を踏まえつつ、各種関連計画との調和を図り、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画で、本市の高齢者に関する福祉施策及び介護保険事業の全般にわたる総合的な計画です。



(3) 計画の期間

第八次計画の期間は 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年間です。

団塊の世代のすべてが後期高齢者（75 歳以上）となる 2025（令和 7）年、さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となることで高齢者人口がピークを迎えるとされる 2040（令和 22）年を見据え、長期的な視点に立った計画とします。



(4) 本計画の策定体制

本計画の策定に当たり、住宅、交通、雇用をはじめとする関係部署による庁内検討会を設置し、施策に係る協議を行うとともに、幅広い意見を計画に反映させるため、地域ケア推進会議等による施策の検討や、保健・医療・福祉の専門分野の代表者や被保険者として公募により選任された委員などから組織される「郡山市介護保険運営協議会」において計画内容の検討を行いました。

また、高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用状況などを把握するために、「一般高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」など市民を対象とした各種調査を実施するとともに、市民の意見を計画に反映するために、パブリックコメントによる意見等を募集しました。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者人口の推移と将来推計

(1) 人口推計

本市の人口は、2004（平成16）年の339,248人をピークに減少に転じ、東日本大震災直後の人口急減からしばらくは回復基調にありましたが、2016（平成28）年度から再び減少に転じ、今後は減少傾向が続くものと予測されます。このような中、高齢者人口は2020（令和2）年度の85,305人が2025（令和7）年度には91,083人となり約6,000人の増加、さらに2040（令和22）年度には総人口が減少する中、高齢者人口は94,417人と推計され、約9,000人の増加となるものと予測されます。

また、2040（令和22）年度には、高齢者人口は総人口の1/3以上を占め、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を大きく上回ると予測されます。

40～64歳の人口は、2020（令和2）年度には総人口の1/3以上を占めていますが、将来的にその割合は、減少傾向となるものと予測されます。

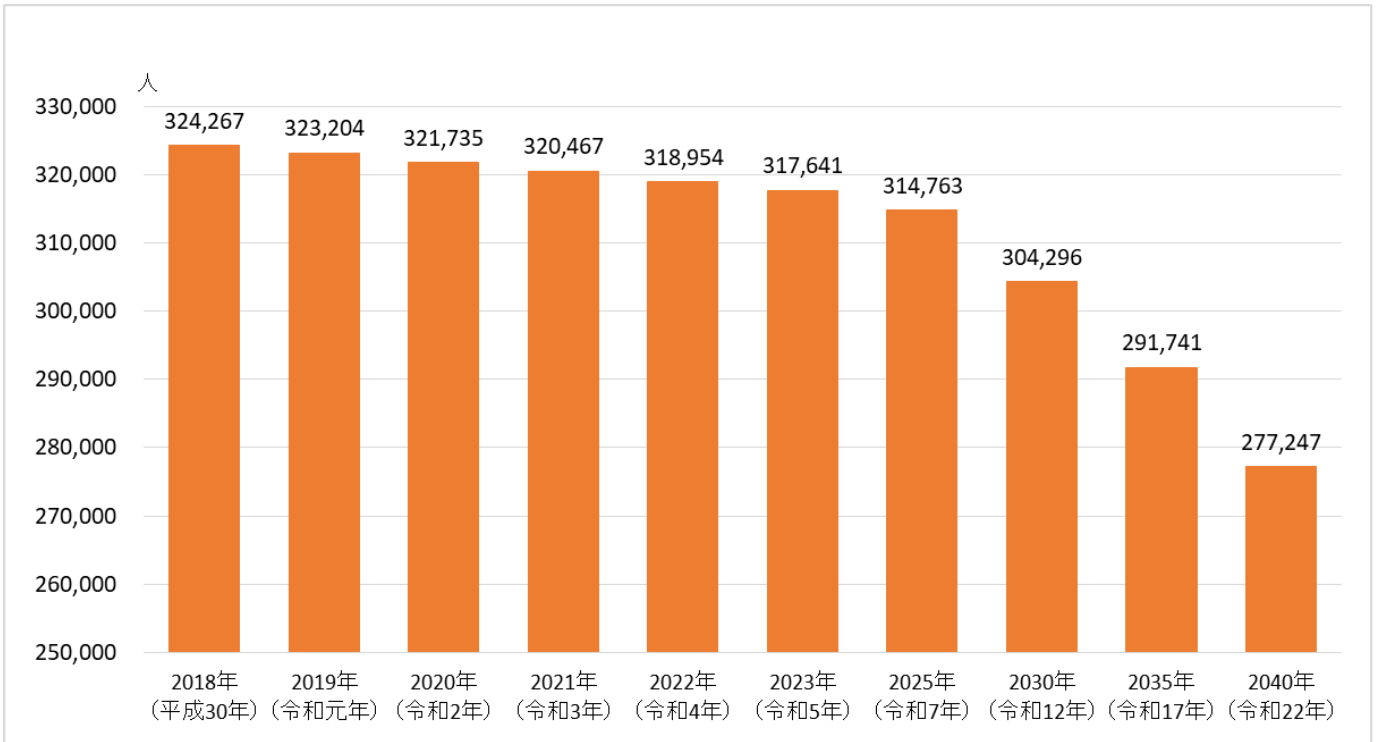
（単位：人）

区分	第七次			第八次			第九次	第十一次	第十二次	第十四次
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
総人口	324,267	323,204	321,735	320,467	318,954	317,641	314,763	304,296	291,741	277,247
高齢者人口	82,699	83,923	85,305	86,519	87,741	88,873	91,083	92,906	93,079	94,417
高齢化率(%)	25.5	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	28.9	30.5	31.9	34.1
前期高齢者	42,759	43,044	44,228	45,490	45,017	43,996	41,882	39,322	38,117	40,302
比率(%)	13.2	13.3	13.7	14.2	14.1	13.9	13.3	12.9	13.1	14.6
後期高齢者	39,940	40,879	41,077	41,029	42,724	44,877	49,201	53,584	54,962	54,115
比率(%)	12.3	12.7	12.8	12.8	13.4	14.1	15.6	17.6	18.8	19.5
40～64歳人口	110,941	110,572	110,148	109,601	108,804	108,297	107,079	103,391	98,401	89,822
比率(%)	34.2	34.2	34.2	34.2	34.1	34.1	34.0	34.0	33.7	32.4

（郡山市介護保険課：推計値、各年度10月1日現在）

(2) 総人口

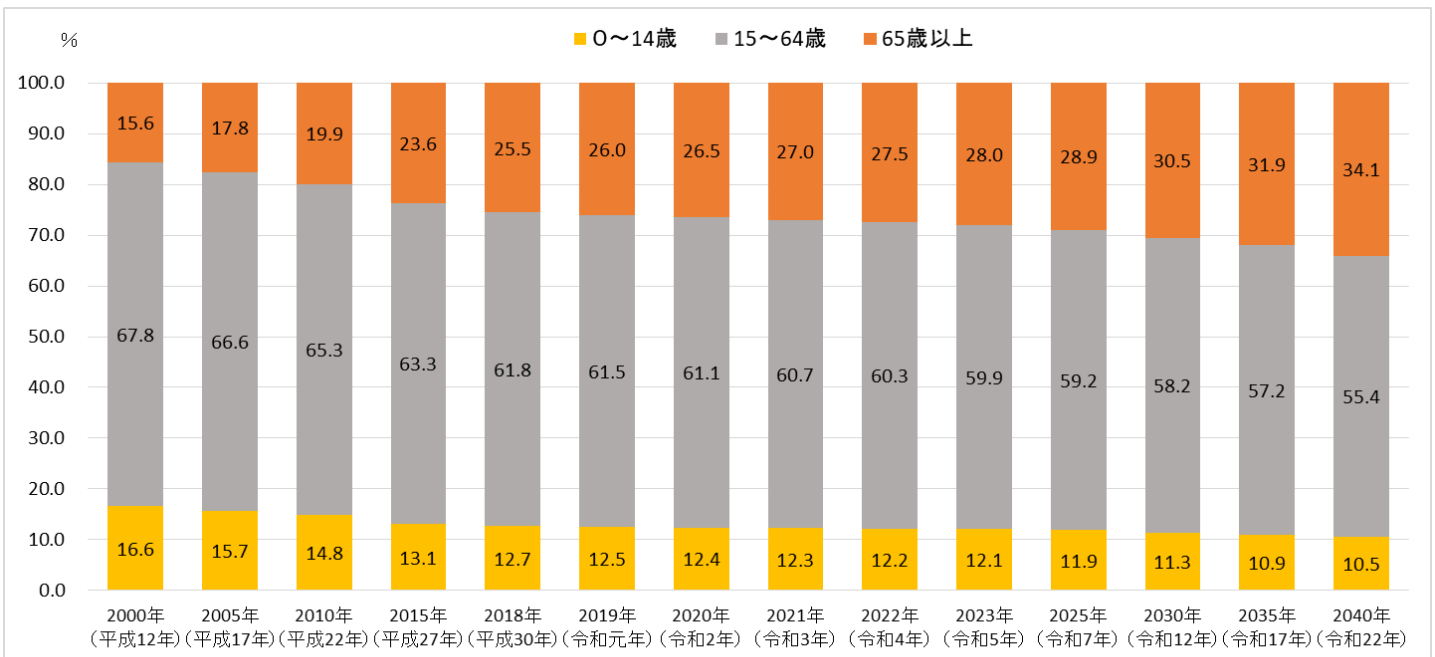
本市の人口は、2004（平成 16）年をピークに減少傾向が続き、2040（令和 22）年には、2018（平成 30）年の人口より約 47,000 人（14.5%）減少すると予測されます。



（郡山市介護保険課：推計値、各年10月1日現在）

(3) 年齢構成

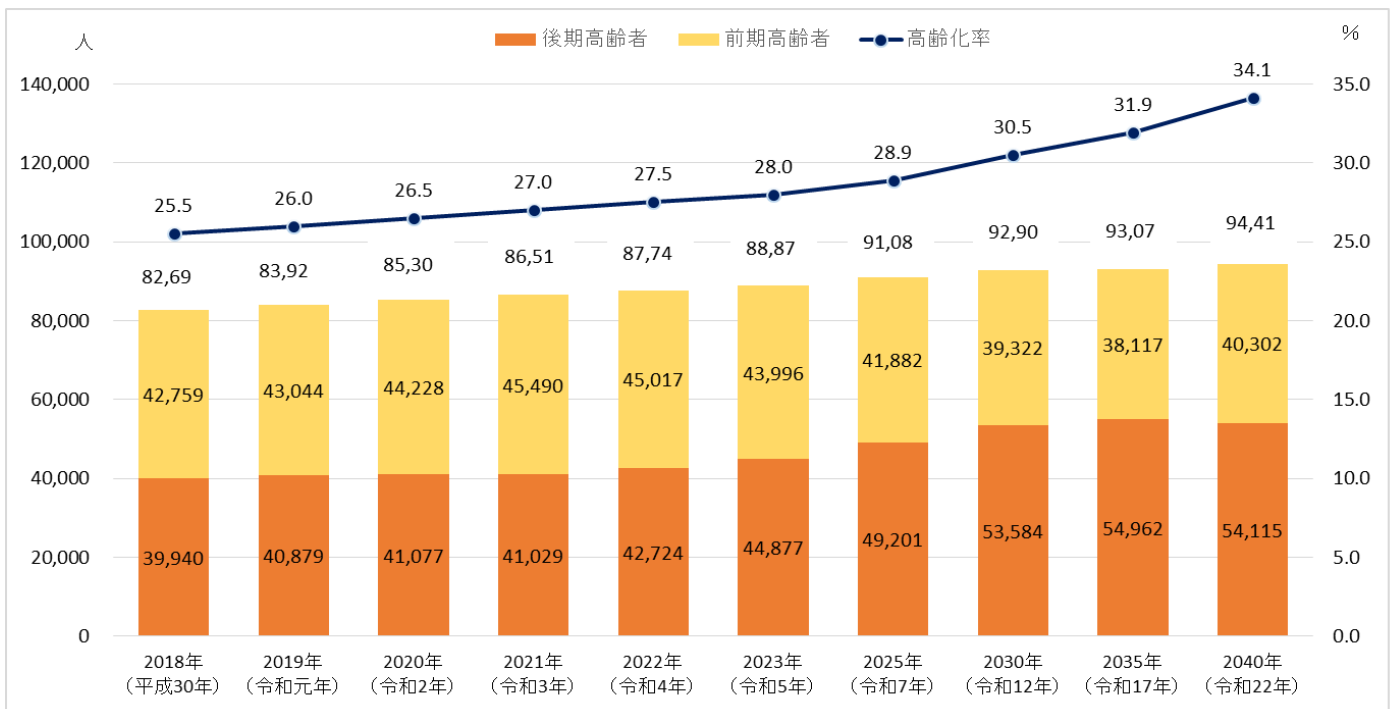
本市の年齢構成は、産業基盤が充実していることなどから、人口の6割程度を生産年齢人口（15歳～64歳）が占めています。一方、2005（平成 17）年度を境に高齢者人口（65歳以上）は年少人口（0歳～14歳）を上回り、高齢者人口は2025（令和 7）年度には、生産年齢人口の約半数となり、2040（令和 22）年度まで引き続き増加していくことが見込まれます。



(4) 高齢化

本市の高齢化率は、1985（昭和 60）年から 2018（平成 30）年までで 8.7%から 25.5%と約 3 倍に上昇しています。今後も上昇傾向は続き、2025（令和 7）年には 28.9%に上昇すると予測されます。

後期高齢者（75 歳以上）は、高齢化率と比例して上昇し、2023（令和 5）年には高齢者の半数を超え、2025（令和 7）年には 49,201 人となり、2040（令和 22）年には 54,115 人になると予測されます。



(郡山市介護保険課: 推計値、各年10月1日現在)

(5) 高齢者のいる世帯の状況

本市における世帯数は、1985(昭和60)年の91,658世帯から2020(令和2)年の142,804世帯へと増加し、人口の伸びを上回っています。このことは、都市化の進展による核家族化の進行が原因となっているものと考えられます。

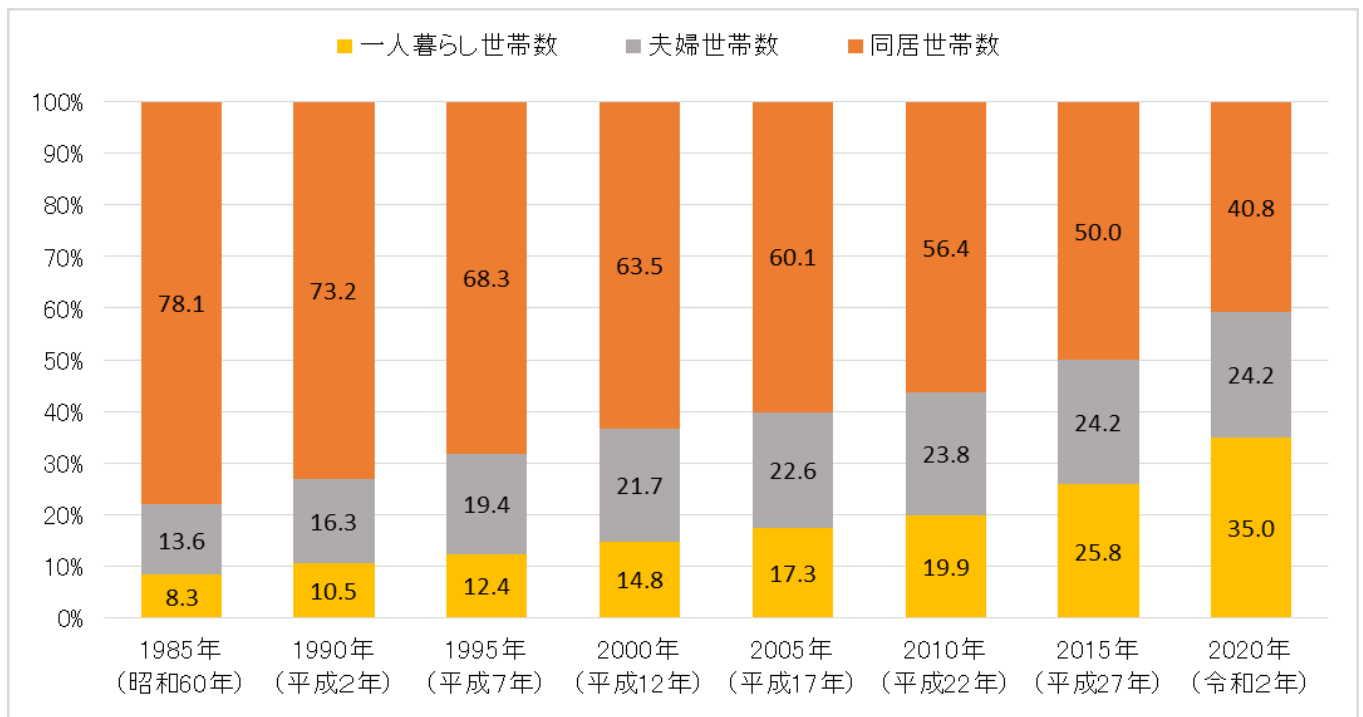
また、65歳以上の高齢者のいる世帯数についても大幅に増加しており、2020(令和2)年では59,739世帯と1985(昭和60)年の19,381世帯の3倍を超える状況になっており、中でも、高齢の一人暮らし、夫婦のみの世帯は急激に増加しており、今後も、この傾向が強まるものと予測されます。

(単位：世帯)

	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
世帯数	91,658	99,931	110,964	120,229	126,382	131,740	138,310	142,804
高齢者のいる世帯	19,381	23,490	29,419	34,716	39,657	44,567	53,809	59,739
一人暮らし世帯数	1,617	2,462	3,638	5,122	6,853	8,847	13,877	20,899
夫婦世帯数	2,628	3,824	5,699	7,549	8,960	10,592	13,043	14,476
同居世帯数	15,136	17,204	20,082	22,045	23,844	25,128	26,889	24,364

※1985年から2015年までは国勢調査

※2020年は住民基本台帳、10月1日現在



(資料：1985年から2015年までは国勢調査、2020年は住民基本台帳、10月1日現在)

2 要介護認定者数の現状と推計

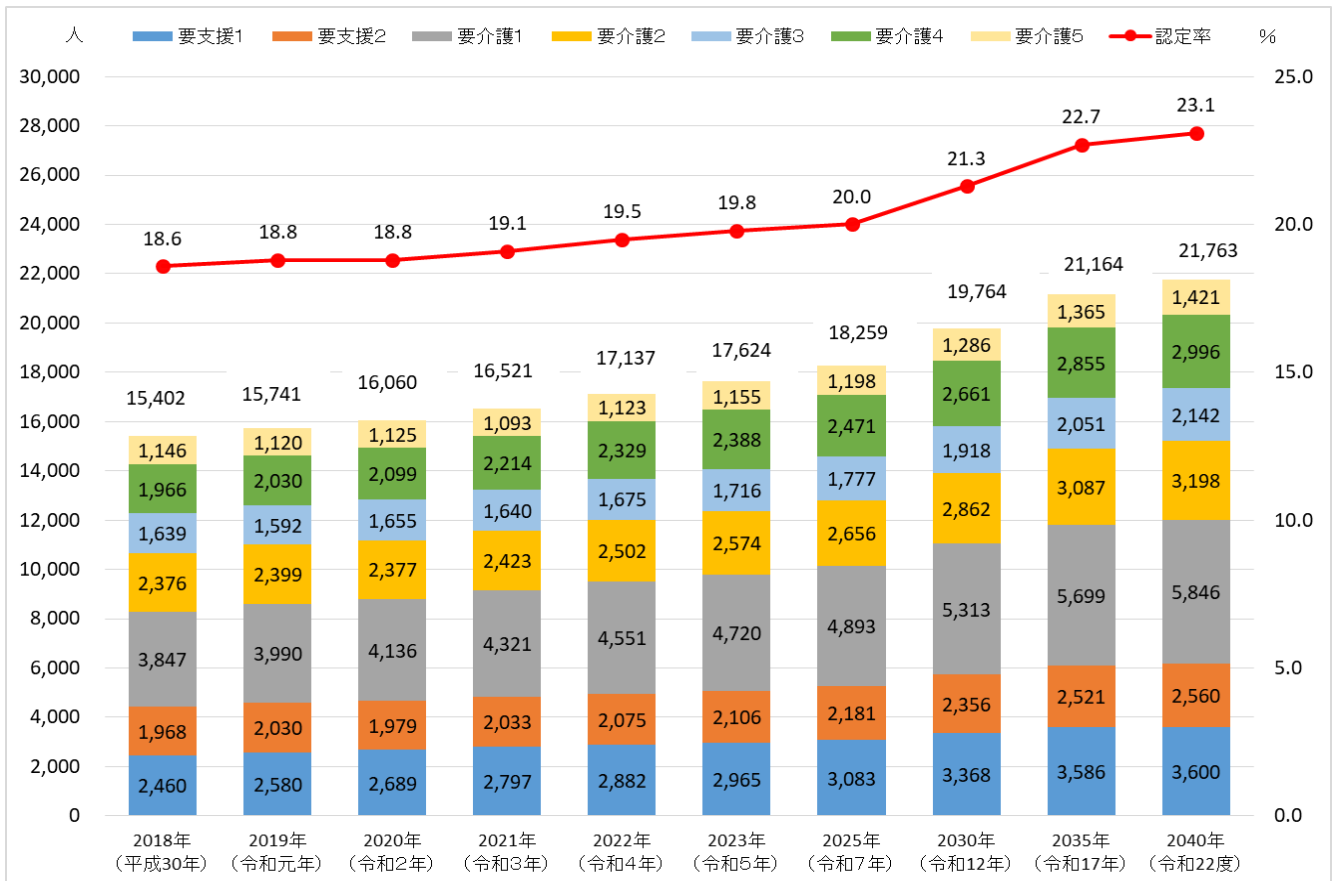
(1) 要介護認定者数の推計

2020（令和2）年現在の要介護認定者数をもとに2021（令和3）年度以降の要介護認定者数を推計すると、今後、高齢者人口の増加に伴い第八次計画の最終年度である2023（令和5）年度には、17,624人、更に団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年度には要介護認定者数が、約22,000人になると推計されます。

2020（令和2）年度と第八次計画の最終年度である2023（令和5）年度を比較すると、約1,600人（10%）の増加が見込まれ、2040（令和22）年度を比較すると、約5,700人（35%）増加すると推計されます。

	第七次			第八次			第九次	第十一次	第十二次	第十四次
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22度)
要支援1	2,460	2,580	2,689	2,797	2,882	2,965	3,083	3,368	3,586	3,600
要支援2	1,968	2,030	1,979	2,033	2,075	2,106	2,181	2,356	2,521	2,560
要介護1	3,847	3,990	4,136	4,321	4,551	4,720	4,893	5,313	5,699	5,846
要介護2	2,376	2,399	2,377	2,423	2,502	2,574	2,656	2,862	3,087	3,198
要介護3	1,639	1,592	1,655	1,640	1,675	1,716	1,777	1,918	2,051	2,142
要介護4	1,966	2,030	2,099	2,214	2,329	2,388	2,471	2,661	2,855	2,996
要介護5	1,146	1,120	1,125	1,093	1,123	1,155	1,198	1,286	1,365	1,421
合計	15,402	15,741	16,060	16,521	17,137	17,624	18,259	19,764	21,164	21,763
認定率	18.6	18.8	18.8	19.1	19.5	19.8	20.0	21.3	22.7	23.1

（郡山市介護保険課：推計値、各年度10月1日現在）



(2) 年齢階層別要介護認定者数及び割合

2020（令和2）年10月1日現在で、75歳から79歳では高齢者数の1割以上の方が要介護認定を受けており、80歳以上84歳では約3割の方が、85歳から89歳では5割以上の方が要介護認定を受けています。

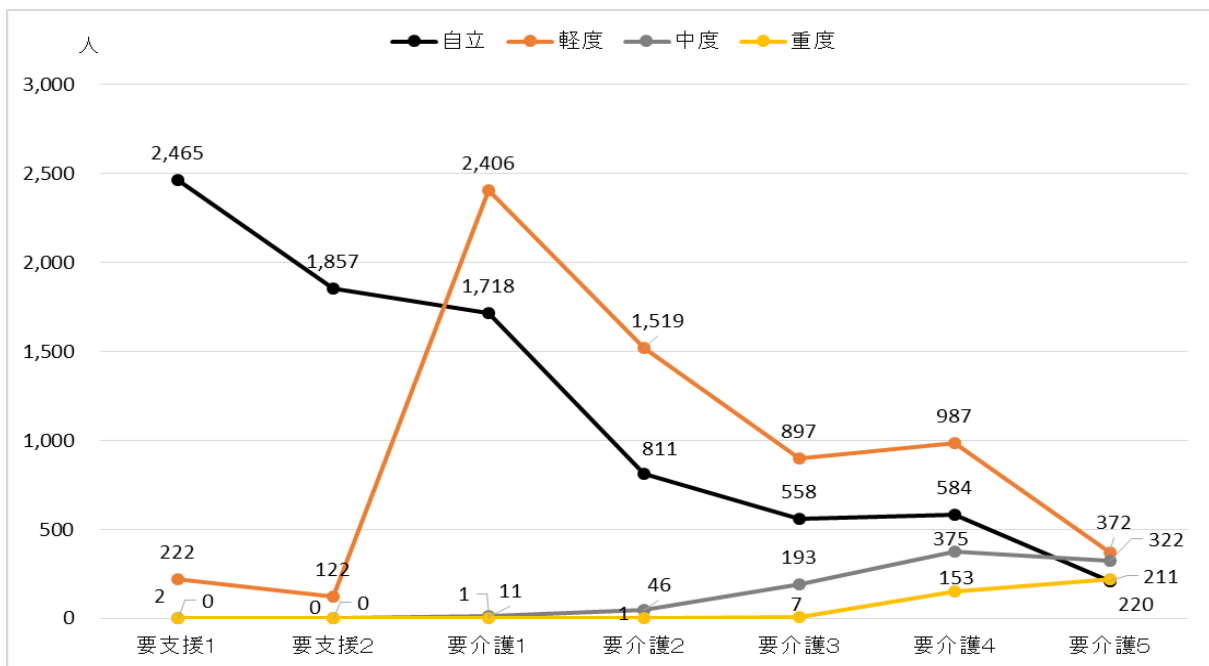
（単位：人）

階層別	高齢者数	要介護認定者数			割合
		要支援	要介護	認定者合計	
65歳未満		99	303	402	
65～69歳	22,446	232	462	694	3.1%
70～74歳	21,782	401	809	1,210	5.6%
75～79歳	15,155	672	1,250	1,922	12.7%
80～84歳	11,789	1,133	2,061	3,194	27.1%
85～89歳	8,575	1,325	3,039	4,364	50.9%
90歳～	5,558	806	3,468	4,274	76.9%
計	85,305	4,668	11,392	16,060	18.8%

資料：郡山市介護保険課（2020（令和2）年10月1日現在）

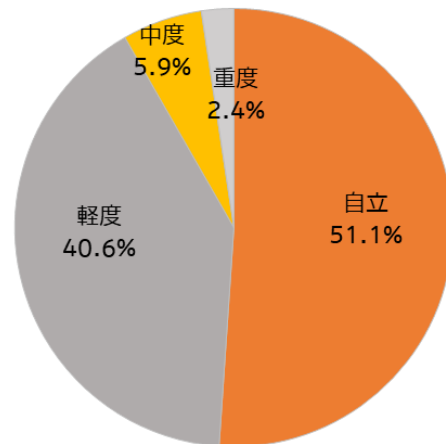
(3) 要介護度別認知症高齢者の状況

2020（令和2）年10月1日現在で、要介護認定者のうち何らかの認知症の症状がある人は全体の48.9%となっています。要介護度別で見ると、要介護2以下では比較的認知症高齢者の日常生活における自立度は軽度ですが、要介護3以上では認知症の自立度も中度以上が多くなっています。



資料：郡山市介護保険課（2020（令和2）年10月1日現在）

【要介護認定者に占める認知症の割合】



【要介護度別認知症高齢者の状況】

(単位：人)

認知症	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
自立	2,450	1,857	1,587	758	488	480	153	7,773	48.4%
軽度	238	122	2,542	1,585	984	1,112	431	7,014	43.7%
中度	1	0	7	34	179	351	326	898	5.6%
重度	0	0	0	0	4	156	215	375	2.3%
計	2,689	1,979	4,136	2,377	1,655	2,099	1,125	16,060	100.0%

資料：郡山市介護保険課（2020（令和2）年10月1日現在）

※認知症高齢者の日常生活自立度

軽度：話しがかみ合わないがやりとりはなんとなくできる状態

中度：意思の疎通が困難で、失禁や問題行動がある状態

重度：日常生活に支障を来たすような問題行動や著しい精神障害が継続する状態

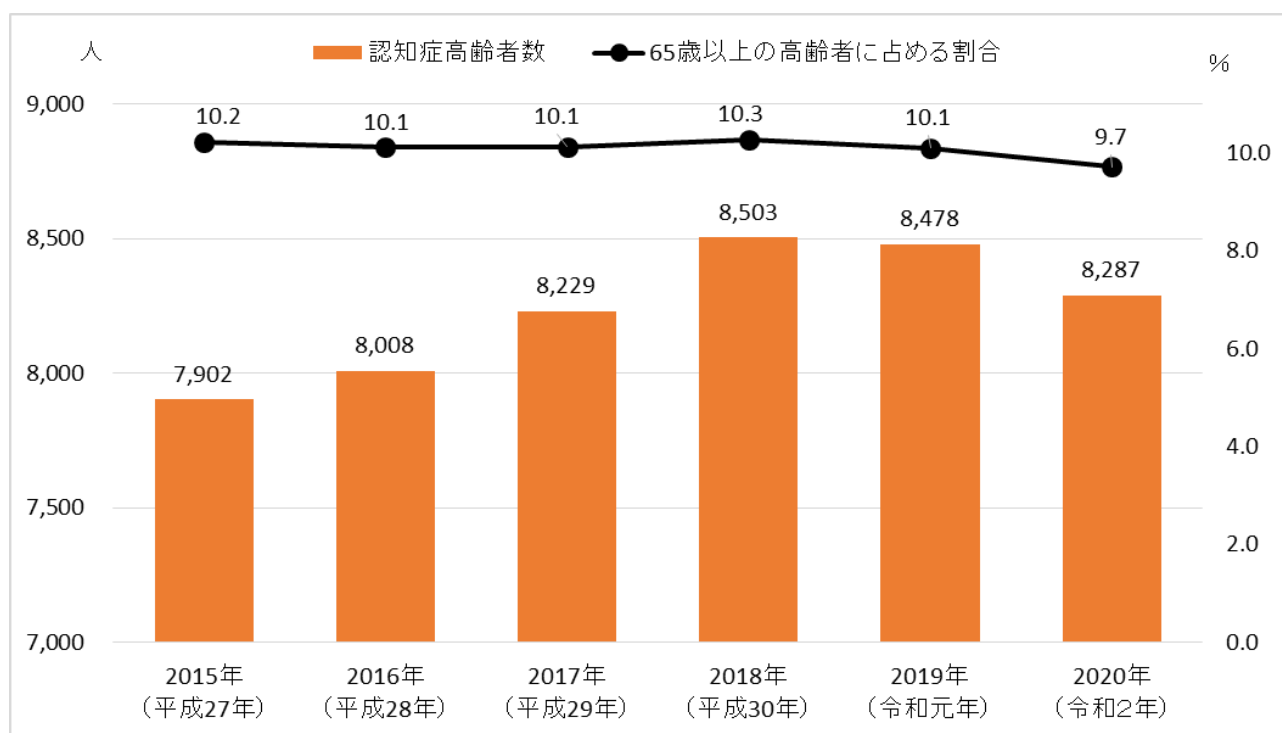
(4) 認知症高齢者の推移

高齢者数、要介護認定者数の増加に伴い、要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある認知症高齢者の数も増加しています。2019（令和元）年度から減少傾向にあります。今後も増加していくことが見込まれます。

（単位：人）

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
認知症高齢者数	7,902	8,008	8,229	8,503	8,478	8,287
65歳以上の高齢者に 占める割合	10.2	10.1	10.1	10.3	10.1	9.7

（郡山市介護保険課：推計値、各年10月1日現在）



（郡山市介護保険課：各年10月1日現在）

3 日常生活圏域の状況

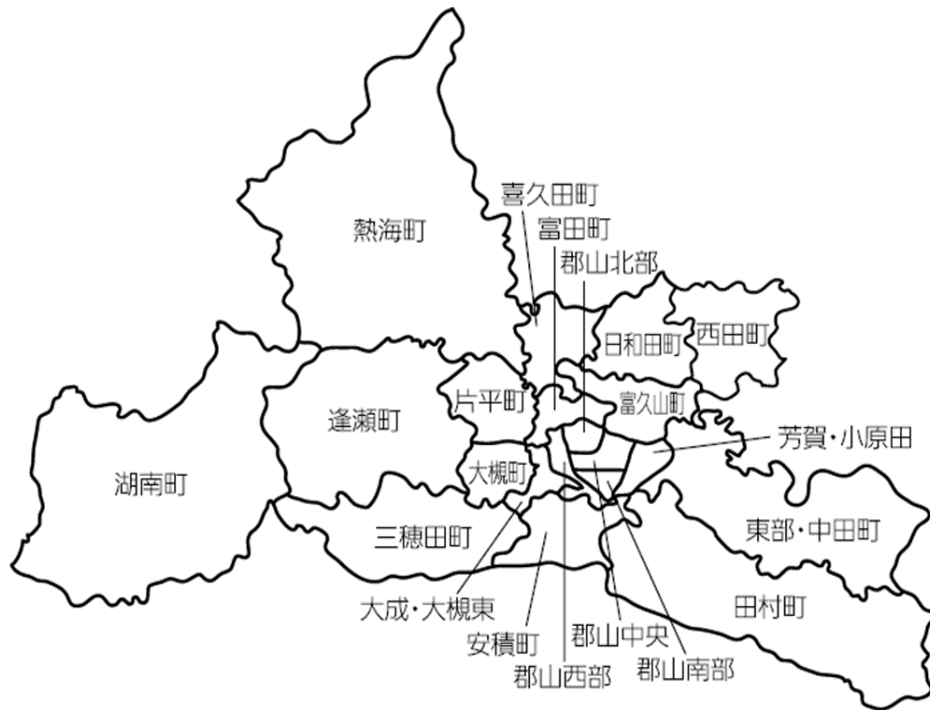
(1) 日常生活圏域

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを踏まえ、介護・福祉基盤の整備単位として設定するものです。

本市においては、地域包括支援センターの設置と併せ、地理的条件や地域コミュニティの状況、行政センター単位の地区社会福祉協議会や方部民生委員の配置状況などを勘案し、設定していますが、今後も2025・2040年を見据え、高齢者人口の推移を考慮し、社会情勢にあった日常生活圏域の設定を行っていきます。

高齢者が介護の必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域包括支援センターなどの地域における継続的な支援体制の整備を図るとともに、地域密着型サービスなどの介護サービスを提供します。

【日常生活圏域】

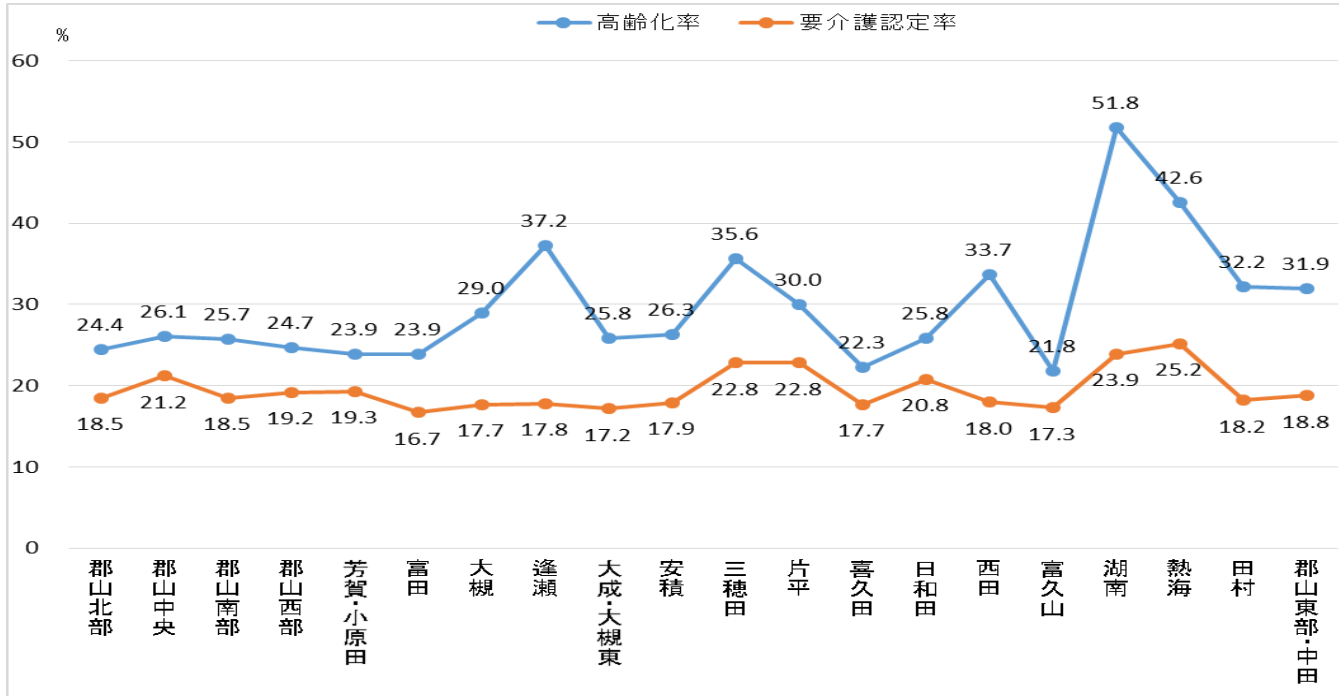


日常生活圏域	地域包括支援センター	担当地域
1 郡山北部	1 郡山北部	桃見台、大島
2 郡山中央	2 郡山中央	金透、薫、赤木、芳山
3 郡山南部	3 郡山南部	橘、三中、桜、久留米
4 郡山西部	4 郡山西部	開成、桑野の一部
5 芳賀・小原田	5 芳賀・小原田	芳賀、小原田
6 富田	6 富田	富田町、希望ヶ丘、小山田、桑野の一部
7 大槻	7 大槻・逢瀬	大槻町、逢瀬町
8 逢瀬		
9 大成・大槻東	8 大成・大槻東	大成、大槻東
10 安積	9 安積	安積町

日常生活圏域	地域包括支援センター	担当地域
11 三穂田	10 三穂田	三穂田町
12 片平	11 片平・喜久田	片平町、喜久田町
13 喜久田		
14 日和田	12 日和田・西田	日和田町、西田町
15 西田		
16 富久山	13 富久山	富久山町
17 湖南	14 湖南	湖南町
18 熱海	15 熱海	熱海町
19 田村	16 田村	田村町
20 郡山東部・中田	17 郡山東部・中田	郡山東部、中田町、緑ヶ丘

(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等

圏域別の高齢者数は、安積地区が9,033人と最も多く、次いで富久山地区が7,807人となっています。高齢化率の高い圏域は、湖南地区が51.8%、熱海地区が42.6%で、要介護認定率の高い圏域は、高齢化率と連動し、双方の圏域で23.9%、25.2%となっています。



資料：住民基本台帳(2020(令和2)年10月1日現在)

【人口、高齢者、高齢化率、要介護認定率の状況】

(単位：人)

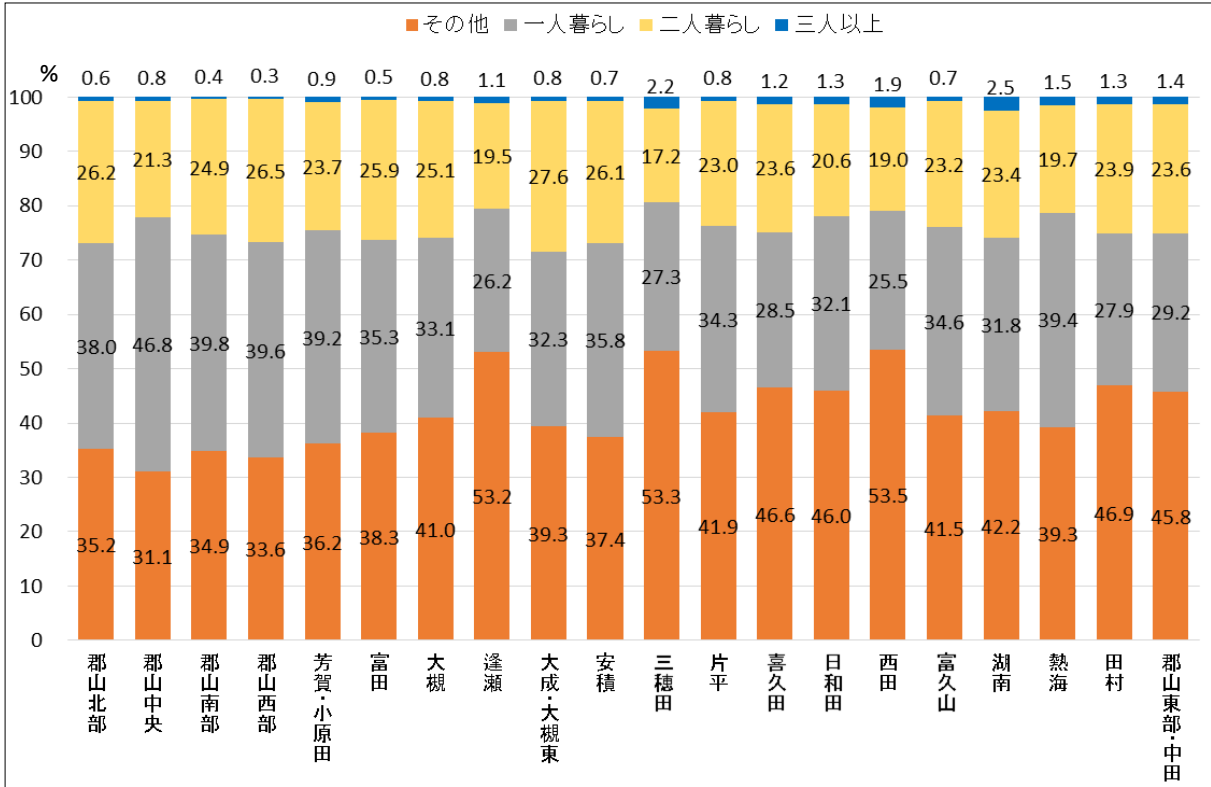
No.	圏域名	人口	64歳以下	高齢者		要介護の認定あり(※)	
				高齢者数	高齢化率	要介護認定者数	要介護認定率
1	郡山北部	17,232	13,025	4,207	24.4	778	18.5
2	郡山中央	16,979	12,545	4,434	26.1	939	21.2
3	郡山南部	24,513	18,201	6,312	25.7	1,169	18.5
4	郡山西部	13,993	10,538	3,455	24.7	664	19.2
5	芳賀・小原田	22,467	17,095	5,372	23.9	1,038	19.3
6	富田	35,903	27,325	8,578	23.9	1,429	16.7
7	大槻	11,401	8,099	3,302	29.0	583	17.7
8	逢瀬	4,021	2,525	1,496	37.2	267	17.8
9	大成・大槻東	26,684	19,982	6,702	25.1	1,151	17.2
10	安積	34,282	25,249	9,033	26.3	1,618	17.9
11	三穂田	4,318	2,780	1,538	35.6	350	22.8
12	片平	6,299	4,410	1,889	30.0	430	22.8
13	喜久田	11,803	9,167	2,636	22.3	467	17.7
14	日和田	10,147	7,534	2,613	25.8	543	20.8
15	西田	4,339	2,876	1,463	33.7	272	18.6
16	富久山	35,865	28,058	7,807	21.8	1,354	17.3
17	湖南	3,160	1,523	1,637	51.8	392	23.9
18	熱海	5,287	3,037	2,250	42.6	567	25.2
19	田村	17,122	11,603	5,519	32.2	1,006	18.2
20	郡山東部・中田	15,884	10,824	5,060	31.9	951	18.8
合計		321,699	236,396	85,303	26.5	15,968	18.7

※要介護認定者は、2号被保険者402名含む

資料：住民基本台帳(2020(令和2)年10月1日現在)

(3) 日常生活圏域別の高齢者のいる世帯状況

「高齢者のいる世帯」に対する「高齢者一人暮らし」と「高齢者二人暮らし」との合計の割合が高い圏域は、郡山中央・西部地区が約7割、比較的割合の低い逢瀬・三穂田・西田地区も4割を超えており、都市部の割合の高さとともに、郊外部での割合の高さも目立つようになってきました。



(単位：世帯)

No.	圏域名	総世帯数	高齢者のいる世帯					高齢者のいる世帯 に対する一人・二人 暮らし世帯の割合 (%)
			一人暮らし	二人暮らし	三人以上	その他	計	
1	郡山北部	8,342	1,139	787	19	1,055	3,000	64.20
2	郡山中央	8,630	1,552	707	25	1,033	3,317	68.10
3	郡山南部	11,567	1,805	1,129	19	1,580	4,533	64.73
4	郡山西部	6,758	989	661	7	840	2,497	66.08
5	芳賀・小原田	10,760	1,517	918	34	1,400	3,869	62.94
6	富田	16,072	2,144	1,572	29	2,324	6,069	61.23
7	大槻	5,024	761	578	18	943	2,300	58.22
8	逢瀬	1,520	259	192	11	525	987	45.69
9	大成・大槻東	11,374	1,493	1,279	36	1,821	4,629	59.88
10	安積	15,264	2,259	1,650	43	2,366	6,318	61.87
11	三穂田	1,560	277	174	22	540	1,013	44.52
12	片平	2,531	445	299	10	544	1,298	57.32
13	喜久田	4,572	513	424	22	838	1,797	52.14
14	日和田	4,159	579	372	23	829	1,803	52.75
15	西田	1,625	251	187	19	526	983	44.56
16	富久山	16,149	1,916	1,287	38	2,299	5,540	57.82
17	湖南	1,336	342	252	27	454	1,075	55.26
18	熱海	2,316	625	313	24	623	1,585	59.18
19	田村	7,097	1,030	882	47	1,728	3,687	51.86
20	郡山東部・中田	6,148	1,003	813	47	1,576	3,439	52.81
合計		142,804	20,899	14,476	520	23,844	59,739	59.22

資料：住民基本台帳（2020（令和2）年10月1日現在）

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念及び基本目標

基本理念

高齢者が安心して暮らせる笑顔があふれる地域共生のまち
～2025・2040年を見据えた高齢者施策の推進～

基本目標

- 高齢者が元気に暮らせる多様な地域づくり
- 高齢者とともに世代を越えて支えあう地域づくり
- 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり

本計画は、郡山市の上位計画として位置づけられる、「あすまちこおりやま（郡山市まちづくり基本指針）」や郡山市総合戦略、第3期郡山市地域福祉計画等の上位計画及びSDGsの考え方を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きいきと自立した生活を送ることができるよう、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、長期的視点に立った高齢者施策を推進する計画とします。

2 基本方針

基本目標を実現するために、次の基本方針により施策を推進していきます。

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

心身ともに健全で自立した生活を送ることができるよう、「健康は自らつくるもの」という健康への意識啓発、介護予防を推進するとともに、生活習慣病予防や疾病の早期発見に積極的に取り組み、「健康寿命（介護を必要とせずに生活できる期間）」を伸ばすため、高齢者の健康づくりを推進します。

また、高齢者が地域社会の一員として、自らの知識と経験を活かし、生きがいのある充実した生活が送れるよう、様々な分野へ高齢者の社会参加の促進や就労対策など、生きがいづくりの活動を推進します。

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援の充実・強化や、日常生活を支援するための体制整備を推進するとともに、要介護状態とならないための介護予防と介護状態となった場合もその重度化防止の施策を推進します。

介護保険サービスの充実・強化

要介護者、要介護者を在宅で介護している家族など、介護保険を利用する様々な方の実態を踏まえたサービス供給体制の確保を図るとともに、サービスの質の向上を図り、市民が介護サービスを適切に選択し、利用できるよう介護保険サービスの充実・強化を図ります。

基本理念

高齢者が安心して暮らせる笑顔があふれる地域共生のまち
～2025・2040年を見据えた高齢者施策の推進～



基本目標

高齢者が元気に暮らせる多様な地域づくり
高齢者とともに世代を越えて支えあう地域づくり
高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり



基本方針

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの充実・強化

施策の方向

健康づくりの推進

生きがい対策の充実

生活環境の充実

相談・支援体制の充実

介護予防・生活支援の推進

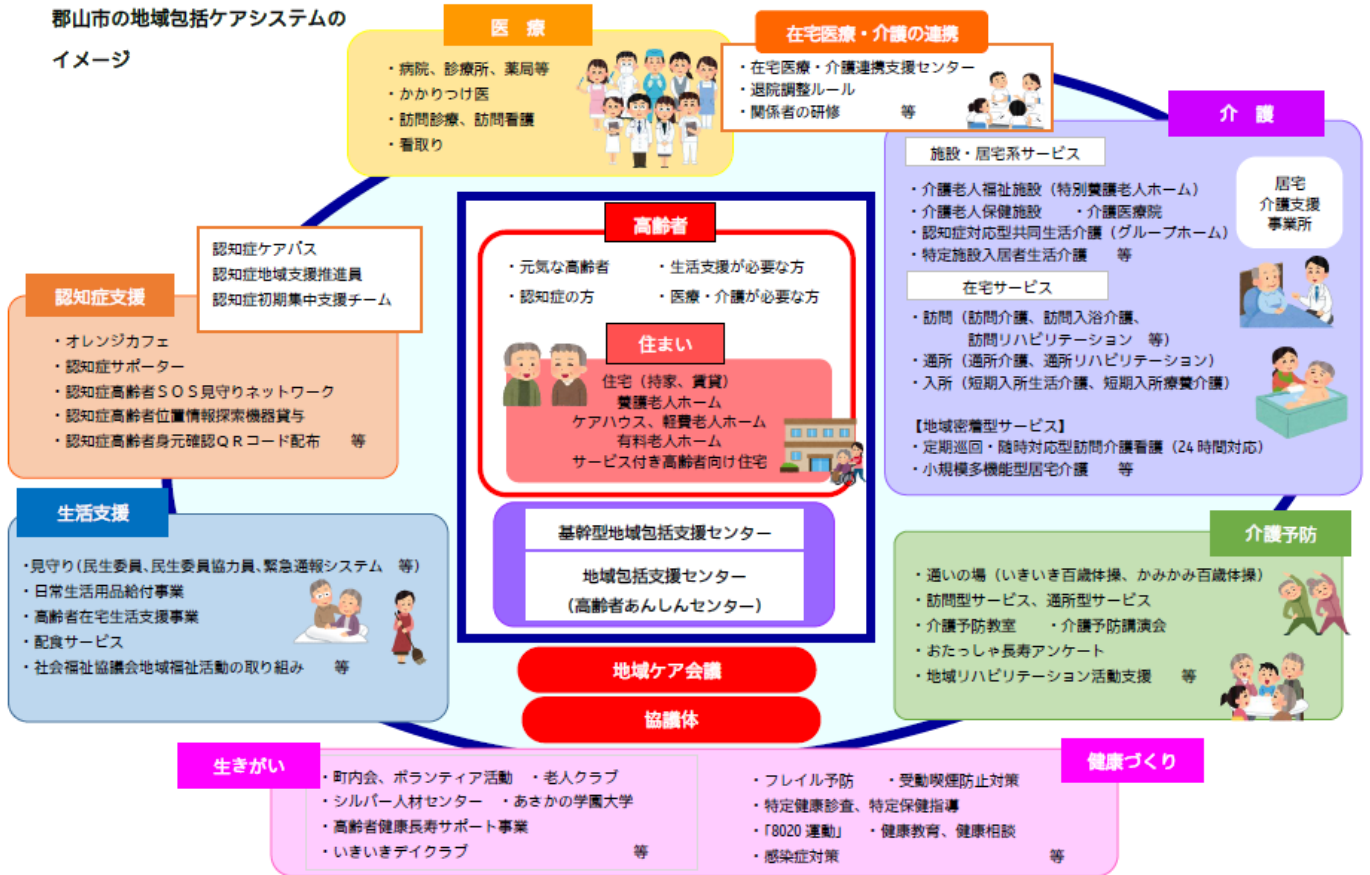
認知症施策の推進

在宅医療・介護連携の推進

介護保険サービス提供体制の充実



郡山市の地域包括ケアシステムのイメージ



Ⅱ 各種施策の進め方

- 第1章 健康づくりの推進
- 第2章 生きがい対策の充実
- 第3章 生活環境の充実
- 第4章 相談・支援体制の充実
- 第5章 介護予防・生活支援の推進
- 第6章 認知症施策の推進
- 第7章 在宅医療・介護連携の推進
- 第8章 介護保険サービス提供体制の充実

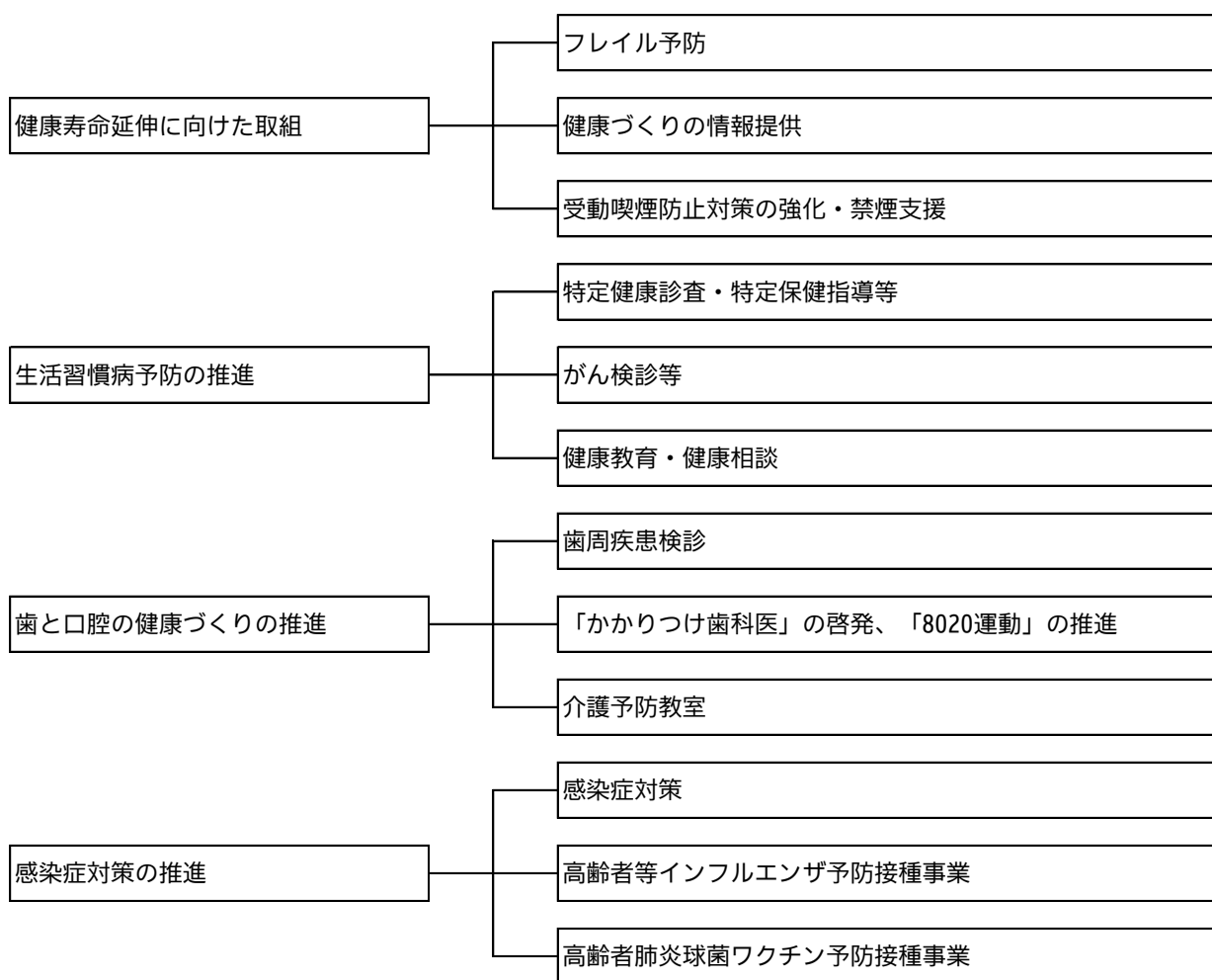
第1章 健康づくりの推進



高齢化の進行とともに、食生活、運動習慣等を原因とした生活習慣病の増加に加え、認知症や寝たきりの要介護高齢者の増加が社会問題となっています。

このような状況を改善するためには、健康寿命の延伸を図ることが重要であることから、健康教育等による生活習慣病の発生及び重度化の予防を推進するとともに、高齢者一人ひとりが自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりのための各種施策に取り組みます。

また、高齢期において、できる限り介護を要しない生活を送るためには、壮年期（40～64歳）のうちから、自分の健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組むことが重要であることから、健康診査の結果を効果的に活用して、各々のライフスタイルにあわせた継続的な健康づくりを支援します。



1 健康寿命延伸に向けた取組

市民一人ひとりが「健康は自らつくるもの」との認識を高めるため、生活習慣の改善等、健康づくりに必要な情報を積極的に発信するとともに普及啓発に取り組みます。

(1)フレイル予防

フレイルとは、加齢により心身が衰えた状態のことであり、適切な支援を受けることでその進行を遅らせたり、元の健康な状態に戻る可能性があると言われてしています。ロコモティブシンドローム（運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態）、サルコペニア（加齢に伴って筋肉が衰えた状態）といった身体的な虚弱ばかりではなく、うつや認知症などの精神的な虚弱、孤独や閉じこもりといった社会的な虚弱が相互に作用し、フレイルは進行していきます。

市民自らその予防に向けて取り組むことが重要であり、身体的機能の維持、社会参加促進につながる各種施策を推進するとともに、講演会や健康教育等による情報提供を行います。

(2) 健康づくりの情報提供

健康的な生活習慣確立のために、壮年期の方を対象に食生活・運動・休養・禁煙等の健康づくり情報を各保健事業開催時及び各種イベント、広報誌、ウェブサイト、パンフレット等を通じて提供します。

また、市民自身が記録を通して健康状態を把握し、管理することを目的として、健康診査結果や健康に関する記録を記載する健康手帳を40歳以上の方に交付するとともに、記録を振り返る、比較するといった効果的な使い方についても周知を図ります。

【取り組み】

項目	概要
栄養改善事業	食生活改善推進員の育成研修会において、高齢者の低栄養について、食事バランスガイドを用いて啓発を行います。
骨粗しょう症予防事業	骨コツ相談を実施し、栄養のバランスや正しい食生活の情報提供を行います。
ウォーキングを取り入れた健康づくり	ウォーキングコース「遊・悠・友と歩こう元気路」のコースの周知啓発や「こおりやま生きいき健康ポイント事業」等を通して、運動について情報提供を行います。

(3) 受動喫煙防止対策の強化・禁煙支援

受動喫煙による健康への影響について知識の普及に努めるとともに、禁煙に取り組む「空気のきれいな施設（車両）」の認証の事業を推進する等により受動喫煙の機会の減少を図ります。

また、たばこ喫煙による健康への影響を周知するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、禁煙支援の強化を図ります。

2 生活習慣病予防の推進

生活習慣病は日ごろの生活習慣の積み重ねによるものであり、健康的な生活と健康管理を心がけるきっかけづくりのため、減塩運動の推進や多量の飲酒による危険性の周知、健康診査・がん検診及び壮年期（40～64歳）を対象とした教育・相談事業を推進します。

(1) 特定健康診査・特定保健指導等

40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、福島県後期高齢者医療広域連合からの事業受託により、75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。

また、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査によって対象者を抽出して、対象者のもつリスクに応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣の改善を図るとともに、実施率を向上させるための利用勧奨を積極的に行います。

(2) がん検診等

健康増進、疾病の予防及び早期発見のために、職場で受診機会のない40歳以上の方を対象に各種がん検診等（肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・前立腺がん検診・骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検診）を実施します。

また、受診率の向上を図るために個別通知による受診勧奨及び再勧奨を行うとともに、検診の精密検査該当者への受診勧奨を行い、疾病の早期発見・治療に努めます。

(3) 健康教育・健康相談

生活習慣病の予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため、市民を対象に健康教育を行うとともに、個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

3 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔を健康に保つことは、むし歯や歯周病予防につながるだけでなく、本市の60歳以上の外的要因による死因の上位を占める窒息を防ぐ摂食・嚥下機能を維持するほか、全身の健康を守るためにとても大切です。このため、歯周疾患検診の実施に加え、「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進等により口腔内の健康の保持・増進を図ります。

(1) 歯周疾患検診

歯周疾患の予防及び早期発見・早期治療の推奨を行うことにより、「歯と歯ぐきの健康づくり」を推進するため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳に到達する方を対象に、歯周疾患検診を行うとともに、一層の受診率向上を図ります。

また、高齢期で健康の質の高い生活を営むために、むし歯や歯周病などの歯科疾患のみならず、おいしく食べるための咀嚼機能や嚥下機能を含む、口腔機能の維持・向上についても推進します。

(2) 「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進

歯周疾患の予防及び重症化を防ぐため、「かかりつけ歯科医」を持つことを啓発するとともに、80歳になっても自分自身の歯を20本保つことを目指す「8020運動」を推進します。

(3) 介護予防教室

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した集いの場の拡大に努めるとともに、おたっしや長寿アンケート及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を分析し、地区高齢者の医療費に基づき、要介護状態になる恐れのある高齢者が多い地区を選定し、口腔のメニューを取り入れた教室及び講座を開催します。

また、窒息予防のため、セーフコミュニティ活動として、口腔のメニューを取り入れた教室の啓発を推進します。

4 感染症対策の推進

感染症は高齢者が罹患すると重症化するリスクが高い可能性があることから、感染症予防に対する周知啓発や、ワクチン接種に対する費用助成を行います。

(1) 感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」であり、市民一人ひとりの日常生活における行動が重要であることから、あらゆる機会において感染予防に向けた生活様式の周知を行うとともに、医療機関と連携し検査体制の充実を図ります。

(2) 高齢者等インフルエンザ予防接種事業

インフルエンザの発病や重症化を予防するとともに、まん延を防止することを目的に、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で身体障がい者手帳1級を所持する方などを対象に、インフルエンザ予防接種料金の助成を行います。

(3) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業

肺炎の発病や重症化を予防するとともに、まん延を防止することを目的に、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種料金の助成を行います。

なお、対象者については、年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方及び60歳以上65歳未満の一部の方です。

第2章 生きがい対策の充実

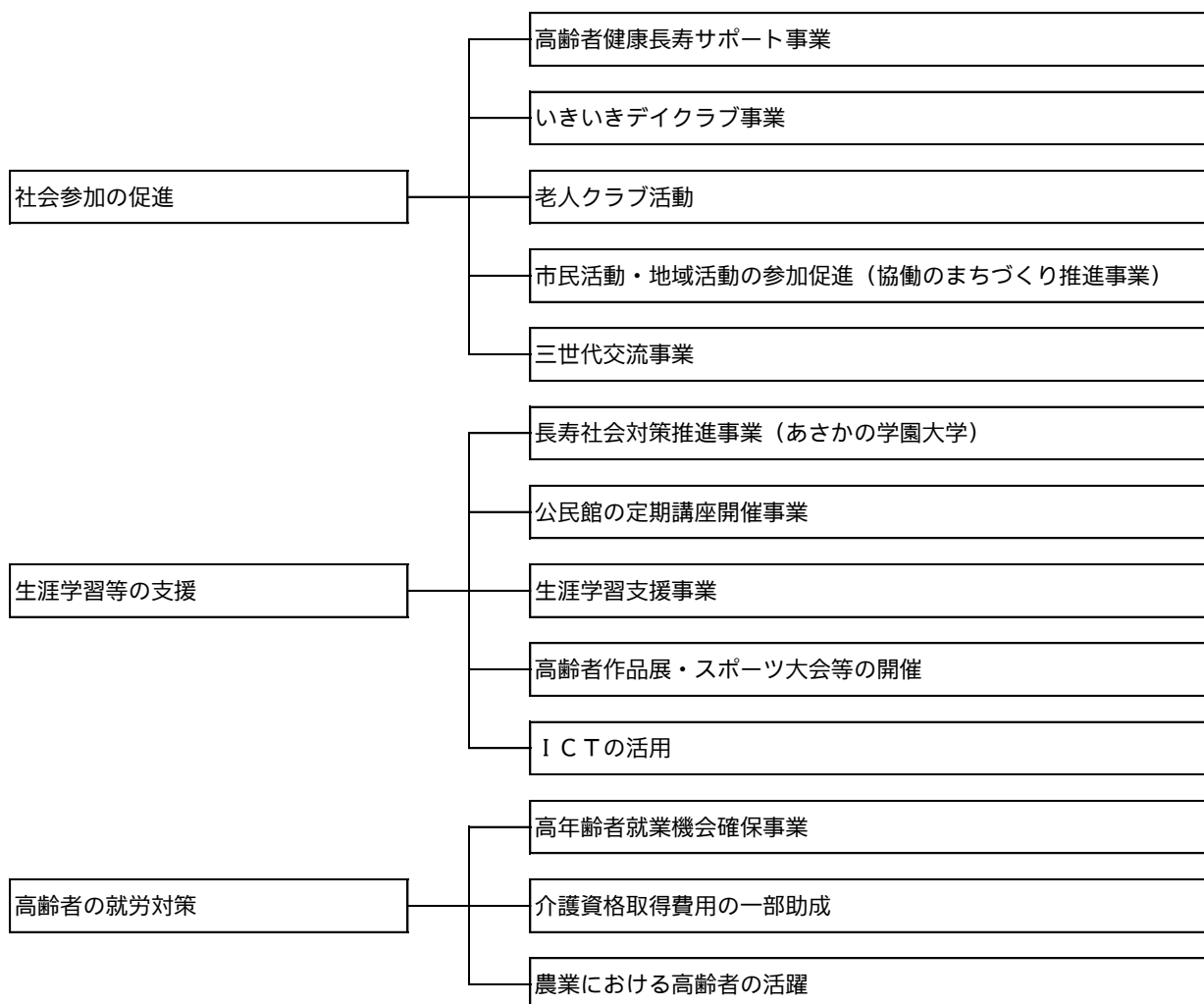


市民総参加によるまちづくりを進める本市において、多様な知識と経験を有する高齢者は社会を支える重要な人材であり、また、高齢者が地域社会の一員として生きがいをもって生きいきと活躍していくことは、健康長寿社会の実現に向けた重要な取り組みの一つです。

しかし、一般高齢者実態調査結果によると、地域活動に参加していない高齢者が約4割を占め、その理由の約半数が個人的な趣味で楽しむ、あるいは地域活動への興味が無いというものであることから、今後は、高齢者が持つ多様な社会経験や、それぞれの趣味を活かしつつ、地域活動等の社会参加への意欲を高めるとともに、地域社会における高齢者の役割を生み出していくことが必要となっています。

高齢者の社会参加の意欲を高めるため、地域活動の中心となる町内会活動や老人クラブ活動、ボランティア等への参加機会の拡大を各種団体と連携して図るとともに、あさかの学園大学や公民館活動等による生涯学習の支援に取り組みます。

また、シルバー人材センターや関係機関等と連携して、勤労意欲の高い高齢者の就労機会の確保に努めます。



1 社会参加の促進

高齢者が、様々な地域活動やボランティア・趣味などを通して積極的に社会参加することは、高齢者の生きがいや健康維持に加え、孤立防止の効果も期待されます。

団塊の世代が高齢期を迎えた現在、平均寿命の延伸により、今後も高齢者数の確実な増加が見込まれるとともに、高齢者のライフスタイルや価値観はますます多様化していくことが予想されています。多岐にわたる高齢者の社会参加へのニーズに対応できるよう、各種団体と連携して社会参加の環境づくりに取り組みます。

(1) 高齢者健康長寿サポート事業

高齢者の社会参加の促進や健康の保持・増進、閉じこもり解消等の推進のため、70 歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プールの利用、75 歳以上の方には併せて路線バスやタクシーにも利用できる共通利用券を交付します。

(2) いきいきデイクラブ事業

日常生活が自立している高齢者を対象に、地域交流センター等で、日常動作訓練や教養講座、趣味活動等を実施し、介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と在宅高齢者の社会的孤立感の解消を図ります。

(3) 老人クラブ活動

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、仲間づくりを通じて自らの生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、高齢者が有する知識や経験を活かし、地域の諸団体とも連携し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいることから、これらの活動を支援し、活性化を図ります。

(4) 市民活動・地域活動の参加促進（協働のまちづくり推進事業）

協働のまちづくり推進に関する講演会や研修会等を開催し、協働意識の醸成と人材育成を図るとともに、市政情報の提供や審議会、懇談会等による市民参画の機会を拡充し、協働のまちづくりに参加しやすい環境を整備します。

特に、団塊の世代を中心とする高齢者については、協働のまちづくりの担い手としての活躍が期待されていることから、長年培ってきた知恵や経験、スキルを活用し、地域コミュニティの保全・維持に不可欠な存在となるよう、町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動への参加を促します。

また、市民活動団体が行う継続性のある公益的活動に対する経費の一部補助及び市民公益活動中の傷害事故や賠償責任事故を補償する保険制度の運用を行います。

(5) 三世代交流事業

地域の中で高齢者と親子等が交流し触れ合う機会や家族三世代が一緒に参加する機会を設けるため、公民館や男女共同参画センターにおいて、地域団体等とも連携を図りながら、三世代交流事業を実施します。

また、保育所等において、世代間交流事業や地域文化伝承事業等を実施し、地域の高齢者施設利用者をはじめ多くの地域住民と園児との交流を行います。

2 生涯学習等の支援

高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を送るためには、生涯学習への参加をきっかけとすることも一つの方法です。知識を深めるばかりではなく、学習の場を通じた仲間づくりも生きがいづくりに有効です。

系統的・継続的に学習を行う「あさかの学園大学」をはじめ、公民館活動における定期講座の開催等により学習機会を確保するとともに、出前講座の実施及び地域交流センターや公民館など活動の場の提供等により高齢者の学習支援を行います。

また、高齢者を対象とした各種スポーツ大会や作品展を関係団体と連携して開催し、高齢者の健康保持・増進や相互親睦を図る機会を提供します

(1) 長寿社会対策推進事業（あさかの学園大学）

60歳以上の市民に加え、こおりやま広域圏の住民を対象に、あさかの学園大学を開設し、年齢に捉われず地域において活躍できる高齢者を養成するとともに、高齢者自身の社会参加を促すことで健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。また、今後ますます進展する高齢社会において、全ての世代が自身の担うべき役割を考える場を提供します。

(2) 公民館の定期講座開催事業

中央公民館では、社会の変化に対応して、日常生活に必要な知識や技能の習得と個人の持つ関心や興味を喚起させ、自己啓発を図るとともに、集団による基礎的学習の場を設けて学習者の仲間づくりを促進する目的で、高齢者を含む広範な年齢を対象に、定期講座を開催します。

地区・地域公民館では、子どもから高齢者までの各世代の学習ニーズに応じた各種講座等の開催により、市民の自主的かつ地域に根ざした学習活動を支援します。

(3) 生涯学習支援事業

市民の学習ニーズが多様化している中、市民参画による市政運営を行う上で市民に対する市政への理解を啓発する必要性が高まっていることから、「生涯学習きらめきバンク」「市政きらめき出前講座」を実施し、生涯学習の情報と市政の学習機会を提供します。

項目	概要
生涯学習きらめきバンク	様々な知識や技術、豊かな体験や経験を有する方々を「達人先生」として登録していただき、地域の様々な生涯学習の場で活躍していただくための制度です。
市政きらめき出前講座	市の職員が講師として、市内のどこにでも伺い、市政情報を説明する制度です。

(4) 高齢者作品展・スポーツ大会等の開催

高齢者が長年培ってきた技術や生活の知恵の伝承となるもの、趣味で制作しているもの等を展示し、創作の喜びを実感するとともに、高齢者の生きがいと創造性を高める「高齢者作品展」や高齢者が相互の親睦を深め、健康で生きがいのある生活が送れるよう「高齢者スポーツ大会」等を開催します。

(5) ICT の活用

今後の高齢化社会の進展により、高齢者自身の生活において ICT の活用は重要なものとなることから、公民館等において ICT 関連講座を開催するとともに、あさかの学園大学や公民館事業においては、ICT を活用した各種事業や講座を実施します。

3 高齢者の就労対策

定年退職後も何らかの形で働き続けたいと希望する高齢者が増加していることから、生涯現役社会の実現に向け、シルバー人材センターや関係機関等とも連携し、意欲ある高齢者が働き続けられるよう、就業できる環境の整備を推進します。

(1) 高年齢者就業機会確保事業

地域社会において、高齢者の持つ知識と経験、能力を積極的に活用し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を推進するとともに、シルバー人材センターに準ずる団体（高年齢者等就職支援団体）を認定するなど、高齢者の就労機会の確保を図るとともに、意欲と能力のある高齢者に対する就労及び技能取得支援の充実を図ります。

(2) 介護資格取得費用の一部助成

介護・福祉分野への就職希望者や資格取得によりスキルアップを目指す介護・福祉サービス施設の職員に対し、資格取得費用の一部を助成します。

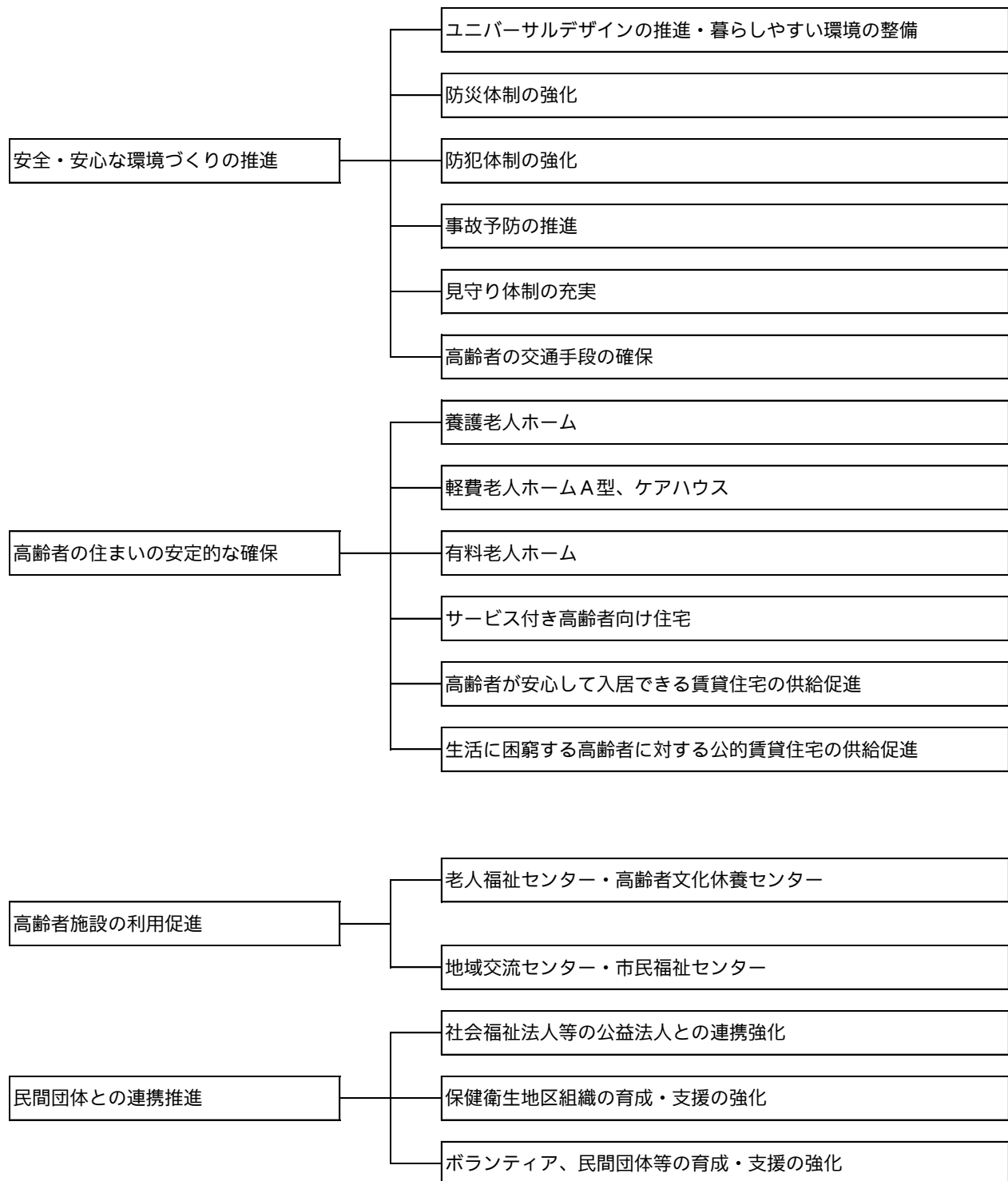
(3) 農業における高齢者の活躍

団塊の世代のすべての方が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を迎えるに当たり、高齢者が農業に生きがいを持ち、知識と経験を生かして農業労働力の一端を担うことが望まれていることから、高齢者の生きがいづくりとして、家庭菜園などへの取り組みを支援します。

第3章 生活環境の充実



高齢者が安心して生活ができるよう、セーフコミュニティの理念のもと安全・安心な環境づくりを推進するとともに、日常生活の基盤として欠かすことのできない住まいの安定的な確保や高齢者の憩いと交流の場である高齢者施設の利用促進を図り、民間団体との連携を推進しながら、高齢者の生活環境の充実に取り組みます。



1 安全・安心な環境づくりの推進

高齢者人口の増加や核家族化等により、一人暮らし高齢世帯等が増加する中、高齢者が一人でも住み慣れた地域や家庭で、元気に、自立して、安心して暮らせるよう、セーフコミュニティの理念のもと地域住民、地域の団体・組織、関係機関、行政などが力をあわせて生活環境の充実を図ります。

(1) ユニバーサルデザインの推進・暮らしやすい環境の整備

高齢者や障がい者等、すべての人にとって住みやすい社会を目指すユニバーサルデザイン（UD：Universal Design）の考え方を踏まえ、高齢者や障がい者の社会参加の促進を図るために、公共施設及び公園等における多機能トイレの設置、市道における歩道の段差解消など、やさしいまちづくりを推進するとともに、公共交通機関や民間事業者の協力を得て、高齢者等が利用しやすい生活環境の整備促進を図ります。

また、市民のユニバーサルデザインに対する意識を醸成するための啓発活動を進めます。

【取り組み】

項目	概要
ユニバーサルデザイン推進事業	UD社会の実現のため、「第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働でユニバーサルデザインの推進を図ります。
公園改修事業	開設から長期間経過した公園施設の改修・更新を行い、施設の充実及び公園利用者の安全性や快適性の向上を図ります。
公園トイレ整備事業	老朽化が進んでいる和式トイレを計画的にユニバーサル型へ改築を行い、施設利用者の利便性や快適性の向上を図ります。
公園整備事業	地域住民の憩い・活動・レクリエーションの場として、日常的に利用される公園において、安全・安心に利用できる魅力ある公園の整備を行います。
地域集会所補助事業	地域活動の拠点となる集会所に対する整備費用等の一部補助において、スロープや手すりの設置等、ユニバーサルデザインに配慮した部分について補助率を上乗せします。
生活道路改良舗装事業	安全で快適に移動できる生活環境づくりのため、生活道路の整備を行います。
生活路線バス維持対策事業	市民生活の足を確保するため、生活に必要なバス路線の維持を図ります。

(2) 防災体制の強化

近年、大規模化・複雑化する災害に対して、住民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、災害に備えて自分のできることを考え、対策する「自助」、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」、そして公的機関による救助、援助による「公助」が互いに連携し、一体となることが、被害を最小限に抑える「減災」につながることから、地域の防災意識の向上や人材の育成、自主防災組織等の組織力の向上を図ります。

特に高齢者は、避難する際に時間を要することから、高齢者が入居する施設等に対し、避難計画の作成と定期的な避難訓練の実施について周知を図るとともに、町内会、自主防災組織、民生委員をはじめ地域住民の協力を得ながら、災害時における高齢者等の避難支援体制の整備に取り組みます。

【取り組み】

項目	概要
自主防災組織活動支援事業	市内に 42 ある自主防災組織に対して、運営費等の補助や各種防災活動及び訓練等に必要資機材の貸与等を行うとともに、各地域の自主防災組織の代表者で構成する郡山市自主防災連絡会を中心とし、組織力の向上とさらなる防災意識の向上を図ります。また、市民防災リーダー講習会や応急手当普及員養成講座への参加や、市総合防災訓練への参加を促し、避難所運営ゲーム（HUG）や救急蘇生・AED 訓練の運営に協力をいただくなど活動の場を設け、防災知識を持った地域の防災活動のリーダー等の人材育成を図ります。
防災啓発事業	○総合防災訓練の実施 災害時において、市及び関係機関、地域の団体が連携し、市民一人ひとりが効果的かつ組織的に活動できるよう災害対応能力の向上と防災意識の高揚を図るため、町内会をはじめ、市内 42 の自主防災組織や消防団等の地域の防災組織や災害応援協定等を締結する各種団体等、約 5,000 人の市民の参加のもと総合防災訓練を実施します。 ○きらめき出前講座の開催 地域や職場における防災力及び防災意識の向上を図るため、令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害の状況等を踏まえ、災害のメカニズムや事前の備え、地域における防災活動、災害の他、ミサイル発射等が起こった際の行動等についての講座を市民等からの要請により開催します。
避難行動要支援者避難支援体制管理事業	災害時において地域住民の協力により避難支援を行う支援体制を整備するために、高齢者、障がい者等要支援者の申請により、避難支援に必要な情報を避難行動要支援者登録台帳に記載するとともに、その台帳を町内会、自主防災組織、民生委員等の地域支援者及び消防本部等に配布します。また、新規対象者や未登録者に勧奨通知を送付し登録を促すとともに、広報、ウェブサイト等を活用して制度周知を図ります。

(3) 防犯体制の強化

地域における安全で安心なまちづくりのため自主的にパトロール活動を行う団体への用品支給による活動支援を行うとともに、青色回転灯及び「パトロール中」表示のマグネットシートを装着した公用車による防犯活動を行います。

【取り組み状況】

項目	概要
防犯まちづくり推進事業	郡山市安全で安心なまちづくり条例に基づき、安全で住みよい地域社会を形成することを目的に、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロール活動や防犯関係団体への活動支援など、関係機関・団体と連携しながら、市民の防犯に対する意識の高揚と自主的な活動を推進します。
地域パトロール支援事業	自主的にパトロール活動を行う団体に対し、用品支給による活動支援を行うことにより、地域における安全で安心なまちづくりを推進します。

(4) 事故予防の推進

ア 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

介護保険の要介護認定を受けていない高齢者が、転倒等により要介護状態になることを防止するため、自宅への手すりの取り付けや段差解消等の軽易な住宅改修費用の一部を助成します。

【利用件数の推移】

(単位：件)

項目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
利用件数	33	50	50	50	50

※2019（令和元）年度は年度末実績、2020（令和2）年度以降は見込みの数値

イ 高齢者運転免許証返納推進事業

高齢者の運転が原因となる交通事故を未然に防止するため、運転に不安を感じる方が自主的に免許証を返納する「きっかけづくり」として、75歳以上で免許証を自主返納した方に対して、バス・タクシー利用券を交付します。

【高齢者運転免許証返納者数（75歳以上）】

(単位：人)

項目	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
計画値	899	950	1,140	1,370	1,640

※2019（令和元）年度は年度末実績、2020（令和2）年度以降は見込みの数値

ウ 救急安心お願いカードの普及

急に具合が悪くなり救急車を呼んだ際、気が動転していたり、意識を失っていたりしても、救急隊員や医師等に対して適切な処置を行うために必要な情報を伝えられるようにすることを目的に、あらかじめ自分の健康状態（既往歴、服用薬、アレルギー等）を記入しておくことができる「救急安心お願いカード」を配布します。

エ 住環境のチェック

高齢者のけがは、住宅で発生するケースが多く、その原因は、転倒など日常生活での一般負傷が最も多いことから、住宅の中での危険個所を表示したチラシを作成し、敬老会や介護専門職員が高齢者宅を訪問した際に配布することで事故予防を啓発する、セーフコミュニティ活動に取り組んでいます。

(5) 見守り体制の充実

ア 民生委員

民生委員は地域住民の身近な相談役として、高齢者をはじめとする地域の見守り活動を行うとともに、関係機関との連絡調整など様々な活動を通じて、高齢者などが安心して暮らせるよう支援します。

イ 民生委員協力員設置事業

民生委員協力員は、民生委員の活動をサポートし、民生委員と協力・連携して、高齢者をはじめとする地域の見守り活動を行い、高齢者などが安心して暮らせるよう支援します。

ウ 緊急通報システム事業

一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与、設置し、緊急時の通報体制の確保を図るとともに、安否確認により、日常生活の見守りを行います。

【設置台数の推移】

項目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
設置台数	918	930	942	954	966

※2019（令和元）年度は年度末実績、2020（令和2）年度以降は見込みの数値。

エ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付公営住宅（富久山ふれあいタウン内）の入居者に対し、その居住する住宅に生活援助員を派遣することにより、入居者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。

オ 地域での見守り活動

セーフコミュニティ活動として、地域において生活環境や心身に困難な課題を持つ方などの支援を推進するため、町内会やその有志等で組織した地域独自の見守り活動団体を発掘し、町内会連合会会報やホームページなどに掲載することで地域での見守り活動を推進していきます。

(6) 高齢者の交通手段の確保

高齢者の運転が原因となる交通事故を未然に防止するため、75歳以上で免許証を自主返納した方に対してバス・タクシー利用券を交付し、免許証の自主返納を促すとともに、高齢者が安心して円滑に公共交通の利用ができるようにするため、民間事業者と連携し、バスなどの公共交通利用体験等を実施するとともに、周辺地域においては、自宅までの送迎を行う乗合タクシーの導入を進め、高齢者の交通手段の確保を図ります。

また、高齢者健康長寿サポート事業を実施し、75歳以上の高齢者に対して、バス、タクシーにも使用できる共通利用券を交付し、高齢者の移動を支援するとともに、公共交通事業者等と連携し、高齢者が移動しやすい環境の整備を推進します。

2 高齢者の住まいの安定的な確保

住宅は日常生活を営む上で欠くことのできない大切な基盤です。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が安心して生活を送るため、それぞれの生活様式や健康状態、経済状況等に適した住宅や生活支援関連施設を選択できるよう、高齢者の居住安定を推進します。

また、厚生労働省や保健所など関係機関からの新型コロナウイルス感染症に関する情報を各高齢者施設に迅速に提供し、連携を図りながら新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めます。

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、経済的又は住宅環境上の理由から在宅での自立した生活が困難な65歳以上の高齢者を養護し、居住支援及び生活支援を行う措置施設として重要な役割を担っており、市内には1施設が設置されています。

専門的な支援機能を活かして、入所者の地域移行に向けた自立支援の充実を図るとともに、介護保険の指定により入所者の介護ニーズへの対応を支援します。

また、入所申込数や入所待機者数等の状況を踏まえながら、適正な定員数について引き続き検討します。

(2) 軽費老人ホーム A 型、ケアハウス

身体機能の低下や高齢等の理由により、自宅等で独立して生活することに不安のあるおおむね 60 歳以上の方が、所得に応じた低額な料金で入所できる施設であり、市内には軽費老人ホーム A 型 1 施設、ケアハウス 4 施設が整備されており、施設に対して補助金を交付することにより、入所者の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 有料老人ホーム

高齢者が入所し、入浴、排せつ、食事の提供等、日常生活上必要なサービスを受ける施設です。老人福祉法の改正を踏まえ、有料老人ホームの情報公開を促進するとともに、立入検査等を通じて、施設の適正な管理運営を指導することにより、入所者の適切な処遇の確保に努めます。

【有料老人ホームの設置状況】

項目	施設数	定員(人)	入居者数(人)
住宅型	6	95	80
介護付	混合型	181	177
	介護専用型	349	278
合計	16	625	535

2020（令和2）年10月1日現在

(4) サービス付き高齢者向け住宅

日常生活や介護に不安を抱く「高齢者（60 歳以上）単身・夫婦世帯等」が、安心して暮らすことができる賃貸住宅又は有料老人ホームです。安否確認・生活相談サービスが必須のサービスとなっており、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅もあります。

これらの住宅について、家賃やサービス等の情報を市民に提供します。

また、必要に応じて事業者に対する指導・助言を実施し、サービス提供等の適正化を図ります。

【サービス付き高齢者向け住宅の設置状況】

項目	施設数	定員(人)	入居者数(人)
サービス付き高齢者向け住宅	31	742	663
介護付 介護専用型	4	234	213
合計	35	976	876

2020（令和2）年10月1日現在

(5) 高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者が安心して入居できる賃貸住宅の供給戸数を増やすため、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット構築の促進に努めます。

(6) 生活に困窮する高齢者に対する公的賃貸住宅の供給促進

低所得者に対する公的賃貸住宅を確保するため、関係部局と連携を図っていきます。

3 高齢者施設の利用促進

高齢者の憩いの場として、健康・福祉の増進を図るための交流施設について、利用者のニーズを反映して適正な運営を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら事業の充実に取り組み、施設の利用促進を図ります。

(1) 老人福祉センター・高齢者文化休養センター

高齢者の憩いの場として、入浴、宿泊等のサービスを提供し、高齢者の健康と福祉の増進を図る施設として、市内に3か所整備しています。

いきいきデイクラブ事業等の健康増進活動への利用や高齢者の健康づくり、生きがいづくりを目的とした各種講座の実施など、利用者の多様なニーズに応えるため、指定管理者とともに事業内容の充実に努め、利用者拡大に努めます。

種 別	施 設 名	所 在 地	備 考
老人福祉センター	中央老人福祉センター	朝日一丁目 29-9	総合福祉センター 4階・5階
	老人福祉センター 寿楽荘	熱海町熱海五丁目 16	温泉
高齢者文化休養 センター	高齢者文化休養センター 逢瀬荘	逢瀬町河内字西午房沢 11-2	宿泊可 (16室) 屋内ゲートボール場

(2) 地域交流センター・市民福祉センター

高齢者をはじめ、地域の人々の交流を図るための施設として、市内に7か所整備し、いきいきデイクラブ事業等の健康増進活動にも利用されているほか、各種行事や講座を開催しています。

今後も、指定管理者とともに、施設の有効活用や利用者のニーズを反映した施設運営を行い、利用者拡大に努めます。

種 別	施 設 名	所 在 地	備 考
地域交流センター	西田地域交流センター	西田町三丁目字仁王ヶ作 19-2	ゲートボール場
	三穂田地域交流センター	三穂田町富岡字吉室内 106-1	ゲートボール場
	田村地域交流センター	田村町田母神字松ノ木 68-1	ゲートボール場
	中田地域交流センター	中田町中津川字町田前 179-1	ゲートボール場
	喜久田地域交流センター	喜久田町堀之内字下河原 1	ゲートボール場
	日和田地域交流センター	日和田町字広野入 5-1	
市民福祉センター	サニー・ランド湖南	湖南町福良字台畠 8588	温泉 ゲートボール場

4 民間団体との連携推進

(1) 社会福祉法人等の公益法人との連携強化

本市では、医療機関との連携を基本として、医療法人等が母体となり設立された社会福祉法人が、特別養護老人ホームをはじめデイサービスセンター等、高齢者のための福祉施設、在宅福祉サービスの整備について積極的な展開を図っており、介護保険サービスの中核となっています。

また、郡山市社会福祉協議会や郡山市社会福祉事業団においても、居宅介護支援、通所介護、訪問介護事業等を展開するとともに、各種地域福祉活動に取り組んでいます。

社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉推進の中核的存在と位置づけられており、現在13の地区社協（郡山地区社協内に26支部）が主体となり、約2,300人の福祉委員が住民主体による高齢者の社会的孤立感の解消や生きがいづくり等、住民の多様化するニーズに柔軟に対応しながら自立生活を支援する活動に取り組んでいます。

社会福祉法人等の公益法人の活動は、地域における保健福祉の向上に欠くことのできない貴重な社会資源であり、今後もこれらの活動の支援を図ります。

また、「地域課題の顕在化、共有」「地域の様々な取組間の連携強化」「地域に不足する新たな取組の創出」など、市と社会福祉法人等が連携して取り組みます。

【地域福祉活動の取り組み状況（郡山市社会福祉協議会）】

項目	概要
いきいきサロン活動	閉じこもり防止や介護予防、社会参加の促進を図るため、公民館や集会所など、高齢者にとって地域の身近な場所を拠点に、集いの場を提供し茶話会や会食会を通して仲間づくりや居場所づくりを支援します。
配食サービス	一人暮らし高齢者などに弁当を配達し、安否確認や話し相手になることで孤独感の解消を図ります。
地域住民支え合い活動	一人暮らし高齢者など、生活の中で支援を要する人を地域で見守り、支える体制づくりを強化するため、地域住民と関係機関・団体が協力連携し、「住民懇談会」などを通じ地域の課題やニーズの発掘と把握に努め、困りごとをできるだけ地域の支え合い活動で解決できるよう「生活支援コーディネーター」を中心に住民ネットワークづくりを進めます。
子育てサロン	地域の集会所、公民館等を拠点に、地域住民と子育て中の親子が協働で企画し、内容を決め、共に運営していく仲間づくり、交流の場を提供します。
世代間交流	核家族化が進み、高齢者と子どもの交流する機会が少なくなっているため、世代を超えた交流を深めることで生きがいづくりを支援します。
地域支え合い活動マップづくり	地域における支え合い活動の掘り起こしを図るとともに、災害時における要援護者等の見守り体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動マップづくり」の普及に向けた講習会の開催や支援を行います。
友愛訪問活動	一人暮らしの高齢者・高齢者夫婦、障がい者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、定期的に訪問し安否確認や孤独感の解消を図る活動を支援します。
住民参加型在宅福祉サービス“たすけあい活動”の推進	今後ますます多様化する地域の生活課題に対応するため、制度の枠にとらわれず、住民同士がお互いさまの感覚で生活全体を支え合う「住民参加型在宅福祉サービス」として有償ボランティアで行う“たすけあい活動”の推進を図ります。
認知症高齢者のためのSOS見守りネットワークの活動	郡山市が取り組んでいる「認知症高齢者SOS見守りネットワーク」などと連携し、行方不明者の捜索協力ができるよう、システム登録した方へ検索メールを配信して早期発見につなげる活動をします。
緊急連絡カードの配備	一人暮らし高齢者などが、地域社会で安心して日常生活を送るため、福祉関係者、近隣住民、民生委員が、緊密な連絡を取り合い役割を分担し、きめ細かい福祉サービスが提供できるよう、かかりつけ医院や近親者、協力者、担当民生委員等の連絡先を記載した「緊急連絡カード」を配備し、緊急時の日常生活の相談に活用します。

(2) 保健衛生地区組織の育成・支援の強化

健康づくりの地区組織として市内 37 地区に保健委員会が設置され、食生活改善、健康づくり、環境浄化の 3 つの専門部連絡会が置かれており、各推進員など約 1,800 人が中心となり、各地区において住民の健康増進、地域の生活環境の改善及び保健衛生に関する普及啓発に取り組んでいます。

今後、高齢社会における健康づくり活動がより活発に展開されるよう、組織の育成、支援の強化を図ります。

【取り組み】

項 目	概 要
食生活改善推進員 ・健康づくり 推進員の育成	日常生活習慣における栄養、運動、休養の正しい知識の普及を図るため食生活改善推進員や健康づくり推進員の育成強化により、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

(3) ボランティア、民間団体等の育成・支援の強化

広く地域社会の福祉増進のために、郡山市社会福祉協議会による各種ボランティア講座の開催やボランティアアドバイザーの養成、ボランティアに関する様々な情報の発信や支援が行われています。

現在、郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターには、84 のボランティア団体が登録されており、特に、地域福祉の実践活動を担っているボランティア連絡会が 19 地区で組織され、約 540 人のボランティアが高齢者、障がい者、子ども等の支援のための活動に取り組んでいます。

また、市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための拠点施設として市民活動サポートセンターを設置しておりますが、NPO 法人の活用及び市民サービス向上を図るため、その運営について 2014(平成 26)年度から NPO 法人へ委託することで、相談機能の充実を図りました。また、NPO 法人のノウハウやネットワークを生かし、市民公益活動に取り組む人材育成、情報の収集提供、団体間の交流事業等を行っています。

今後は、ボランティア・市民活動団体の支援を継続するとともに、助け合いの輪を広げ、ボランティア・企業・団体・NPO 法人など各種団体の連携・協力を図りながら、様々なニーズに対応できるよう住民主体の地域福祉活動を推進していきます。

また、今後も市民ニーズに応じた各種講座や情報の収集提供、人材や物資のマッチング支援などを実施するため、市民活動サポートセンターのさらなる活用を進めます。

【ボランティア活動の取り組み（郡山市社会福祉協議会）】

項 目	概 要
出前ボランティア スクール	地域福祉活動やボランティア活動を始める際の基本的な知識の習得や地域活動の担い手となる福祉委員、ボランティアを育成するため、地域での出前講座を開催します。
分野別ボランティア 養成講座	ボランティアのニーズが多様化しているため、ボランティアを必要としているニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題に合わせた分野別の新たな養成講座を開催します。
シニアボランティア 講座	団塊の世代が退職を迎える中、シニア世代のニーズを把握し、その人材を地域福祉活動への参加につなげる講座を開催します。
住民参加型たすけあい 活動助っ人隊養成講座	たすけあい活動の担い手として必要な知識等を身につけてもらうための養成講座を開催します。
ボランティア アドバイザー 養成講座	ボランティアアドバイザーの新たな人材確保のため、ボランティア・市民活動の中堅層の実践者を対象に基礎研修及び継続研修を行います。

ボランティア コーディネート 事業	ボランティア・市民活動の活性化を図るため、情報収集や活動希望者・ボランティア依頼者のニーズを掘り起こし、ボランティア活動に関する相談援助や情報提供の充実強化を図ります。また、コーディネートに必要な職員のスキルアップを図り、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。
-------------------------	--

【市民活動サポートセンターの取り組み】

項 目	概 要
市民活動の推進	市民活動講演会や市民活動応援講座の開催、市民活動ガイドブックのウェブサイトへの掲示、広報紙「あしすとばあく」の発行、市民活動サポートメールの配信等により、ボランティア・NPO 団体の育成や活動内容の情報提供を行い、市民活動の推進を図ります。
協働のまちづくりの推進	市内の市民活動団体（町内会、NPO、ボランティア、地域づくり団体）の活動内容を市民に紹介するとともに、団体同士の交流を深め、市民活動参加への機会と協働の意識の醸成を図ります。
各種相談等対応	市民公益活動への参加や活動に関する相談、市民活動団体の組織化、法人化や運営に関する各種相談や支援を行います。

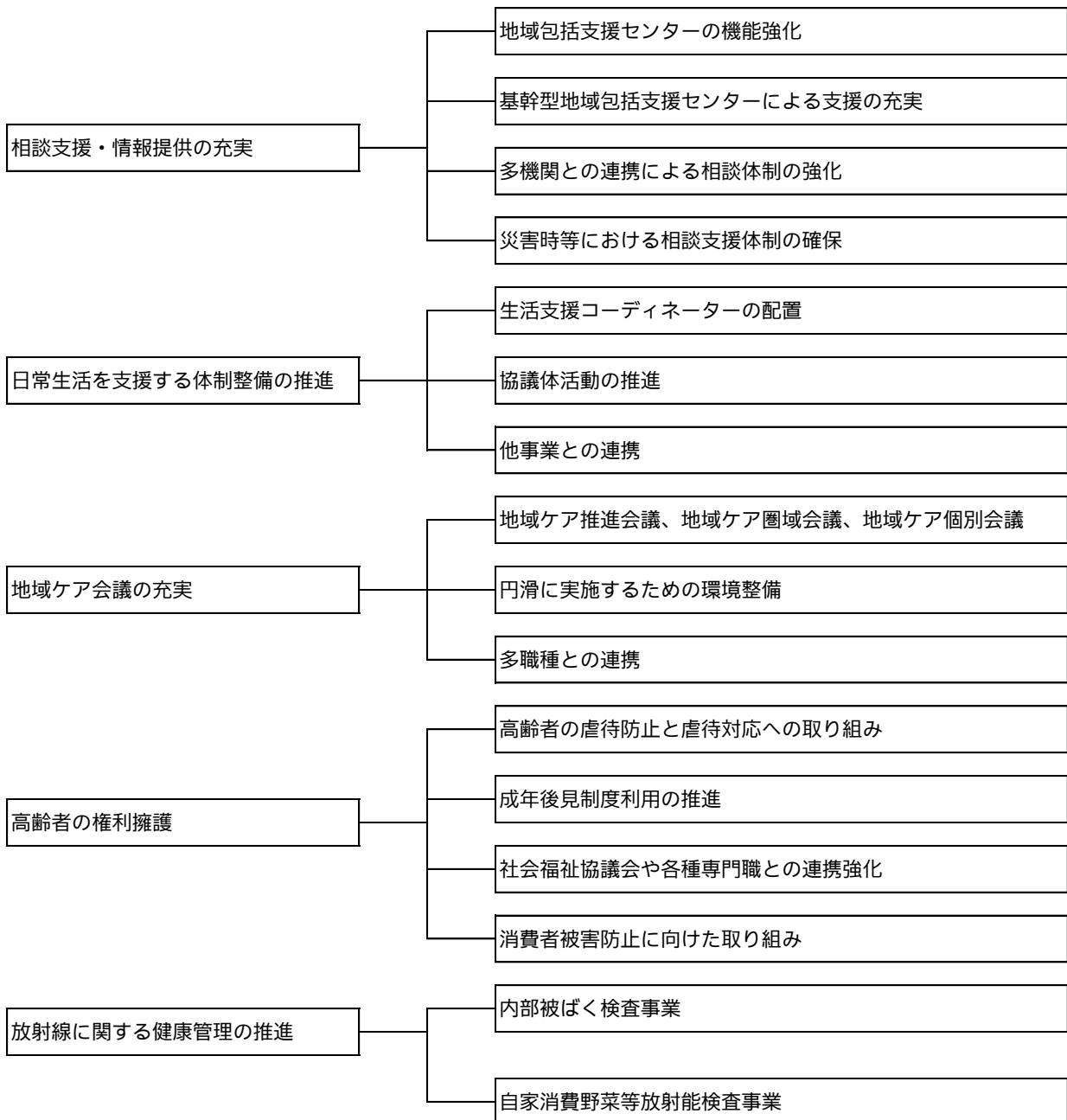
第4章 相談・支援体制の充実



高齢者が住み慣れた地域で健やかに生活していくために、介護、医療などの相談支援体制の充実と日常生活を支援する体制の推進を図ります。地域包括支援センターや市直営の基幹型地域包括支援センターが高齢者からの相談を受け、総合的な支援を行います。また、基幹型地域包括支援センターは各地域包括支援センターへの助言指導や後方支援を行い、相談体制の充実を図ります。

さらに、高齢者の権利擁護の推進を図るため、高齢者虐待防止の情報提供に取り組むとともに、成年後見制度の活用を推進します。

高齢者の個別の課題や地域での課題の解決のため開催する地域ケア会議においては、多職種との連携を図り、会議が充実したものとなるように取り組みます。



1 相談支援・情報提供の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健やかに生活していくには、介護、福祉、健康、医療など様々な面で総合的な支援が必要となります。そのための高齢者の相談機関としての地域包括支援センターの機能強化を含め、個々の状況に応じた情報の提供、相談・支援ができる体制の充実に努めます。

また、「ダブルケア」や「8050 問題」など地域包括支援センターだけでは対応困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関との連携により対応していきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的な支援を行うとともに、本市が目指す地域包括ケアシステム構築の中核的拠点として、地域における関係機関とのネットワークの構築を推進し、高齢者の様々なニーズに柔軟に対応できる介護保険をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点となることを目的に設置しています。

本市では、高齢者数の増加に伴い相談件数等が増加し、高齢者に関する相談内容も多様化していることから、市全体で機能強化を図るため、2019（平成 31）年 4 月に職員の配置基準を見直しました。今後においても定期的な会議や研修会を開催し職員の資質向上に努め相談体制を強化していきます。

また、地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況等の検討・評価を行うことで、よりよい運営を推進していきます

(2) 基幹型地域包括支援センターによる支援の充実

地域包括支援センターの目的達成に向け、本市では、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行うことにより、委託による地域包括支援センターとの一体的な運営を行ないます。

(3) 多機関との連携による相談体制の強化

地域における多様なニーズに対応するため、町内会や民生委員等の地域で活動する組織、医師会、薬剤師会、歯科医師会等の医療関係機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等の介護関係機関など多機関との連携を図り、適切な情報の提供、相談支援を図ります。

また、障がい者の方が、主に 65 歳到達時に障がい福祉制度から介護保険制度へサービス移行する際に、スムーズな移行が図れるよう、多機関の連携体制を強化します。

(4) 災害時等における相談支援体制の確保

災害発生時や感染症等で地域包括支援センターが閉鎖となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間の協力体制整備を図ります。

【地域包括支援センターの区域】

センター名	担当地域
郡山北部地域包括支援センター	桃見台・大島
郡山中央地域包括支援センター	金透・薫・赤木・芳山
郡山南部地域包括支援センター	橘・三中・桜・久留米
郡山西部地域包括支援センター	開成・桑野の一部
芳賀・小原田地域包括支援センター	芳賀・小原田
富田地域包括支援センター	富田町・希望ヶ丘・小山田・桑野の一部
大槻・逢瀬地域包括支援センター	大槻町・逢瀬町
大成・大槻東地域包括支援センター	大成・大槻東
安積地域包括支援センター	安積町
三穂田地域包括支援センター	三穂田町
片平・喜久田地域包括支援センター	片平町・喜久田町
日和田・西田地域包括支援センター	日和田町・西田町
富久山地域包括支援センター	富久山町
湖南地区地域包括支援センター	湖南町
熱海地域包括支援センター	熱海町
田村地域包括支援センター	田村町
郡山東部・中田地域包括支援センター	東部・中田町・緑ヶ丘

基幹型地域包括支援センター
 (地域包括ケア推進課内)

2 日常生活を支援する体制整備の推進

単身高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加により多様化する生活支援・介護予防ニーズに対応するため、郡山市全域及び各地域に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、協議体活動を推進することにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域づくりを推進します。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、主に関係者間のネットワークの構築や担い手の育成、ニーズとサービスのマッチングといったコーディネート業務を実施することにより、高齢者の社会参加と支え合いによる生活支援の充実・強化を図ります。

(2) 協議体活動の推進

生活支援・介護予防サービスの充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターや地域活動を行う多様な主体が参画する定期的な情報共有・連携強化の場として開催する協議体が、自ら課題解決できる地域づくりを推進します。

第1層協議体：第2層協議体における課題の共有及び解決を行う。

第2層協議体：地域の課題解決と支え合いの地域づくりを38地区で行う。

(3) 他事業との連携

介護予防・日常生活支援総合事業や地域ケア会議等との連携を図り、効果的かつ効率的な事業実施を推進します。

3 地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進を目的に、高齢者支援に関わる各関係機関等多職種の連携強化を図るとともに、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者施策等の検討を行うため、市及び地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議を開催します。

(1) 地域ケア推進会議、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議

ア 地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関相互の連携や地域課題・地域資源の把握及び分析並びに課題解決方法の検討など、市全体規模の地域課題を検討していきます。

イ 地域ケア圏域会議

地域包括支援センターの担当する区域を最大範囲として、関係機関相互の連携を図り地域資源情報の集約、活用及び新たなサービスの創出に向けての検討など日常生活圏域内で発見等された地域課題の抽出及び解決をしていきます。

ウ 地域ケア個別会議

「高齢者を支援する者が困難を感じている」「高齢者に対する支援の必要性が認められるが、適切なサービスの提供につなげていない」「高齢者の権利擁護が必要と認められる」などの事例について、地域包括支援センターが必要に応じ開催し、支援内容の検討を通じて、個別ケースの課題を解決していきます。

エ 自立支援型地域ケア会議

地域ケア個別会議のひとつとして高齢者の自立（介護が必要な状態の改善または悪化予防）を支援するため、多様な専門職（薬剤師、管理栄養士又は栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討する自立支援型地域ケア会議を定期的（月1回程度）に開催し、高齢者のQOLの向上や介護サービスの向上を図り、要介護・要支援認定率の低下等を目指します。

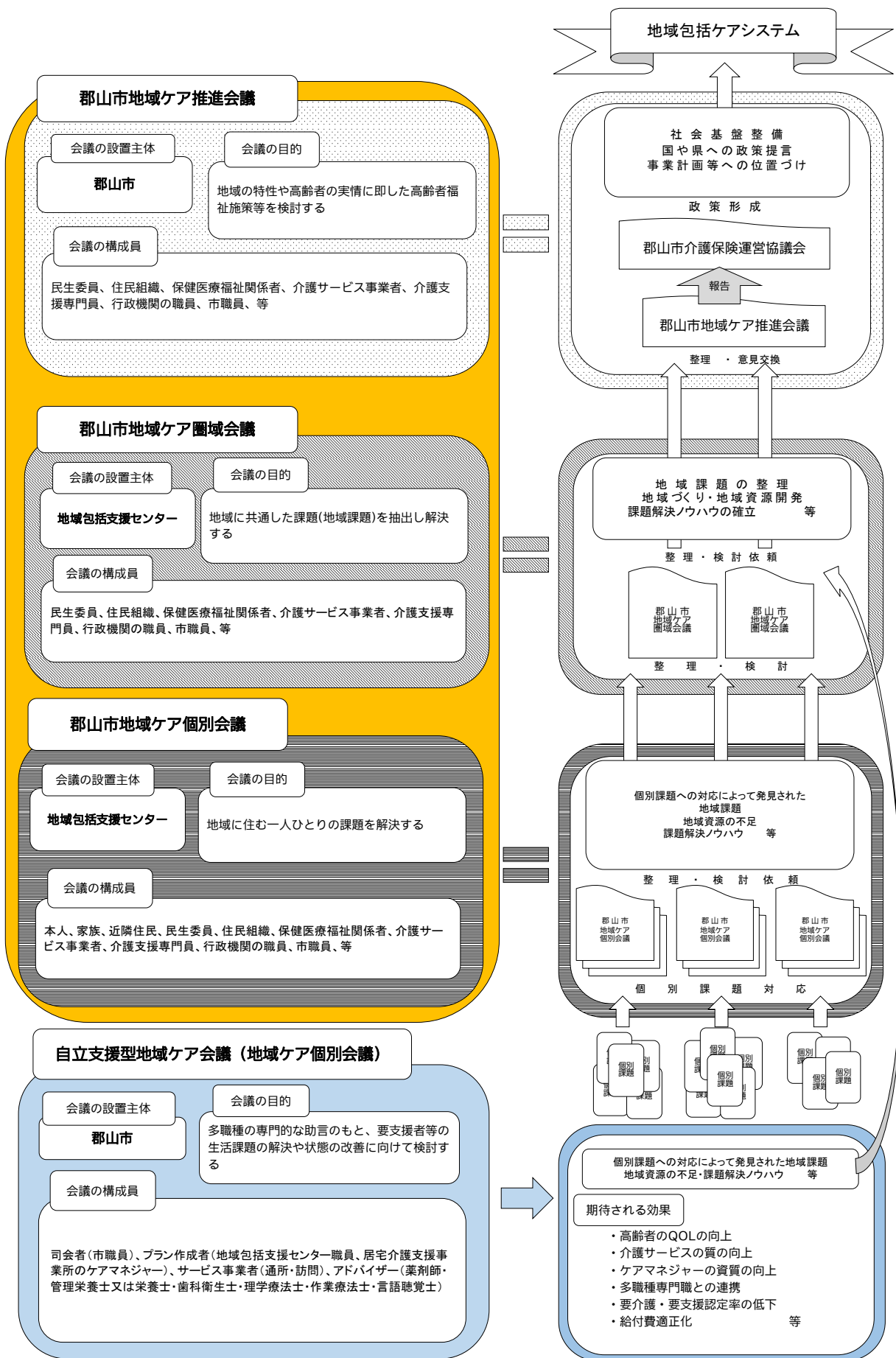
(2) 円滑に実施するための環境整備

地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を開催するにあたって、市は地域包括支援センターが会議を円滑に進められるよう支援します。

(3) 多職種との連携

各会議においては、課題の検討や解決を図るため、民生委員、自治会等などの住民組織、医師会などの保健医療福祉関係者、介護サービス事業者、生活支援コーディネーター、介護支援専門員等との連携を図ります。

郡山市 地域ケア会議 イメージ図



4 高齢者の権利擁護

急速に高齢化が進行し、認知症などにより支援が必要な高齢者が増加する中、高齢者の虐待や消費者被害の増加など高齢者やその世帯が抱える課題が社会問題化していることから、高齢者やその家族に対する支援の充実強化が重要です。こうした高齢者を取り巻く状況を踏まえ、地域包括支援センターや関係機関と連携し、高齢者虐待、消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるとともに、成年後見制度利用の推進などによる判断能力が十分でない高齢者への支援を強化するなど、高齢者の権利擁護の推進を図ります。

(1) 高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み

高齢者に対する虐待防止については、郡山市高齢者虐待防止連絡会議を設置し、警察など関係機関との情報交換・情報共有を行うなど、高齢者虐待の発生予防、早期発見に向けた取り組みを推進しておりますが、今後も、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。

また、正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりが重要であることから、リーフレットやポスターを作成し、病院や介護保険施設等に配布するなど、広く市民や介護に従事する職員等に周知し、意識啓発に努めます。

高齢者虐待への対応については、本市と地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携しながら行い、さらに、虐待防止に関する制度について情報共有を行うなど、相談窓口の強化を図るとともに高齢者虐待についての研修会を開催し、対応力の向上を図ります。

(2) 成年後見制度利用の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対する法定後見等開始の審判について、申立人となる親族がない場合、市長がこれに代わって申立てを行い、高齢者の権利擁護を図るとともに、各種広報誌や市ウェブサイト、チラシを活用した成年後見制度の案内や、介護予防事業における教室等での周知など、情報提供を積極的に実施し市民への啓発を図ります。

また、成年後見制度の促進に関する法律に基づき国が2017（平成29）年3月に制定した成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画の策定を進めます。

計画の策定に当たっては、地域における成年後見制度利用ニーズの把握方法や地域の専門職（保健、医療、福祉、司法等）及び家庭裁判所との連携し、本市における福祉の向上につながるような地域連携ネットワークの形成や実施体制の構築を図ります。

(3) 社会福祉協議会や各種専門職との連携強化

高齢者の権利擁護の推進を図るため、郡山市社会福祉協議会、各種専門職（社会福祉士会、司法書士会、弁護士会、地域包括支援センター、医療関係等）との連携を強化していきます。

【郡山市社会福祉協議会における権利擁護の取り組み】

項目	概要
福祉なんでも相談事業の充実	ホームヘルプサービス事業や居宅介護支援事業、障がい者に対する相談支援事業等、市社協が保有する各種の相談・福祉サービス機能を集約し、「福祉の総合相談窓口」として機能することで、福祉に関する相談を「丸ごと」受け止められる窓口の整備に向けた体制構築を推進します。
日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の体制強化	認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が十分でなく、日常生活に不安のある人々の自立生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポート）をさらに推進します。

生活福祉資金貸付事業の推進	低所得の高齢者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、利用者の利便性の向上を図り、生活福祉資金の貸付事業を推進します。
成年後見事業（法人後見）の推進	単身高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者等、判断能力が低下した人の権利擁護体制の構築が求められていることから、法人として成年後見事業を実施し、その推進を図ります。

(4) 消費者被害防止に向けた取り組み

高齢社会への進展や核家族化が進み、高齢者を取り巻く生活環境が大きく変化する中、高齢者が被害者となる「振り込め詐欺」等の犯罪の発生が後を絶たず、手口は多種多様で巧妙なものになっております。

このようなことから、消費者である高齢者の安全・安心が確保されることによる、消費の拡大と地域活性化を可能にするため、高齢者が自主的かつ合理的な選択をし、消費者被害を防止できるよう、各種講座や情報誌、市ウェブサイトからの情報発信等を行います。

また、消費生活に係るトラブルなどの解決のため、相談員による助言・斡旋を行うとともに関係機関との連携を図りながら相談に応じます。

5 放射線に関する健康管理の推進

(1) 内部被ばく検査事業

原発事故に伴う放射線の人体への健康影響を測定し、市民の長期的な健康管理を図るため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施します。

(2) 自家消費野菜等放射能検査事業

原発事故後の食品の安全確保及び食品に対する不安を解消するため、市民が持ち込む食品等に含まれる放射能検査を実施します。

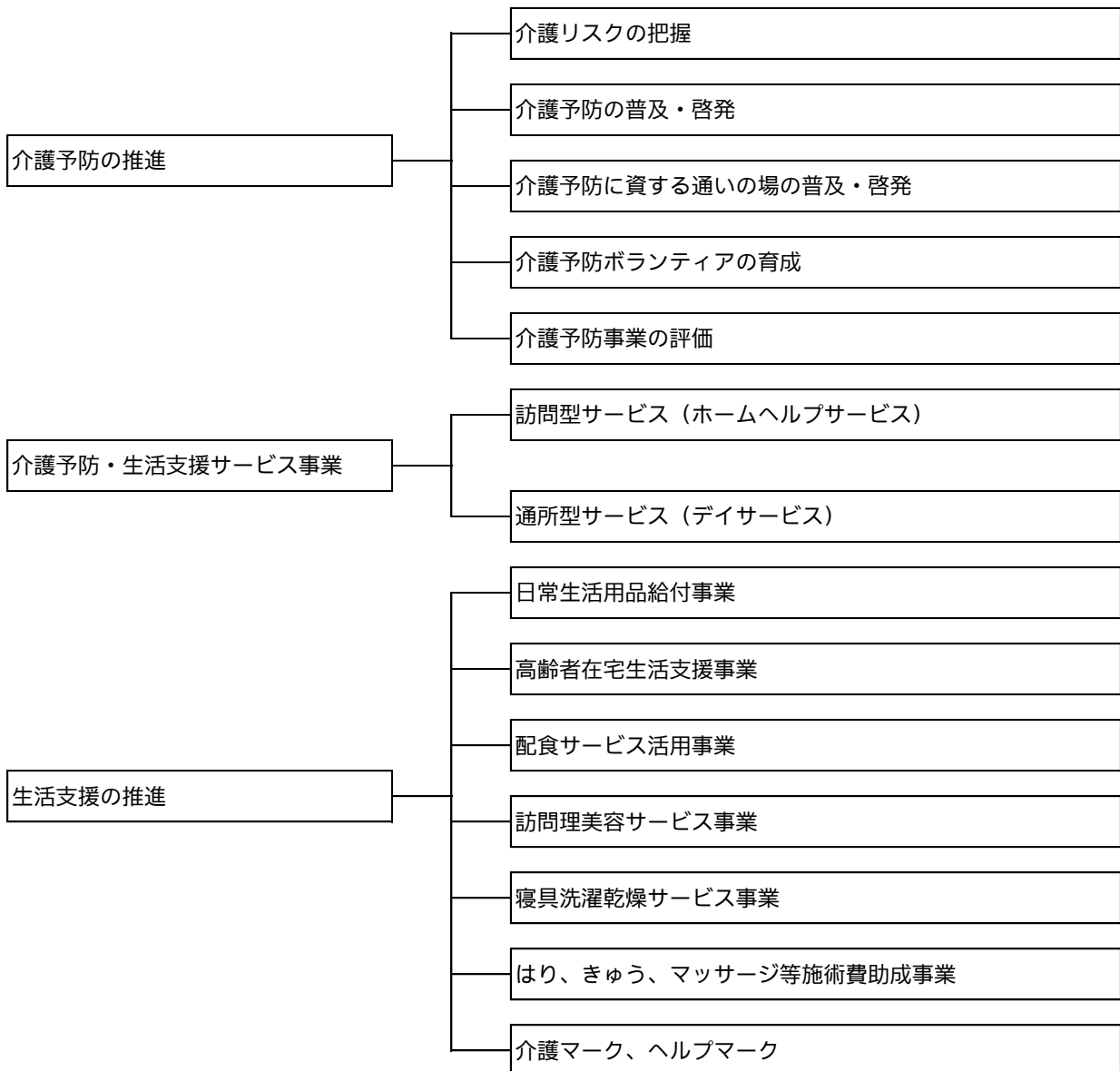
第5章 介護予防・生活支援の推進



市内で生活する全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象として、介護予防に関する教室や講演会等を開催するとともに、地域における住民主体の「通いの場」を育成することで、市民の健康寿命の延伸と介護予防に関する意識の向上を図ります。

また、高齢者人口の増加や核家族化等により、一人暮らし・高齢者のみの世帯等が増加する中、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、元気に、自立して、安心して暮らせるよう、高齢者の生活環境や福祉サービスの必要性等を把握し、事業の周知に努めながら、生活支援事業の推進を図ります。

また、障がい者の高齢化に対応するため、障がい者施策との連携を図ります。



1 介護予防の推進

(1) 介護リスクの把握

市内の75歳以上で一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方に対しておたっしや長寿アンケートを送付し、その結果から要介護状態になる恐れのある高齢者や閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防事業や住民主体の通いの場への参加等、介護予防活動へつなげます。

(2) 介護予防の普及・啓発

全ての高齢者へ介護予防に向けた普及・啓発を行うとともに、地域の実情を把握し、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って主体的な生活を継続できるような地域づくりを目指します。

また、認知症の予防・認知症高齢者の早期発見の実現を図るため、認知症予防教室の開催、各種広報誌やチラシ等による情報提供を積極的に実施します。

ア 介護予防教室

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した集いの場の拡大に努めます。

また、おたっしや長寿アンケート及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を分析し、各地区の高齢者が、どの程度医療費を負担しているのかに基づき、要介護状態になる恐れのある高齢者が多い地区を選定し、栄養・口腔・運動・認知症のメニューを取り入れた教室及び講座等を開催しています。

イ 訪問指導（地域リハビリテーション活動支援事業）

おたっしや長寿アンケートの結果、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を抽出し、リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携しながら高齢者宅へ訪問、高齢者の能力評価、改善の可能性を助言し、介護予防活動や社会参加につなげます。

(3) 介護予防に資する通いの場の普及・啓発

住民主体の活動を支援するため、高知市で開発された「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」「しゃきしゃき百歳体操」の活用を推進しているところであり、活動についての相談や体力測定、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による体操指導等を実施することで効果の向上を図っています。いきいき百歳体操は、筋力をつけることにより要介護状態になることを予防し、かみかみ百歳体操は、食べる力や飲み込む力をつけるための体操で、誤嚥性肺炎等を予防し、しゃきしゃき百歳体操は、二つの動作を同時に行うことで、認知機能の低下を予防するものです。

また、住民主体の通いの場やそこから派生する住民相互の支えあい活動の実態等を広く市民に周知する場として通いの場普及推進大会を開催し、住民主体の通いの場へ感謝状贈呈及び有識者等による介護予防についての講演会を実施します。

さらに、多くの高齢者が継続的な介護予防に取り組めるよう、通いの場に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、低栄養予防、口腔・嚥下機能の維持、認知症予防等の啓発を行います。

なお、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操は、高齢者の転倒、窒息予防に有効であるものと考えられ、セーフコミュニティ活動としても普及を推進していきます。

(4) 介護予防ボランティアの育成

生活支援や介護予防の担い手となり得る地域の住民が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供できるよう研修と人材育成を実施します。

また、市内の各地域で活動している民生委員やボランティア等、地域活動を行う団体に介護予防活動に必要な知識や情報の提供等を行います。

(5) 介護予防事業の評価

郡山市介護保険事業計画の達成状況等を検証し、一般介護予防事業について、地域づくりの観点からその評価結果に基づき事業全体の改善を行います。

2 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

要支援1・2の認定や事業対象者の確認を受けた方の居宅において、介護予防を目的として訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行います。

(2) 通所型サービス（デイサービス）

要支援1・2の認定や事業対象者の確認を受けた方について、介護予防を目的として、施設等に通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

3 生活支援の推進

(1) 日常生活用品給付事業

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の在宅の高齢者に対して、在宅生活を支援するため、介護用品給付券を交付し紙おむつ等の介護用品購入費の助成を行っています。

今後ますます高齢化が進み、要介護認定者の増加も見込まれることから、助成対象要件の見直し等を行いながら事業の継続を図ります。

【利用状況の推移】

項目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護用品給付券 交付者数(人)	5,090	5,227	5,410	5,599	5,795
家族介護用品給付券 交付者数(人)	138	147	153	159	165

※2020(令和2年度)以降は見込みである。

(2) 高齢者在宅生活支援事業

自立した在宅生活の継続を図るため、75 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方に対して、利用券を交付し、軽易な家事援助などの日常生活上の支援をするため、継続して事業を実施します。（支援内容：住居内外の清掃、庭の除草、電球の交換等）

【利用状況の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
交付者数 (人)	2,768	2,921	3,078	3,247	3,426
利用枚数 (枚)	8,740	9,088	9,543	9,972	10,421

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

(3) 配食サービス活用事業

65 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方で、介護予防・自立支援の観点からサービスが必要と認められる方に対し、昼食の配食サービスと同時に安否の確認を行っています。

食生活を改善し、高齢者の栄養確保及び偏り防止を図ることで介護予防につながるため、継続して事業を実施します。

【利用状況の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
利用者数 (人)	706	789	881	984	1,099
利用回数 (回)	61,581	67,862	74,784	82,412	90,818

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

(4) 訪問理美容サービス事業

おおむね 65 歳以上の在宅の一人暮らし又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方であって、心身の障がい、疾病等の理由により外出して理美容サービスを利用することが困難な方に対し、自宅でサービスを利用することができるよう理容師・美容師の訪問出張にかかる費用として利用券を交付し助成します。

(5) 寝具洗濯乾燥サービス事業

おおむね 65 歳以上の在宅の一人暮らし又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方で、寝具類等の衛生管理が困難な方に対し、寝具類等の衛生管理をすることにより快適な生活が送れるように、寝具類等の水洗い及び乾燥消毒等の費用として利用券を交付し助成します。

(6) はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業

65歳以上の寝たきり高齢者又は認知症高齢者と同居の上、在宅で介護している60歳以上の方に対し、健康保持・心身の疲労回復を図るため、施術費の一部を助成します。

【利用状況の推移】

項目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
交付者数(人)	111	115	120	125	130
利用枚数(枚)	543	550	575	600	625

※2020(令和2)年度以降は見込みである。

(7) 介護マーク、ヘルプマーク

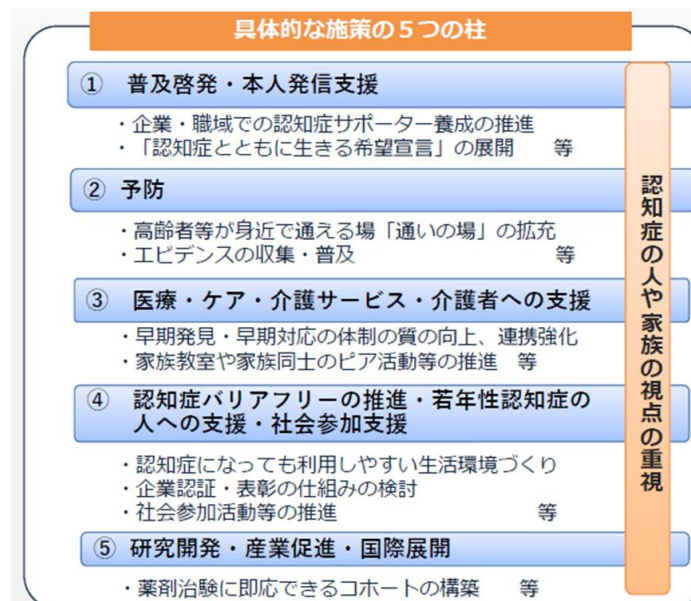
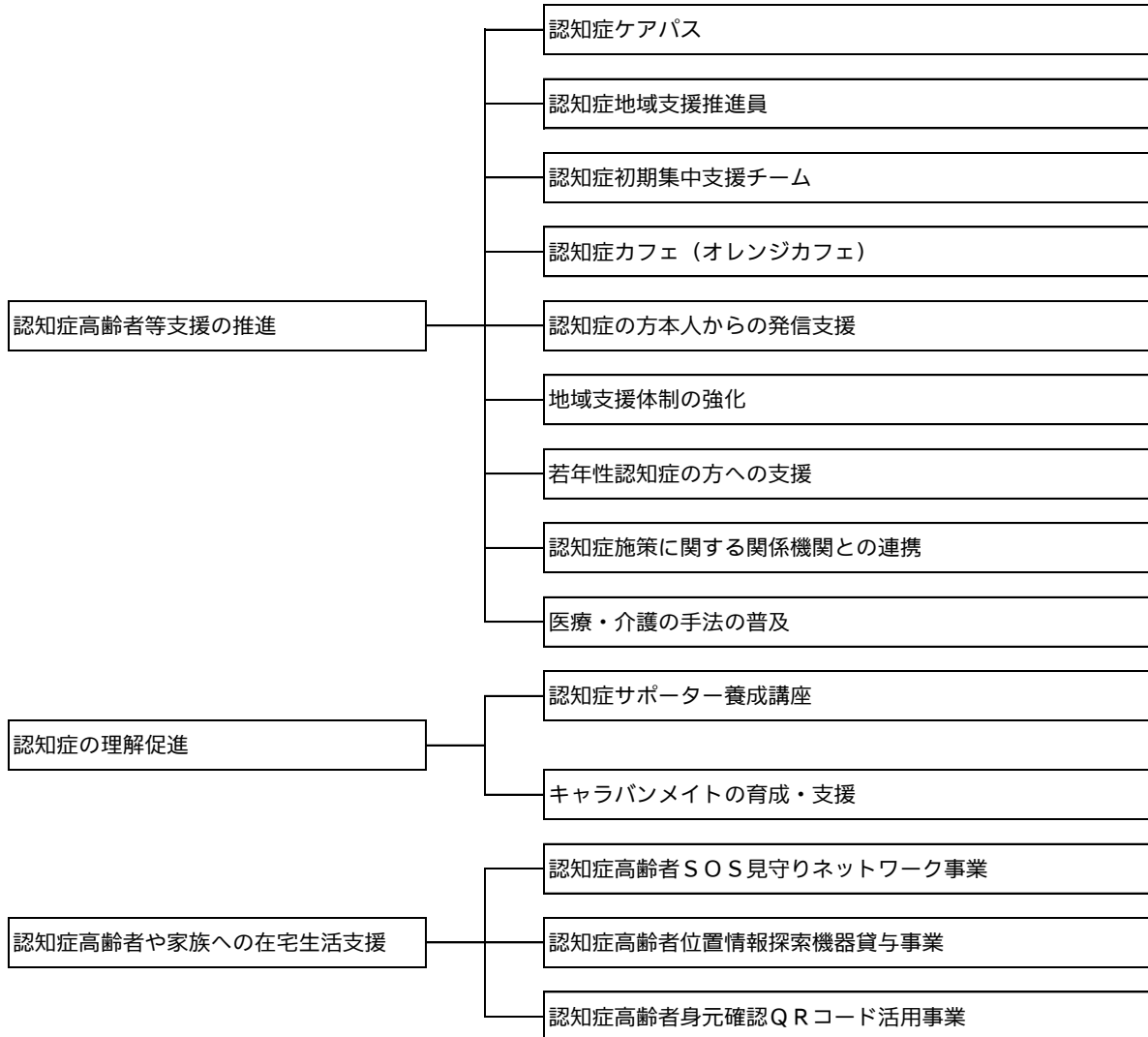
介護を必要とする高齢者の介護者に「介護マーク」を交付することにより、介護者が周囲から誤解や偏見を受けることなく、安心して介護をすることができる環境を整備するとともに、介護者を暖かく見守り、要介護者を地域で支え合う社会づくりを推進します。

また、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせることができる「ヘルプマーク」を交付することにより、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合う社会づくりを推進します。

第6章 認知症施策の推進



認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策推進大綱に基づいて、認知症の方や家族の視点を重視しながら、各種認知症施策を推進します。



1 認知症高齢者等支援の推進

(1) 認知症ケアパス（「つながる～もの忘れが気になったら…～」）

認知症の方ができる限り住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けるとともに、認知症の方だけでなく、その家族や周囲の方々も安心してらせるよう必要な情報をまとめた認知症ケアパス「つながる～もの忘れが気になったら…～」の普及を推進します。



(2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の方に対し、発症初期から状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービス事業者等との連携支援を行うとともに、地域の実情に応じ認知症の方や家族への支援体制を構築するなどの役割を担います。

認知症地域支援推進員を全地域包括支援センターに1名ずつ配置しており、認知症に関する相談窓口機能のさらなる推進を図ります。

(3) 認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見・早期対応を図るため看護師・作業療法士・精神保健福祉士等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを市内3か所の医療機関等に設置し、認知症の方及びその家族に対し、症状の進行状況に応じた対応方法や在宅でのケア等についてのアドバイスなどの初期支援を、個別訪問により一定期間集中して実施し、認知症高齢者の自立生活のサポートを行います。

また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員による定期的な情報共有を行い、支援方法の検討等を行います。

さらに、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、支援チームの活動状況について協議し、認知症が疑われる高齢者の早期診断及び早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

【設置状況】

エリア	担当区域
北西部	富田、片平、喜久田、日和田、西田、富久山、湖南地区、熱海 地域包括支援センターの担当地域
中央部	郡山北部、郡山中央、郡山南部、郡山西部、大槻・逢瀬、大成・大槻東 地域包括支援センターの担当地域
南東部	芳賀・小原田、安積、三穂田、田村、郡山東部・中田 地域包括支援センターの担当地域

(4) 認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の方、家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェ（オレンジカフェ）の普及により、認知症の方やその家族等に対する支援を推進します。

市内6か所に専門的な相談対応が可能な法人等への委託によるオレンジカフェを設置し、その6か所を拠点に地域包括支援センターや地域密着型の事業所等と連携し、各地域に自主的な開催

によるオレンジカフェの開設を支援していきます。

また、オレンジカフェでは、認知症の方が希望や必要としていることを語り合える場づくりや介護者家族の精神的支援等による認知症家族介護教室の開催、認知症の方の社会参加活動や社会貢献の促進にも努めていきます。

【参加者の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
参加者数	1,711	1,670	1,720	1,772	1,825

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

(5) 認知症の方本人からの発信支援

認知症の方ができないことを様々な工夫で補いつつ、できることを活かして希望や生きがいを持って暮らしている姿は、認知症の診断を受けた後の生活への安心感を与え、早期に診断を受けることを促す効果もあると考えられることから、地域で暮らす認知症の方本人とともに普及啓発に努めます。

また、認知症の診断直後の支えとなるよう、認知症の人の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「郡山市 ともにあゆむ・ともに生きる ～認知症になってもよりよく暮らしていくために～」の普及を推進します。

さらに、認知症の方本人の意見を把握し、認知症の方本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

(6) 地域支援体制の強化

認知症の方・家族のニーズを把握し、地域でそのニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」等）を構築していきます。

(7) 若年性認知症の方への支援

若年性認知症の方が、発症初期の段階からその症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるよう、若年性認知症支援コーディネーター（県設置）等と連携しながら支援します。

(8) 認知症施策に関する関係機関との連携

地域包括支援センター、かかりつけ医・薬局等の地域機関が、関係機関とのネットワークの中で、認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症の疑いがある方に早期に気づき、本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等を早期に支援につなげます。

また、認知症の人と家族の会等の機関と連携し、認知症の方や家族が孤立することなく安心して生活できるよう支援していきます。

(9) 医療・介護の手法の普及

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSD（行動・心理症状）を予防できるよう、ユマニチュード®等の医療・介護の手法についての研修会や認知症家族介護教室等にて本人・家族・専門職を含め広く市民に対し情報を提供します

2 認知症の理解促進

認知症は誰もがなりうることから、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すため、認知症の理解を深める取り組みを推進します。

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターを養成するため、キャラバンメイトと呼ばれる講師による講座を地域や職場、小・中学校などで開催します。

【参加者の推移】

項目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
参加者数	2,547	1,900	4,000	4,000	4,000

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

【認知症サポーターステップアップ講座】

認知症サポーター養成講座を修了した方に復習も兼ねた学習の機会を設け、より実際の活動につなげるサポーターを育成するため「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。

【認知症サポーターステッカー】

認知症サポーター養成講座を受講した事業所に、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守るお店や事業所の証として配付します。



(2) キャラバンメイトの育成・支援

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトを対象に、研修会等を開催し、組織（こおりやまオレンジ会）の育成及び支援を図ります。

3 認知症高齢者や家族への在宅生活支援

(1) 認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク事業

この事業は、高齢者の安全を守る仕組みとして、市内の団体・事業所など地域の関係機関で「郡山市認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク連絡会」を組織し、日常生活や業務の中でさりげなく地域での見守りにつながる活動を行うことにより、高齢者の異変の早期発見・早期対応に向けた連絡体制をつくるとともに、認知症高齢者が行方不明になったときに、メール・FAX・SNSで情報を配信しすみやかな発見・保護に協力しています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、連絡会登録団体数増加のため民間企業等への働きかけを行うなど、ネットワークの充実強化を推進します。

【登録団体数の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
登録団体数	111	113	118	123	128

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

【登録者数の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
登録者数	350	375	400	425	450

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

(2) 認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業

認知症高齢者を介護している家族に対し、認知症高齢者が外出し、行き先不明となったとき、人工衛星探索システム（GPS）により所在を確認できる端末機を貸与し、早期発見することにより、認知症高齢者やその家族が安心して地域で生活ができるまちづくりを推進します。

【登録者数の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
登録者数	34	36	38	40	42

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

(3) 認知症高齢者身元確認 QR コード活用事業

認知症高齢者が外出し、発見・保護されたときに、早期に身元が判明できるよう、衣服やハンカチ、ベルト等に貼付け携帯電話等で読み取ることができる「QRコード」を配付します。

【登録者数の推移】

項 目	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
登録者数	212	250	275	300	325

※2020（令和2年度）以降は見込みである。

郡山市認知症施策の全体像

認知症本人視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映する。

認知症の方やご家族などを支援する施策（相談・介護者支援・権利擁護）

認知症地域支援推進員（地域包括支援センター）

医療機関、サービス事業所、地域の関係機関等の連携支援や認知症の方及びご家族の相談業務等を行う。
2015(平成27)年度から各地域包括支援センターに配置。

認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見・早期対応のため、認知症が疑われる方や認知症の方とご家族などを訪問し、症状に応じた対応方法や在宅でのケア等についてアドバイしながら、必要なサービスにつなげるなど自立生活のサポートを行う。



オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の方及び家族、専門職、地域住民など誰もが参加でき、和やかに集うカフェを設置。



GPS端末機貸出・QRコード配付

成年後見制度・高齢者虐待対応

医療・介護の手法の普及（研修会・家族介護教室等）

連携

かかりつけ医
・ 薬局
・ 認知症疾患医療センター
・ 若年性認知症支援コーディネーター
・ 認知症の人と家族の会等

見守り・普及啓発・予防

認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる

認知症高齢者SOS見守りネットワーク

認知症予防

認知症の方の発信支援

認知症の方の社会参加

認知症の理解促進（認知症キャラバンメイト・認知症サポーター養成事業）

地域支援体制の強化（チームオレンジなど）

認知症ケアパス・認知症本人ガイドの活用

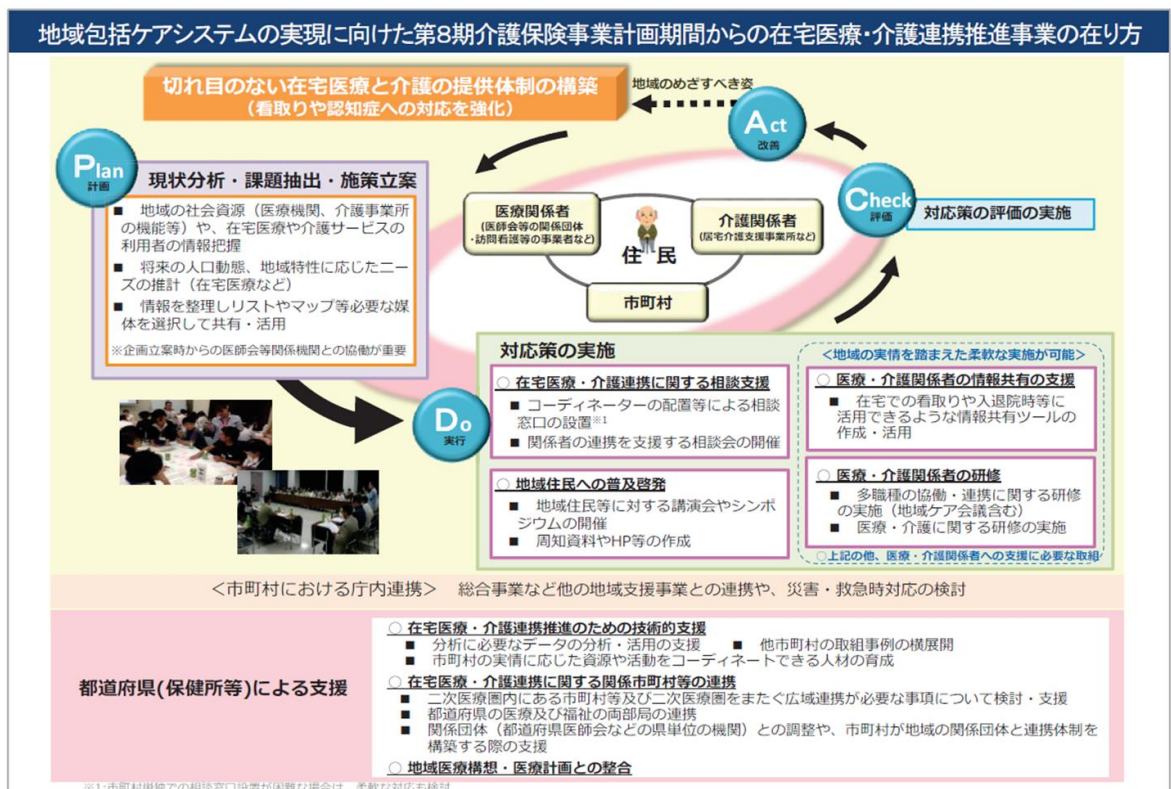
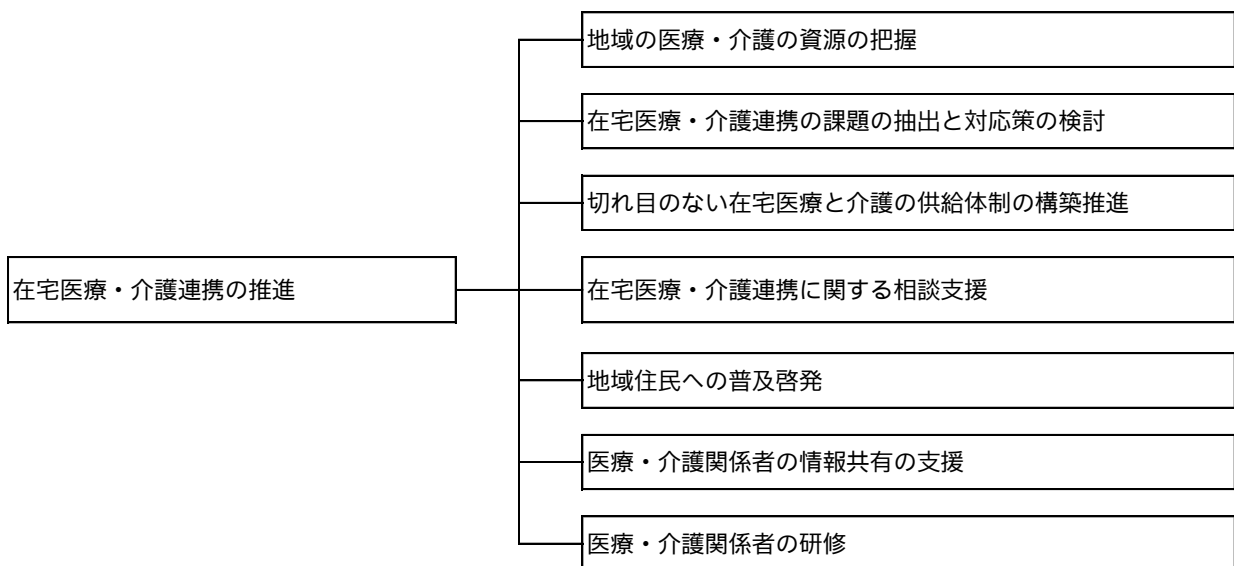


第7章 在宅医療・介護連携の推進



高齢者は加齢に伴い、「慢性疾患による受療が多い」「複数の疾病にかかりやすい」「要介護の発生率が高い」「認知症の発生率が高い」等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要としています。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため、2018（平成30）年11月に郡山医師会に委託し設置した在宅医療・介護連携支援センターとの共同で必要な支援を行います。



1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者と連携し、地域を包括した、医療・介護資源リスト等を作成し、結果を関係者で共有・活用します。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議「在宅医療・介護連携推進懇談会」を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出を行い、対応を検討します。

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の供給体制の構築推進

高齢者の在宅での生活を支えるサービスの整備状況を把握しながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日・容態急変時の対応等切れ目なく提供できるよう、在宅医療・介護のあり方を医療・介護関係者と調整検討し、地域の医療・介護関係者の協力を得て在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。

(4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等の専門職から、在宅医療・介護連携に関する相談等を在宅医療・介護連携支援センターが受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。

(5) 地域住民への普及啓発

地域の医療・介護関係者等と連携し、地域住民を対象とした在宅での看取り等についてのシンポジウムや講演会・出前講座等を開催します。また、在宅医療・介護連携支援センターホームページや広報、市ウェブサイト等により在宅医療・介護サービスに関する情報提供、普及啓発を推進します。

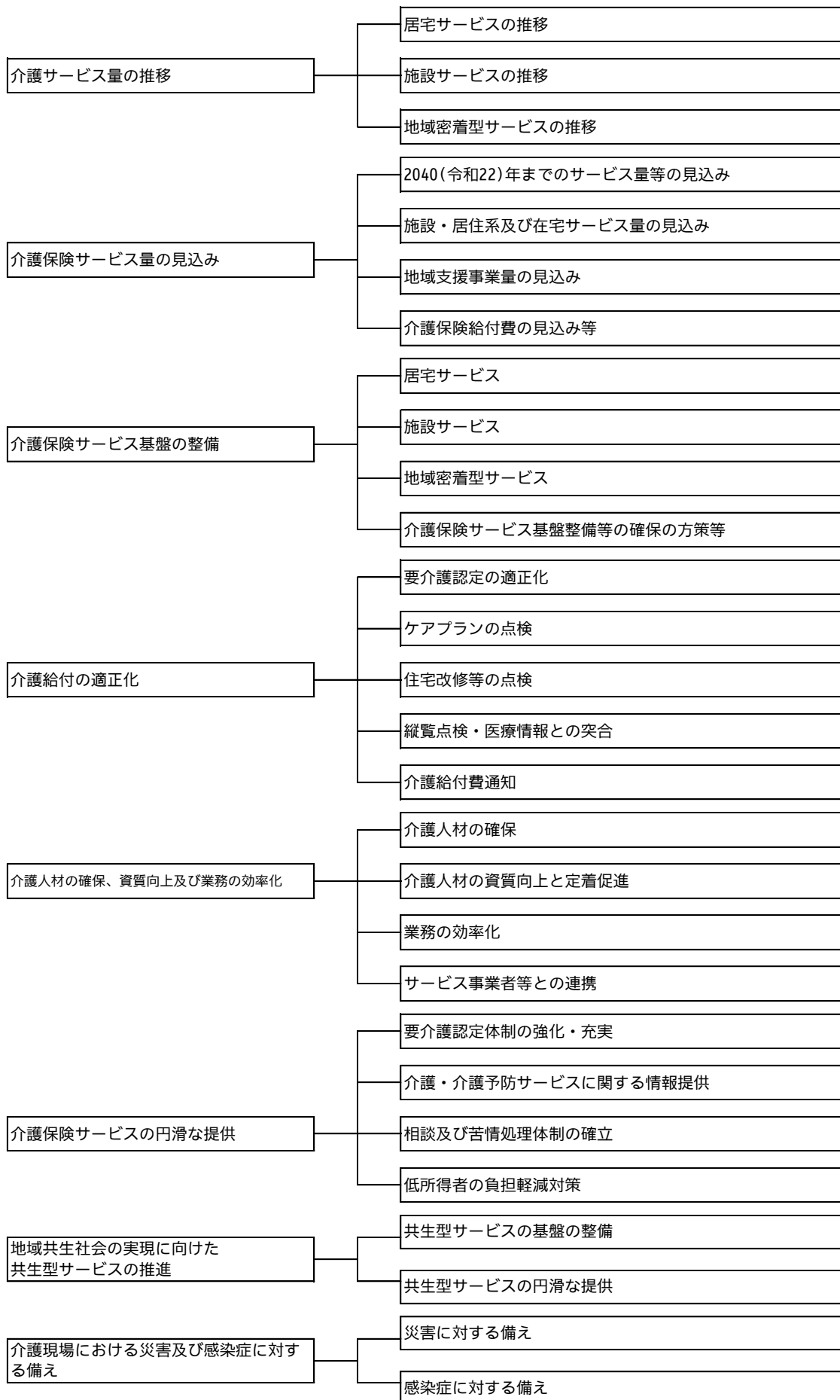
(6) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有に係る課題等を医療・介護関係者と共有し、退院調整ルール等の既存の連携ツールの運用を進めるとともに、新規に作成が必要なツールの整理及び導入の検討を行います。

(7) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者等を対象とした会議や研修会を開催し、知識の習得に加え、顔の見える関係を構築し、多職種との連携強化を図ります。

第8章 介護保険サービス提供体制の充実



1 介護保険サービス量の推移

(1) 居宅サービスの推移

居宅サービスについては、全体的にサービス利用は横ばいですが、訪問介護のサービス利用は減少し、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与及び居宅療養管理指導は増加しています。また、特定施設入所者生活介護は、事業所の開所や定員増加に伴い、利用が伸びています。

【居宅サービス事業量の推移】

居宅サービス		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
訪問介護	回/年	343,425	268,593	243,666	227,582	221,400	
	前年度比	—	78.2%	90.7%	93.4%	97.3%	
訪問入浴介護	回/年	14,389	12,933	12,942	12,583	12,995	
	前年度比	—	89.9%	100.1%	97.2%	103.3%	
訪問看護	回/年	54,801	60,918	70,020	75,928	77,777	
	前年度比	—	111.2%	114.9%	108.4%	102.4%	
訪問リハビリ テーション	回/年	6,432	9,961	14,477	17,672	20,928	
	前年度比	—	154.9%	145.3%	122.1%	118.4%	
通所介護	回/年	455,473	317,519	311,085	329,989	303,979	
	前年度比	—	69.7%	98.0%	106.1%	92.1%	
通所リハビリ テーション	回/年	135,994	141,681	139,543	140,769	137,934	
	前年度比	—	104.2%	98.5%	100.9%	98.0%	
福祉用具貸与	人/年	47,641	51,758	54,993	57,856	60,201	
	前年度比	—	108.6%	106.3%	105.2%	104.1%	
特定福祉用具購入	人/年	1,166	1,203	1,202	1,195	1,098	
	前年度比	—	103.2%	99.9%	99.4%	91.9%	
住宅改修	人/年	865	809	819	829	710	
	前年度比	—	93.5%	101.2%	101.2%	85.6%	
居宅療養管理指導	人/年	14,699	15,915	18,915	20,625	22,293	
	前年度比	—	108.3%	118.9%	109.0%	108.1%	
短期入所生活介護	日/年	126,166	127,971	140,357	137,763	141,887	
	前年度比	—	101.4%	109.7%	98.2%	103.0%	
短期入所療養介護	日/年	15,545	14,266	12,092	11,713	12,175	
	前年度比	—	91.8%	84.8%	96.9%	103.9%	
特定施設入所者 生活介護	人/年	4,041	4,111	4,295	4,747	5,779	
	前年度比	—	101.7%	104.5%	110.5%	121.7%	
居宅介護支援	人/年	97,597	86,040	87,658	90,143	92,031	
	前年度比	—	88.2%	101.9%	102.8%	102.1%	

※給付費支払実績により算定。

(2) 施設サービスの推移

施設サービスについては、介護療養型医療施設から療養病床再編により、2018（平成30）年4月に新設された介護医療院への転換が2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて大幅に進みましたが、施設数全体に大きな変動がなかったため、サービス利用全体には大きな変動はありません。

【施設サービス事業量の推移】

居宅サービス		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
介護老人福祉施設	人/年	11,826	11,845	11,787	12,100	12,347	
	前年度比	—	100.2%	99.5%	102.7%	102.0%	
介護老人保健施設	人/年	8,407	8,312	8,162	8,328	8,497	
	前年度比	—	98.9%	98.2%	102.0%	102.0%	
介護療養型医療施設	人/年	1,610	1,496	1,543	1,478	1,171	
	前年度比	—	92.9%	103.1%	95.8%	79.2%	
介護医療院	人/年	—	—	—	1	341	
	前年度比	—	—	—	—	34100.0%	

※給付費支払実績により算定。

(3) 地域密着型サービスの推移

2006（平成18）年度から新設された地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活圏域内において多様な居宅サービスを提供するもので、ほとんどのサービスで利用が増加しています。

【地域密着型サービス事業量の推移】

居宅サービス		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/年	13	511	1,324	1,641	1,647	
	前年度比	—	3930.8%	259.1%	123.9%	100.4%	
認知症対応型 通所介護	回/年	14,811	14,744	13,409	15,193	16,551	
	前年度比	—	99.5%	90.9%	113.3%	108.9%	
小規模多機能型 居宅介護	人/年	5,141	6,065	6,664	7,270	7,255	
	前年度比	—	118.0%	109.9%	109.1%	99.8%	
認知症対応型 共同生活介護	人/年	6,970	6,979	7,244	7,437	7,445	
	前年度比	—	100.1%	103.8%	102.7%	100.1%	
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人/年	—	—	345	603	686	
	前年度比	—	—	—	174.8%	113.8%	
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	人/年	1,390	1,599	1,640	1,739	1,986	
	前年度比	—	115.0%	102.6%	106.0%	114.2%	
地域密着型通所介護	回/年	—	84,598	95,140	104,154	112,174	
	前年度比	—	—	112.5%	109.5%	107.7%	
看護小規模多機能型 居宅介護	人/年	—	—	—	—	—	
	前年度比	—	—	—	—	—	

※給付費支払実績により算定。

【参考】サービス事業所・施設の状況

サービスの種類	平成	平成	令和	社会 福祉 法人	医療 法人	公益 財団 法人	一般 財団 法人	一般 社団 法人	営利 法人	医療 生協	農協	N P O	そ の 他	
	12 年 4 月	29 年 10 月	2 年 10 月											
居 宅	訪問介護	24	56	56	9	5	0	0	0	39	1	1	1	0
	訪問入浴介護	5	7	8	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0
	訪問看護	31	25	28	0	9	3	4	1	10	1	0	0	0
	訪問リハビリテーション	4	3	6	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1
	通所介護	13	62	58	16	9	1	0	0	27	2	1	2	0
	通所リハビリテーション	16	9	10	0	6	1	2	0	0	0	0	0	1
	短期入所生活介護	7	30	31	22	4	0	0	0	5	0	0	0	0
	短期入所療養介護	10	8	11	0	6	2	2	0	0	0	0	0	1
	福祉用具貸与	17	33	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	特定福祉用具販売	-	34	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	-	9	12	2	4	0	0	0	6	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	5	7	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	-	8	7	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	-	34	35	5	7	0	0	0	21	1	1	0	0
	認知症対応型共同生活介護	-	41	48	6	10	0	0	0	30	1	1	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	-	47	55	5	3	0	0	0	45	1	0	0	1
	居宅介護支援	44	88	80	13	13	4	3	2	40	2	1	1	1
計	171	500	510	83	80	12	12	3	295	11	5	4	5	
介 護 予 防	訪問介護	24	55	※訪問型サービスに移行										
	訪問入浴介護	5	7	8	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0
	訪問看護	31	25	28	0	9	3	4	1	10	1	0	0	0
	訪問リハビリテーション	4	3	6	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1
	通所介護	13	101	※通所型サービスに移行										
	通所リハビリテーション	16	9	10	0	6	1	2	0	0	0	0	0	1
	短期入所生活介護	7	30	31	22	4	0	0	0	5	0	0	0	0
	短期入所療養介護	10	8	10	0	6	1	2	0	0	0	0	0	1
	福祉用具貸与	17	33	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	特定福祉用具販売	-	34	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	-	4	5	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	-	8	7	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	-	30	33	4	7	0	0	0	20	1	1	0	0
	認知症対応型共同生活介護	-	44	45	6	10	0	0	0	27	1	1	0	0
介護予防支援	44	17	17	4	5	2	3	1	0	1	0	1	0	
計	171	408	256	41	51	8	12	2	131	5	2	1	3	
施 設	介護老人福祉施設	7	15	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	7	8	8	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	3	5	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	-	-	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	17	28	29	16	8	3	2	0	0	0	0	0	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	6	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	6	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	359	942	802	147	139	23	26	5	426	16	7	5	9	

※訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護については、施設みなし指定事業所を含み、医療みなし指定事業所を除く。

※休止中の事業所を含む。

2 介護保険サービス量の見込み

(1) 2040年（令和22年）までのサービス量等の見込み

ア サービス見込量設定の考え方

総人口・現役世代が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、さらに要介護認定者の増加も見込まれ、介護需要も増していくものと予測されます。

介護保険制度においては、団塊の世代全てが75歳以上となる2025（令和7）年度、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年度に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備する必要があります。

第八次計画の策定に当たっては、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら、計画期間である2021（令和3）年度から2023（令和5）年度に加え、2025（令和7）、2040（令和22）年度におけるサービスの種類ごとの見込量を推計します。

また、サービス見込み量等の推計に当たっては、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの介護サービス実績を踏まえつつ、国の示す『地域包括ケア「見える化」システム』による将来推計機能により算出した数値を基に、様々な傾向を加味して推計します。

イ 各種アンケート調査結果を踏まえたサービス提供

「介護保険居宅サービス利用者アンケート」での「ダブルケア（育児と介護の同時進行）」の経験者が回答者の〇割に達している等の結果を踏まえ、要介護者の在宅限界点の向上や主介護者の不安等の軽減、仕事・育児と介護の両立、また、国が目指す「介護離職ゼロ（介護が原因の離職の防止）」につながる取り組みとして、要介護者の状況だけではなく、主介護者の多様な就労等の状況に合わせた柔軟なサービス利用の組み合わせや、他職種との連携などによるサービスの提供に努めることを踏まえて、サービス見込み量を推計します。

ウ 施設・居住系サービスの見込み量の考え方

施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）は、推計した要介護認定者数から現状のサービス利用の推移を踏まえ、本市の施設整備計画、介護療養型医療施設からの転換意向等を考慮し、利用者数、サービス量等を推計します。

エ 在宅サービス（施設・居住系を除くサービス）の見込み量の考え方

在宅サービスについては、施設・居住系サービスの利用者数や在宅サービス利用の現状の推移等（利用の伸び率、利用割合等）を踏まえ、利用者数、サービス量等を推計します。

オ 地域密着型サービスの見込み量の考え方

認知症高齢者等が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、各地域の実情に応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の必要量を検討し、利用者数、サービス量等を推計します。

カ 要介護認定者数の推計

要介護認定率はこれまでと同様、上昇傾向が続くことが見込まれ、2007（平成19）年度に1万人を超えた要介護認定者数は、2021（令和3）年度には、16,521人となり、2023（令和5）年度には17,624人に増加すると予測されます。

この要介護認定者数に基づき、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度の利用実績等を踏まえ、サービス利用者を推計します。

要介護認定者数の増加に伴い、利用者数も増加するものと予測され、また、施設・居住系及び在宅サービス別で見ると、施設・居住系サービスの利用割合が増加するものと見込まれます。

【サービス種類別推計】

(人)

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
要介護認定者							
利用者	施設・居住系						
	在宅						
	合計						
未利用者							

推計中

(2) 施設・居住系及び在宅サービス量の見込み

ア 居宅サービス

(ア) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介助や調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、同等のサービスを提供する事業所も増えてきており、需要は引き続きありますが、訪問介護員の高齢化、なり手不足により、供給量減少が見込まれることから、新たな人材確保施策により供給量の増加を目指します。

【事業目標（見込み）】

(単位：回/年)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
訪問介護						

推計中

(イ) 訪問入浴介護

居家で入浴が困難な方の自宅を訪問し、移動式の浴槽により入浴の介助を行います。

重度介護認定者の利用が中心で、利用者が固定化する傾向がみられ、サービス量は同水準で推移しており、今後も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

(単位：回/年)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
訪問入浴介護						
介護予防訪問入浴介護						

推計中

(ウ) 訪問看護

医師の指示に基づき看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

在宅医療が浸透し、在宅サービスの需要の高まりとともに、サービス量は今後も増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：回/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
訪問看護			推計中			
介護予防訪問看護						

(エ) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

リハビリテーションの需要は高く、サービス量は今後も増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：回/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
訪問リハビリテーション			推計中			
介護予防 訪問リハビリテーショ						

(オ) 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴・排泄・食事などの介助、その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。

地域密着型通所介護等、同等のサービスを提供する事業所もあり、サービス量は同水準で推移していますが、需要は引き続きあり、今後も同様の傾向が続くものと見込んでおります。

【事業目標（見込み）】

（単位：回/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
通所介護			推計中			

(カ) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通り、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

リハビリテーションの需要は高く、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

通所（単位：回/年）

予防通所（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
通所リハビリテーション						
介護予防 通所リハビリテーション						

推計中

(キ) 福祉用具貸与

要介護者等の在宅生活を支援していくために必要な福祉用具（車いす、介護用ベッド、歩行器など）を貸し出します。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は今後も増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
福祉用具貸与						
介護予防 福祉用具貸与						

推計中

(ク) 特定福祉用具購入

入浴や排泄に用いるものなど、貸出しになじまない福祉用具の購入費用を給付します。年間10万円を上限に所定の利用者負担割合で購入することができます。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
特定福祉用具購入						
特定介護予防 福祉用具購入						

推計中

(ケ) 住宅改修

セーフコミュニティ活動として、家庭内事故を防止するため、手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用を給付します。

20万円を上限に所定の利用者負担割合で改修を行うことができ、要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
住宅改修						
介護予防住宅改修						

推計中

(コ) 居宅療養管理指導

医師や歯科医師のほか、医師の指示に基づいて薬剤師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は今後も増加するものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅療養管理指導						
介護予防 居宅療養管理指導						

推計中

(サ) 短期入所生活介護

家族が病気や旅行等で一時的に介護できないときなどに、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介助、機能訓練を行います。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：日/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
短期入所生活介護						
介護予防 短期入所生活介護						

推計中

(シ) 短期入所療養介護

医療的ケアを必要とする方が、介護老人保健施設、病院等に短期間入所し、医学的管理の下、介助・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

要介護等認定者の増加や新規整備に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：日/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
短期入所療養介護						
介護予防 短期入所療養介護						

推計中

(ス) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等において、入浴・排泄・食事などの介助、その他日常生活上の世話、機

能訓練などを行います。

計画期間中の新規整備等に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
特定施設入居者生活介護			推計中			
介護予防 特定施設入居者生活介護						

(セ) 居宅介護支援

要介護認定者等の心身の状況や希望に応じて、介護給付等対象サービス、保健医療サービス、福祉サービス、地域住民の自発的な活動によるサービスなどを調整し、ケアプランを作成します。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅介護支援			推計中			
介護予防支援						

イ 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行います。

入所申込者の実態調査をもとに、入所申込のある在宅で重度の要介護認定者数等を勘案し、サービス量を見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
介護老人福祉施設			推計中			

(イ) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

急性期の治療を終え、在宅復帰への準備段階にある方のためにサービスを提供する施設として需要は高く、サービス量は今後も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
介護老人保健施設			推計中			

(ウ) 介護療養型医療施設

療養病床等に入院し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行います。

介護療養型医療施設は、2017（平成 29）年度末の廃止が決まっていたましたが、新たに創設される介護医療院等への移行を円滑に進める観点から、2023（令和 5）年度末まで存続することとなりました。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2025 年度 （令和 7 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）	2040 年度 （令和 22 年度）
介護療養型医療施設						

推計中

(エ) 介護医療院

介護医療院に入所し、長期療養のための療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

2018（平成 30）年 4 月に創設され、生活の場としての機能を兼ね備えており、今後は、介護療養型医療施設からの円滑な転換の支援に努めます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2025 年度 （令和 7 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）	2040 年度 （令和 22 年度）
介護医療院						

推計中

ウ 地域密着型サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支える観点から、原則として日常生活圏域を含む市町村に住む被保険者（高齢者）のみが利用可能なサービスです。

（ア）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴・排泄・食事などの介助、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。認知症高齢者の増加等が予測されることから、サービス量については、今後の整備計画を踏まえ、利用実績を考慮して見込んでいます

【事業目標（見込み）】

（単位：回/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
認知症対応型通所介護				推計中		
介護予防 認知症対応型通所介護						

（イ）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、地域において在宅での生活継続を支援するため、ケアプランを作成するとともに、「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供するものです。

サービス量については、今後の整備計画を踏まえ、利用実績を考慮して見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
小規模多機能型居宅介護				推計中		
介護予防 小規模多機能型居宅介護						

（ウ）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が共同で生活する住宅において、入浴・排泄・食事などの介助、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

認知症高齢者の増加等が予測されることから、サービス量については、今後の整備計画を踏まえ、利用実績を考慮して見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
認知症対応型共同生活介護				推計中		
介護予防 認知症対応型共同生活介護						

(エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応型サービス）

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応（訪問を含む。）を行うサービスです。

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスであり、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測されることから、今後の整備計画を踏まえ、利用実績を考慮して見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）	2040年度 （令和22年度）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			推計中			

(オ) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期巡回、随時対応の訪問介護を行うサービスです。

現在、市内に事業所はありませんが、事業の周知により事業者の参入を促進し、整備に努めます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）	2040年度 （令和22年度）
夜間対応型訪問介護			推計中			

(カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等において、特定施設入居者生活介護を提供する介護専用型のサービスです。

介護老人福祉施設等の整備がされていない地域への整備を見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）	2040年度 （令和22年度）
地域密着型 特定施設入居者生活介護			推計中			

(キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設であり、本市においては、介護老人福祉施設が複数の日常生活圏域等を網羅した広域を対象とする施設として、地域バランスに考慮して整備を進めることとしています。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）	2040年度 （令和22年度）
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護			推計中			

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状態に応じて「居宅介護支援」「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、柔軟な対応ができるサービスです。

特に、じょくそうの処置、胃ろう等の経管栄養、退院直後の医療管理等医療ニーズの高い利用者に対して、日常生活上必要な医療・看護ニーズの対応を可能とし、自宅にいる場合にも複数回必要な訪問看護が提供できるよう整備を促進します。

現在、市内に事業所はありませんが、整備に伴い、需要は高まるものと予想されることから、今後の整備計画を踏まえ、サービス量を見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：人/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
看護小規模多機能型 居宅介護				推計中		

(ケ) 地域密着型通所介護

2016（平成28）年4月から、定員18人以下の小規模なデイサービス等で提供される通所介護は、地域密着型通所介護に位置付けられました。

運営推進会議の開催など、地域と密着したサービス提供が特徴です。

要介護等認定者の増加に伴い、サービス量は増加していくものと見込んでいます。

【事業目標（見込み）】

（単位：回/年）

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
地域密着型通所介護				推計中		

(3) 地域支援事業量の見込み

地域支援事業は、一貫した介護予防ケアマネジメント体制のもと、高齢者が要介護状態等になることを予防し、また、要介護状態等になった場合でも、できる限り住み慣れた地域社会での生活を営むことができるよう支援するために実施している事業です。

なお、地域支援事業費は、介護保険料と公費等によって運営されています。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

地域実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を実施します。

イ 包括的支援事業

地域包括支援センターを拠点として、地域で暮らす高齢者への介護予防マネジメント、高齢者やその家族への総合的な相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援等、幅の広い支援を行います。

ウ 任意事業

介護保険事業運営の安定化、効率化を図る事業や、要介護者を介護する家族への支援、また、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、各種の支援を行います。

【地域支援事業量】

		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業								
	訪問型サービス	63,147回	63,941回	66,161回	67,900回	69,462回	72,105回	78,406回	84,379回
	通所型サービス	111,267回	112,667回	116,577回	119,642回	122,394回	127,052回	138,155回	148,678回
	介護予防マネジメント	18,869件	19,106件	19,769件	20,289件	20,756件	21,546件	23,429件	25,213件
	介護予防把握事業								
	アンケート実施者数	17,298人	16,975人	17,300人	17,500人	17,700人	18,200人	18,500人	18,800人
	生活機能低下者数	3,938人	5,092人	5,190人	5,250人	5,310人	5,460人	5,550人	5,640人
	介護予防普及啓発事業								
	ハイリスクアプローチ	192人	10人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	介護予防教室	4,488人	1,000人	2,500人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
	認知症予防教室	423人	220人	300人	300人	300人	300人	300人	300人
	地域介護予防活動支援事業								
	通いの場設置数(いきいき百歳体操)	115か所	119か所	150か所	170か所	190か所	210か所	260か所	310か所
	いきいき百歳体操における指導	5,143人	1,000人	2,500人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
	介護予防ボランティアの育成	159人	70人	100人	200人	200人	200人	200人	200人
	地域リハビリテーション活動支援事業								
	訪問事業	10人	9人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営							
総合相談支援事業		182,509件	188,000件	194,000件	199,000件	205,000件	218,000件	253,000件	340,000件
権利擁護事業		2,793件	2,900件	3,100件	3,200件	3,300件	3,500件	3,900件	4,900件
包括的・継続的ケアマネジメント事業		56,676件	58,000件	60,000件	62,000件	64,000件	68,000件	78,000件	105,000件
生活支援体制整備事業									
協議体設置数		18か所	25か所	38か所	38か所	38か所	38か所	38か所	38か所
地域ケア会議推進事業									
地域ケア会議開催回数	119回	120回	125回	130回	135回	140回	140回	140回	
任意事業	介護給付費用適正化事業	34,681件	36,000件	38,000件	40,000件	42,000件	46,000件	56,000件	76,000件
	認知症高齢者家族支援事業								
	位置情報探索機器貸与	34台	36台	38台	40台	42台	46台	50台	60台
	SOS見守りネットワーク事前登録者数	350人	375人	400人	425人	450人	500人	600人	700人
	QRコード配布者数	212人	250人	275人	300人	325人	375人	450人	550人
	成年後見制度利用支援事業	31件	35件	35件	35件	35件	35件	35件	35件
	福祉用具・住宅改修支援事業	38件	45件	48件	51件	54件	60件	75件	105件
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	4,539件	4,600件	4,600件	4,600件	4,600件	4,600件	4,600件	4,600件
	配食サービス活用事業	629人	703人	785人	877人	979人	1,222人	2,126人	3,771人
	介護サービス相談員派遣事業	88施設	89施設	93施設	94施設	98施設	101施設	111施設	131施設
認知症サポーター養成事業	2,547人	1,900人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	

※2019(令和元)年度は年度末実績値、2020(令和2)年度以降は目標値

(4) 介護保険給付費の見込み等

ア 介護保険給付費の見込み

介護保険給付費については、計画期間内におけるサービス見込量に基づき算出します。要介護認定者の伸びに伴うサービス利用者の増加、介護報酬改定、新たな介護保険施設の整備等により保険給付費が増加する見込みです。

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅介護サービス費						
施設介護サービス費						
地域密着型介護サービス費						
介護給付費計（予防給付費含む）						
高額介護サービス費						
高額医療合算介護サービス費						
特定入所者介護サービス費						
審査支払手数料						
保険給付費計						
地域支援事業費						
合計						

推計中

イ 介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料については、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの介護保険事業に係る費用の見込額を基に、以下の手順により算出しています。

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの介護保険事業費見込額
×
第1号被保険者で賄う保険料の負担割合
×
後期高齢者補正係数
×
所得補正係数
+
財政安定化基金拠出金
-
介護保険給付費準備基金取崩額
÷
予定保険料収納率（2021（令和3）年度）から2023（令和5）年度までの平均予定収納率
÷
第1号被保険者数
=
年額 円（基準額）
円÷12か月= 円（1か月当たりの保険料）

ウ 所得段階別保険料額

介護保険料の基準額を基に算定した各年度の所得段階ごとの介護保険料は、次のとおりです。

※今後変更になる可能性があります。

段階	対象者	年額	月額換算	負担割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 生活保護受給者 中国残留邦人等に対する介護支援給付費の受給者 			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方			
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計120万円を超える方			
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯員のいずれかが市民税課税である方のうち、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯員のいずれかが市民税課税である方のうち、第4段階以外の方			
第6段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方			
第7段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方			
第8段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方			
第9段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方			

エ 介護保険料の将来推計

第八次計画期間の3か年に加え、2025（令和7）年度、2040（令和22）年度も見据えた長期的な将来推計をしています。

	2021～2023年度 (令和3～5年度)	2025年度 (令和7年度)
基準額（月額）	推計中	

3 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、第七次計画期間までの整備状況を踏まえ、居宅サービスや地域密着型サービスの整備を重視し、今後の介護保険サービスの必要量や日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備状況を考慮した整備を計画的に進めます。

(1) 居宅介護サービス

介護保険制度が、可能な限り居宅において、各々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としていることから、居宅サービスの充実を図るため、今後のサービス必要量に基づき整備を進めます。

【整備目標】

項目	第七次	第八次		
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
通所介護				
短期入所生活介護		推計中		
特定施設入居者生活介護				

ア 通所介護（デイサービス）

地域密着型サービスである地域密着型通所介護と一体的な目標値として、2023（令和5）年度までの整備目標を〇〇か所とします。

イ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護については、介護老人福祉施設等への併設を中心に、サービスの必要量に基づき整備を進めることとし、2023（令和5）年度までの整備目標を〇〇床とします。

ウ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）

要支援・要介護認定者が、介護保険におけるサービスを適切に利用するためには、ケアマネジャーの役割が大きいことから、参入予定事業者や資格取得受験予定者等に必要な情報の提供を行い、2023（令和5）年度までに必要なサービス量の確保に努めます。

エ 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員は、居宅サービスにおける主要なサービスである訪問介護の担い手であり、サービス必要量や参入状況を的確に把握しながら、指定民間養成機関の参入促進等により、必要なサービス量の確保に努めます。

オ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

自立した日常生活を営むことができるよう、在宅での心身機能の維持回復を継続することが重要であることから、通所として行うリハビリテーションと併せて、サービス需要量や参入状況を的確に把握しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

カ 訪問看護・介護予防訪問看護

在宅での生活を支えるサービスとして、訪問看護の役割はますます大きくなることから、サービス需要量や参入状況を的確に把握しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

キ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

入居施設にしながら介護（予防）サービスが受けられることから、在宅生活が困難な要介護者等の利用意向に応えられるよう整備を進めることとし、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所待機者の受け皿となる介護専用型の入居施設として、2023（令和 5）年度までの整備目標を〇〇床とします。

混合型の特定施設については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換を想定し、事業者の意向や要介護等高齢者の入居の状況等を踏まえ、外部サービス利用型も視野に整備を進めることとします。

ク その他居宅サービス

参入事業者等の状況を的確に把握しながら、2023（令和 5）年度までに必要なサービス量を確保するよう努めます。

(2) 施設サービス

介護保険制度を円滑に実施するため、居宅サービス及び地域密着型サービスを補完する施設サービスについては、在宅生活が困難な要介護者の利用意向に応えられるよう、受け皿となる基盤の整備を図ります。

【整備目標】

項目	第七次	第八次 2021（令和 3）年度～2022（令和 5）年度	
	2020年度 （令和 2 年度）	整備数	整備目標
介護老人福祉施設			
内 訳			
広域型			
地域密着型			
介護老人保健施設			
内 訳			
介護療養病床転換分			
医療療養病床転換分			
療養病床転換以外			
介護療養型医療施設			
介護医療院			

推計中

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービスの必要量及び介護老人保健施設や小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護等の整備状況を勘案して整備を進めるとともに、日常生活圏域ごとの整備状況に応じ、1施設当たりの整備床数に幅を設けることとし、2023（令和 5）年度までの整備目標を最大〇〇床とします。

イ 介護老人保健施設

2017（平成 29）年の介護保険法改正により在宅復帰を支援するための施設として明確に位置づけられましたが、整備については参入状況を的確に把握しつつ、第七次計画整備分として整備される施設の利用を促進するため、第八次計画期間においては、新たな整備は行わないこととします。

ウ 介護療養型医療施設

2017（平成 29）年度末の廃止が決まっていますが、2018（平成 30）年4月に創設された介護医療院等への移行を円滑に進める観点から、2023（令和 5）年度末まで存続することとなっています。

廃止まで残り3か年となったため、すべての施設が期限内に移行完了するよう、国の動向や事業者の意向を注視して、確実な移行の支援に努めます。

エ 介護医療院

介護療養型医療施設からの移行先がすべて介護医療院となることを想定し、2023（令和 5）年度までの整備目標を最大〇〇床とします。第八次計画期間においては、介護療養型医療施設から移行する場合の支援を最優先とし、新たな整備は行わないこととします。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供することを目的とするものです。地域包括ケアの中心となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護など、日常生活圏域ごとの整備状況を考慮しながら、計画的に整備を進めます。

【整備目標】

項目	第七次	第八次 2021（令和3）年度～2022（令和5）年度	
	2020年度 （令和2年度）	整備数	整備目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型通所介護			

推計中

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と24時間の随時対応を行うサービスであり、地域包括ケアシステムの中心となるものです。

日常生活圏域ごとに計画的に整備されるよう、民間活力の導入を図ります。

イ 夜間対応型訪問介護

夜間における定期巡回及び随時の訪問介護を行うサービスです。

現在、市内に事業所はありませんが、日常生活圏域ごとに計画的に整備されるよう、民間活力の導入を図ります。

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

地域バランスやサービスの質の確保に配慮するとともに、既存のデイサービスセンターからの機能転換や、認知症対応型共同生活介護事業所との共用を図るなど、既存事業所も有効に活用しながら整備を進めます。

エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

登録定員 29 人、通所定員 18 人以下、宿泊定員 9 人までの範囲内で提供するサービスであり、地域で生活する要介護等高齢者のニーズに合わせ、「通い」「訪問」「泊り」のサービスを組み合わせて幅広く利用することができます。

日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備状況を考慮し、計画的な整備を促進します。

オ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域バランスやサービスの質の確保に配慮しながら整備を進めるとともに、認知症高齢者の増加に伴い、日常生活圏域ごとの整備状況を考慮するとともに、1施設複数ユニットの整備を推進することにより、2023（令和 5）年度までの整備目標を最大〇〇床とします。

また、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所の併設や認知症対応型通所介護事業所との共用を図るなど、効率的なサービスの提供にも努めます。

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

双方とも居宅サービスの「特定施設入居者生活介護（介護専用型）」及び施設サービスの「介護老人福祉施設」における入所定員が 29 人以下のサービスであり、整備目標については、それぞれ「特定施設入居者生活介護（介護専用型）」及び「介護老人福祉施設」と一体的に設定します。

キ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護高齢者であっても、小規模多機能型居宅介護を安心して利用できるよう、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた複合型サービスの整備を進めます。

現在、市内に事業所はありませんが、サービスの選択肢を増やし、サービス基盤の充実を図るため、積極的に民間活力の導入を図ります。

ク 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所です。

居宅介護サービスの通所介護と併せて、整備目標を設定します。

【特記】リハビリテーション提供体制の構築について

国においては、リハビリテーションによって、心身機能や生活機能の向上といった機能回復訓練のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーション提供体制の構築が重要であるとしています。

本市においては、関連指標により現状を把握し、今後、目指すべきリハビリテーション提供体制の構築に向け、サービス基盤の充実とそれに伴う人員の確保に努めます。

【ストラクチャー指標：サービス提供事業所等数】

提供サービス	現状（2020年）	目標（2023年）
訪問リハビリテーション	12 箇所	
通所リハビリテーション	21 箇所	
介護老人保健施設	8 箇所	推計中
介護医療院	3 箇所	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	7 箇所	
短期入所療養介護（介護医療院）	2 箇所	

（介護サービス提供事業所一覧（2020年10月1日現在）、郡山市介護保険課推計値）

【プロセス指標：サービス利用者数】

提供サービス	現状（2020年）	目標（2023年）
訪問リハビリテーション		
通所リハビリテーション		
介護老人保健施設		推計中
介護医療院		
短期入所療養介護（介護老人保健施設）		
短期入所療養介護（介護医療院）		

（介護保険事業状況報告：2020年10月利用分、郡山市介護保険課推計値）

(4) 介護保険サービス基盤整備等の確保の方策等

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるように、支援や介護が必要な時に質の高い介護保険サービスを自由に選択できる基盤整備が重要となります。

2023（令和5）年度までの居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの必要量を確保するための方策は、次のとおりです。

ア 居宅サービス

- （ア）民間事業者の参入状況を的確に把握しながら、必要と思われるサービス量の確保に努めます。
- （イ）市内に所在する社会福祉法人、医療法人等と連携を図り、協力体制を確立し、整備を促進します。
- （ウ）事業者の意向を把握しながら、定員増や転換等、既存事業所等の活用による整備に配慮します。

イ 施設サービス

- (ア) 民間活力の導入を図ることを基本とします。
- (イ) 施設整備補助の対象とする事業主体は、社会福祉法人、医療法人等とします。
- (ウ) 施設開設後の安定経営が図れるよう、スケールメリットを活かした整備に配慮します。
- (エ) 事業者の意向を把握しながら、増床や転換等、既存施設の活用による整備に配慮します。

ウ 地域密着型サービス

- (ア) 民間活力の導入を図ることを基本とし、日常生活圏域単位又は複数の日常生活圏域を一つの単位としたエリアごとに、必要と思われるサービス量の確保に努めます。
- (イ) 日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備状況を考慮し、バランスよく整備されるよう、適正な圏域選定を行うとともに、参入希望事業者に対する指導・誘導に努めます。
- (ウ) 事業者の意向を把握しながら、定員増や転換、サテライト型事業所の活用等による柔軟な整備に配慮します。

エ 人材の資質向上及び確保

サービス提供事業者等との連携を図りながら、人材の資質向上と必要数の確保に努めます。

オ サービス提供体制確保のための補助制度

介護老人福祉施設、地域密着型サービス等の計画的な整備のために、必要に応じて建設費等への助成を行います。

4 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくものであります。

介護保険制度の普及により、介護サービスの利用者や事業者が年々増加しており、それに伴う保険給付費の増加と保険料の上昇が大きな課題となっています。

本市の保険給付費は、2019（令和元）年度が約 216 億円で、2012（平成 24）年度の約 177 億円から約 22%増加しています。

適切なサービスの確保と費用の効率化を行うことで、持続可能な介護保険制度を維持することは保険者の重要な責務であることから、今後も介護給付の適正化に取り組んでいきます。

(1) 要介護認定の適正化

【現状】

認定調査員や介護認定審査会委員に対し調査方法等の研修等を実施し、公平、公正かつ適正な介護認定を行っています。

【具体的取組】

認定調査員や介護認定審査会委員に対し、引き続き調査方法等の研修等を実施します。

さらに、これまで市職員において実施してきた認定調査結果の点検作業に、AI を活用することで、認定の精度の向上及び審査期間の短縮を図ります。

(2) ケアプランの点検

【現状】

介護を必要とする高齢者の自立支援や重度化防止のため、介護支援専門員が作成するケアプランは、サービス提供の根幹となるものであり、その点検は重要な役割となります。

これまで、居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所に対しケアプランの提出を求め、事前点検及び面談等を行い、改善点を明らかにし、必要に応じケアプランの修正を行ってきました。

【具体的取組】

居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所に対しケアプランの提出を引き続き求め、事前点検及び面談等を行い、改善点を明らかにし、必要に応じケアプランの修正を行っていきます。

さらに、市職員の資質向上に向けた研修を受講するなど、点検の精度を高めるよう努めていきます。

(3) 住宅改修等の点検

【現状】

在宅にいる高齢者が、住宅改修費の支給を受ける場合、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な給付がないよう、住宅改修の点検を実施しています。

【具体的取組】

ア 住宅改修の点検

事前申請時又は住宅改修完了後に、書類調査を行い、必要に応じて施工事業者や介護支援専門員等への聞き取り調査及び現地調査を実施します。

イ 福祉用具購入・貸与調査

事前申請時又は福祉用具購入・貸与後に、書類調査を行い、必要に応じて販売・貸与事業者や介護支援専門員等への聞き取り調査及び現地調査を行います。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

【現状】

本市では、縦覧点検・医療情報との突合について、福島県国民健康保険連合会への委託により実施しており、当該連合会の介護給付適正化システムを活用し、請求誤りの確認、修正をするなど、適正な給付を行っています。

【具体的取組】

縦覧点検・医療情報との突合は、費用対効果が最も期待できることから、引き続き優先的に実施していきます。

ア 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を確認し、事業者者に修正を促します。

イ 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

(5) 介護給付費通知

【現状】

介護保険や総合事業のサービス利用者全員に対して、利用したサービスの種類や費用などを通知することで、利用者や家族が給付実績を確認できるようにしています。

【具体的取組】

利用者全員に引き続き通知を行い、サービス利用の必要性の自己点検や不正請求を監視する意識を高めます。

【推移と目標（見込み）】

項 目	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
要介護認定の 適正化（点検）		全件	全件	全件	全件
ケアプランの点検	4件/年	12件/年	24件/年	24件/年	24件/年
住宅改修の点検	2件/年	2件/年	4件/年	4件/年	4件/年
医療情報との突合	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
介護給付費通知	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年

※2020年度以降は目標（見込み）の数値

5 介護人材の確保、資質向上及び業務の効率化

介護保険制度の施行後、要介護等認定者数は増加しており、サービス量の増加に伴い介護人材も必要となっています。介護人材の不足は、個々の介護職員への負担が増すことから、サービスの質の低下の要因の一つともされています。

介護関連職業の有効求人倍率は、福島労働局によると、ハローワーク郡山管轄内において、2020年7月は4.24倍です。一方、全職業平均は1.22倍であり、介護人材の確保は厳しい状態であると言えます。

また、2020年8月に本市が市内介護サービス事業所に対し実施した「介護人材確保・定着に関するアンケート調査結果」をみると、現状としては次のとおりです。

○介護人材等の充足度合について

約4割の事業所が「不足気味で支障を感じることもある」もしくは「慢性的に不足し支障がある」と回答しています。

○介護人材の確保で困っていることについて

約45%の事業所が「応募者がいない」と回答しています。

○介護人材確保に苦慮している職種・退職者の多い職種について

「介護職員」と回答している事業所が最も多く、次に「看護師・准看護師」と回答しています。

○人材が不足する理由・退職者が多い理由について

「入職前の予想以上に業務内容がきつく、精神的・体力的に続かない」「業務の中で精神的に負担になることがあり、勤務を続けられなくなった」「職場（職員同士）の人間関係でトラブルがあり退職する」といった回答がほぼ同じ割合となっています。

○人材募集を行う場合の方法・媒体について

「ハローワーク」を利用している事業所が、回答事業所の約9割を占めています。

○外国人従事者について

「いる」と回答した事業所は3%となっています。

※在留資格が「介護」「留学（介護福祉士）」「特定活動（介護福祉士候補）」を指す。

○介護ロボットの導入について

「導入している」もしくは「導入していないが、導入する予定がある」と回答した事業所は、約10%、一方、導入の検討をしていない事業所は約76%となっています。

これらの現状を踏まえると、介護人材確保・定着の主な課題としては、「介護人材の参入促進」と「働きやすい職場づくり」であり、課題に対応するため、国・県・関係機関と相互に連携し、次のように取り組んでいきます。

(1) 介護人材の確保

ア 介護人材のすそ野拡大

元気高齢者をはじめとした新たな介護人材の確保に努め、さらに介護助手等多様な人材の参入を促し、介護職員の負担軽減と専門職化に取り組んでいきます。

(ア) 介護に関心を持つ介護未経験者に対し、介護の業務に携わるうえでの不安を払拭するため、基本的な知識を習得することができる「介護に関する入門的研修」を実施し、併せて、研修終了後、介護分野での就労希望者とサービス事業所とのマッチング支援を行います。

(イ) 介護の仕事について理解を深められるよう、介護の仕事紹介冊子（※）等を活用します。また、学校の生徒が職業体験等を行う際、希望する学校とサービス事業所とのマッチング支援を行います。 ※県から受託され社会福祉法人福島県社会福祉協議会が作成した冊子

イ 介護資格の取得支援

- 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修受講者に対する費用の助成
- 介護職員等喀痰吸引等研修受講の推進

(2) 介護人材の資質向上と定着促進

- 人材育成・定着、事業所運営等に関するセミナーの開催
- サービス事業者への指導監督、業務管理体制に関する監督
- 介護保険施設等への介護サービス相談員派遣
- 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検、研修会等によるケアマネジメント支援
- 地域包括支援センターによるケアマネジャーへの包括的・継続的マネジメント支援
- 地域包括支援センター運営協議会における地域包括支援センターの評価
- 介護・介護予防サービスの提供状況を把握するための利用者アンケート調査の実施
- 介護人材確保・定着に関する事業所アンケート調査の実施

(3) 業務の効率化

介護現場の負担軽減や生産性向上のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しサービス事業所の業務の効率化を支援していきます。

- 介護ロボットの理解と活用に向けた啓発
- 介護分野のICT導入に向けた啓発
- 介護分野の文書に係る負担軽減
(様式、添付書類、手続き、実地指導に関する簡素化・標準化及びICT活用の推進)

(4) サービス事業者等との連携

介護人材の確保・資質向上・定着促進をしていくため、県や関係機関との連携を図ります。

- サービス事業者との連携
- 介護支援専門員連絡協議会及び居宅介護支援事業所連絡協議会との連携
- 特別養護老人ホーム施設長連絡会、老人保健施設協会、訪問看護連絡協議会、小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、認知症グループホーム協議会等との連携
- サービス事業者間の相互連携を図るための組織体制の整備
- ハローワーク、介護労働安定センター、社会福祉協議会等との連携
- 介護人材養成機関との連携

6 介護保険サービスの円滑な提供

介護保険制度においては、要介護者やその家族が、自らの意思に基づきサービスを選択し、契約を行うことが基本であり、利用者の意向やニーズに即した質の高いサービスが提供される環境づくりを推進するため、次の事業を実施します。

(1) 要介護認定体制の強化・充実

要介護認定は、サービスの利用を決定する重要なものであり、公平、公正かつ正確さが求められることから、要介護認定調査及び審査・判定体制の強化を図り、適正で迅速な要介護認定の実施に努めます。

- 公益財団法人郡山市健康振興財団 要介護認定調査センター（指定市町村事務受託法人）の調査体制（人員配置等）の拡充・強化
- 公平性、客観性を確保するための定期的な市職員による認定調査の実施
- 介護認定審査会のテレワーク会議の開催
- 認定調査員及び介護認定審査会委員の資質向上を図るための研修会の開催
- 法定期間内での迅速な要介護認定の実施
- 認定調査結果の確認作業に AI を導入

(2) 介護・介護予防サービスに関する情報提供

介護・介護予防サービス及び在宅医療の適切な利用を促進するため、市民に対しての制度の内容について周知を図るとともに、利用者がサービスを選択するために必要な情報の提供を行います。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護の情報に加え、地域包括支援センター、生活支援サービス等の多様な地域資源の情報について、様々な媒体を活用しながら情報発信に努めます。

地域包括ケアシステムは地域の住民・介護者・介護事業者・民間企業・NPO・地域の諸団体などの皆さんにより支えられるものであることから、地域が目指す方向を関係者で共有し、多様かつ積極的な取り組みを進めるための普及啓発を図ります。

【活用する情報公表の仕組み】

- 厚生労働省で運用する介護サービス情報公表システム
（介護サービス事業所等・地域包括支援センター・生活支援等サービス・認知症に関する相談窓口）
- 市ウェブサイトにおける市内介護サービス提供事業所一覧掲載
- 市ウェブサイトにおける市内高齢者施設一覧の掲載
- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
- 広報紙、きらめき出前講座、パンフレット等による広報活動の充実
- 介護・介護予防サービス利用のガイドブックの作成
- 地域包括支援センター及びケアマネジャーによるサービス情報の提供
- 情報公開制度による介護・介護予防サービス事業者情報内容の確認・指導
- 郡山市民協働政策提案制度採択事業の「介護に関するポータルサイト」
- ふくしま医療情報ネット（医療機関・薬局）

(3) 相談及び苦情処理体制の確立

保険者として、介護サービスの利用者等に関する相談、苦情処理体制の確立を図るとともに、県及びサービスの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会との連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

- 地域包括支援センターにおける相談支援
- フリーダイヤルによる相談支援
- 地域包括支援センター及び民生委員等との連携による相談支援体制の充実
- 介護サービス相談員のサービス提供施設への派遣による相談、苦情への対応
- 居宅介護支援事業所、サービス提供事業所における相談・苦情処理の指導支援
- 県及び国民健康保険団体連合会との連携による苦情への対応及び解決

(4) 低所得者の負担軽減対策

介護保険制度は、負担と給付の関係を明確にし、介護を社会全体で支えあうことを基本としており、すべての被保険者が保険料を負担します。サービスを利用する場合は、負担割合に応じた利用者負担額を負担することとしており、本市では、現在、低所得者等に配慮するため、次の負担軽減策等を講じているところでありますが、今後一層の周知を図り、活用を促進します。

ア 保険料の軽減措置等

- 災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免
- 生計中心者が、失業等により収入が著しく減少した場合の減免
- 生計困難な場合の保険料所得段階の軽減
- 市民税非課税世帯に対する軽減

イ 利用者負担の軽減措置等

- 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給
- 特定入所者介護サービス費の支給（居住費・食費の補足的給付）
- 災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免
- 生計中心者が、失業等により収入が著しく減少した場合の減免
- 社会福祉法人等による生計困難な利用者の負担軽減
- 特別地域に係る訪問介護等利用者負担の軽減
- 中山間地域に係る訪問介護等利用者負担の軽減
- 所定の負担割合分の支払で利用できるようにする、福祉用具購入費及び住宅改修費の「給付券」の交付

7 地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの推進

(1) 共生型サービスの基盤の整備

ア 共生型サービスの概要

地域共生社会の実現に向けた取組みの一つとして、介護保険と障がい福祉の両方の制度に新たに「共生型サービス」が位置づけられました。高齢者と障がい者（障がい児）が同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に受けられる「共生型サービス」を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

共生型サービスの創設により、障がい者が高齢者となった場合でも、なじみの事業所を利用し続けることが可能となり、また、サービスを提供する人材の効率的な活用が図られるものと期待されます。

イ 共生型サービスの見込み量

新たなサービスではありますが、内容は既存のサービスと同様であり、サービス量については、主に「訪問介護」「通所介護（地域密着型を含む）」「短期入所生活介護（予防を含む）」の中で見込んでいます。

障がい福祉サービス事業所が介護保険制度上の指定を受けることで、介護保険サービスを提供する事業所が増えることとなりますが、現在、市内には、介護保険制度上の指定を受けている障がい福祉サービス事業所はありません。なお、障がい福祉サービス事業所としての指定を受けている介護保険サービス事業所が1か所あります。

(2) 共生型サービスの円滑な提供

共生型サービスを円滑に提供するために、介護保険サービスの介護支援専門員と障がい福祉サービスの相談支援専門員が、支援に必要な情報を共有できるよう、両者の連携を図ります。

また、共生型サービスを提供するためには、介護保険サービス事業所と障がい福祉サービス事業所のそれぞれの指定基準を満たす必要があることから、関係部署と連携し、各事業所への情報提供等に努めます。

なお、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法に特例規定が盛り込まれています。

8 介護現場における災害及び感染症に対する備え

(1) 災害に対する備え

ア 非常災害対策計画の作成等

「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（略称：土砂災害防止法）に規定されている要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）に該当する介護保険施設・サービス事業所については、本市基準条例（※）に基づき、非常災害対策計画を作成し、従業者への周知、避難訓練等を実施することとなっています。これにより、施設に滞在する職員が少ない夜間の時間帯を想定した避難訓練の取り組み等が促進されるとともに、利用者や職員等の安全確保が図られるよう、非常災害対策計画の点検、改善のための相談、支援等を行います。

※郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例など

イ 避難確保計画の作成、提出及び避難訓練の実施

2018（平成29）年に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、洪水等による浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成と関係自治体への提出、避難訓練の実施が義務付けられたことから、それらの区域内に所在する要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明し、防災意識の向上を図るとともに、避難確保計画の作成について、積極的に支援を行います。

また、要配慮者利用施設の施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて、避難訓練を実施する必要があることから、洪水等による浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練の実施を働きかけるとともに、本市が実施する防災訓練において介護保険施設等と連携して実施します。

(2) 感染症に対する備え

ア 感染症の感染予防、感染拡大防止の対策について

本市域には、500か所以上の介護保険施設・サービス事業所が開所していることから、新型コロナウイルス等の感染症対策に対する国・県からの情報提供を速やかに行うことにより、感染予防、感染拡大防止対策の実施に向けた啓発を進めるとともに、郡山医師会と連携し、事業所等からの相談等に対して迅速に対応します。

イ 業務継続支援等について

特に新型コロナウイルスの感染拡大が継続している現状にあっても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う代替サービスの提供や濃厚接触者へのサービス提供など、介護サービスの事業を継続する必要があることから、そのための費用の補助を行うとともに、事業者等に対する各種支援策の情報提供を行います。

ウ 衛生用品の備蓄及び配布について

新型コロナウイルス感染症が発生した事業所等に対し、緊急に衛生用品を提供できるよう、衛生用品を備蓄し、要請に応じて配布します。

また、感染拡大防止のため、衛生用品を使用する必要性が高い事業所等に対し、本市の在庫状況を見ながら、備蓄している衛生用品の配布を行います。

Ⅲ 計画の進行管理

第1章 計画の達成状況の点検

第1章 計画の達成状況の点検

1 点検の内容

本計画については、3年度の2022（令和4）年度に改定を行うこととなりますが、その見直しを行うにあたっては、計画に定めた内容について継続的に点検し、検討していくことが必要です。

特に、地域包括ケアを実現するには、地域包括ケアシステムをより推進し、利用者のニーズに応じた適切なサービスの組み合わせによるサービスの提供が包括的に行われ、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供が継続的に行われることが必要となります。

そのため、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者を地域で確実に支えることができるよう、長寿・健康づくり事業、高齢者の生活環境充実の推進等と併せて、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者等の介護を要する高齢者の状況を把握するとともに、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検します。

また、計画の達成状況の点検を行うにあたっては、保健給付に係るサービスの提供が適切になされているか等に留意しながら、事業の運営について総合的に点検します。

2 点検を行う組織体制

本計画の策定にあたっては、保健、医療及び福祉の各専門分野の代表者と公募によって選任された被保険者からなる「郡山市介護保険運営協議会」において重要事項を審議するとともに、一般高齢者実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種アンケート及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映させています。

また、この計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況の点検等を定期的に行うとともに、計画策定と同様に市民等の意見を反映させることが重要であるため、「郡山市介護保険運営協議会」において、事業の運営等について審議を行い、計画の適正な推進に努めます。